

令和5年 第4回定例会

大和村議会会議録

第4回定例会 令和5年12月4日（月）開会
令和5年12月8日（金）閉会

大和村議会

令和5年第4回大和村議会定例会会期日程

12月4日（月）開会～12月8日（金）閉会 会期5日間

| 日次 | 月日 | 曜日 | 会議別 | 日 程 |
|-----|-------|----|-----|---|
| 第1日 | 12月4日 | 月 | 本会議 | (開 会) 補正予算 8件 条例一部改正 6件 同意案件 3件 |
| 第2日 | 12月5日 | 火 | 休 会 | |
| 第3日 | 12月6日 | 水 | 休 会 | |
| 第4日 | 12月7日 | 木 | 休 会 | |
| 第5日 | 12月8日 | 金 | 本会議 | (最終本会議) 一般質問 (5名) (午前) 市田 実孝 議員・藏 正 議員 (午後) 前田 清和 議員・勝山 浩平 議員 重信 安男 議員 規約変更1件 議員派遣の件について 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について (閉 会) |

第 4 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 5 年 1 2 月 4 日 (月)

大 和 村 議 会

令和5年第4回大和村議会定例会会議録

令和5年12月4日(月)

午後1時30分 開 会

1 議事日程

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第53号 令和5年度大和村一般会計補正予算(第5号)について

日程第 6 議案第54号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

日程第 7 議案第55号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第 8 議案第56号 令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第3号)について

日程第 9 議案第57号 令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第10 議案第58号 令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第11 議案第59号 令和5年度大和の園特別会計補正予算(第3号)について

日程第12 議案第60号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

日程第13 議案第61号 大和村在宅要介護者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第62号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第63号 大和村特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第64号 大和村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 同意第 7号 大和村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第18 同意第 8号 大和村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第19 同意第 9号 大和村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第20 議案第65号 大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議案第66号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 市田実孝君 | 6番 | 勝山浩平君 |
| 2番 | 前田清和君 | 7番 | 中井文忠君 |
| 3番 | 重信安男君 | 8番 | 宮田到君 |
| 5番 | 藏正君 | 9番 | 奥田忠廣君 |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|--------|
| 議会事務局長 | 森永学君 | 主査 | 後藤美穂子君 |
|--------|------|----|--------|

5 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|-------------------|-------|
| 村長 | 伊集院幼君 | 教育長 | 晨原弘久君 |
| 副村長 | 仲新城長政君 | 教委事務局長 | 前田逸人君 |
| 総務課長 | 政村勇二君 | 企画観光課長 | 大瀬幸一君 |
| 建設課長 | 早川勝志君 | 産業振興課長 兼農委事務局長 | 福本新平君 |
| 教委指導主事 | 里中卓麻君 | 保健福祉課長 | 早川理恵君 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 大石松美君 | 大和診療所事務長 | 松崎泰郎君 |
| 住民税務課長 | 池田浩二君 | 大和の園園長 | 勝健一郎君 |

開会 午後 1時30分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいまから令和5年第4回大和村議会定例会を開催いたします。

開会に先立ち去る10月16日に、東京で行われました都道府県議会議員及び市町村議会議員、総務大臣感謝状贈呈式におきまして、本議会の宮田 到議員が地方議会議員として35年以上在職し、地方自治発展の顕著なる功労を称えられ、総務大臣から栄誉ある感謝状の表彰を受けられました。宮田議員におかれましては、今回の表彰を励みとし、これからも議員活動に精進されることを期待申し上げ、改めてこの場をお借りいたしまして表彰を行いたいと思います。

宮田議員、前のほうへお越してください。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布されております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、前田清和君、3番、重信安男君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの5日間にいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月8日までの5日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和5年第3回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配布しておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、行政報告を行います。

村長より行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。9月4日以降からの行政報告をさせていただきます。

令和5年第3回定例会におきまして、決算審査を皆さんのほうに御審議をいただきました。多くの意見をいただく中で、議会からも意見書をいただいております。我々もしっかり、現在取り組んでいることもありますので、しっかり皆さんの御意見に応えるように頑張っていきたいというふうに思います。

9月8日でございますけれども、夢、ときめき、鹿児島年輪大会、県の老人クラブの大会がございまして、私ども大和村から県の表彰で名音のむつみの会様が会員増強という表彰を受けられました。また、全国表彰で思勝集落の老人クラブがオリーブの会でございますけれども、ひらとみ神社前の花壇の花いっぱい運動など含めてですね、評価をされ、活動表彰が全国のほうからされております。

9月は各学校の運動会や集落の豊年祭などが、もう4年ぶりに盛大に開催をされております。今後も感染対策も一部でなければならぬところでもございますが、地域の行事等によって集落民が元気を取り戻しているのではないかとこのように思っているところでございます。

10月に入りまして、10月7日には燃ゆる感動かごしま国体が開会式が開催されました。51年ぶりの国体の開催ということで、大きな経済効果もあったようでございます。これを機に子供たちが夢を持てるスポーツ活動ができますことを、村としても支援がしていければというふうに思うところでございます。

10月の15日には、関西大和会の総会が4年ぶりに開催されました。これまでも村から支援をしながら、会の存続に協力をしてまいりましたが、今年度まで何とか村のほうから、いろんな形で支援をし、会の存続に向けて、これからも自立できるように頑張っていきたいということで協力をしているところでございます。

次の週の22日には、9月9日の豊年祭のちょうど時期が重なりまして、関東大和会ということで副村長に出会をさせていただき、大勢の会員の皆様、郷友会の皆さんがお集まりになったようでございます。東京も含め、関西と一緒に我々も郷友会とのつながりをしっかりつなげていきたいというふうに思っております。

11月に入りまして、11月2日でございますけれども、平川動物園との協議ということで、現在、我々もアマミノクロウサギの施設を整備中でございます。完成後には、現在けがをしたアマミノクロウサギが環境省から平川の動物園のほうに預かっていただいておりますけれども、そのウサギをぜひともうちの完成後にはここに返していただくということで、動物園の園長さんとも協議をさせていただいたところでもございます。今現在、環境省とも文書のやり取りをしまして協力をいただくようになっております。

11月の4日でございますが、第2回の長田須磨シンポジウムを開催させていただきました。身内でございます見目先生が主導になりまして、この奄美文学プロジェクトの皆さんの協力をいただきながら、シンポジウムが開催をさせていただいて、いろいろ我々も先人の歴史を振り返りながら学ぶ機会を今後とも作っていききたいというふうに思っているところでございます。

11月11日は、御案内のとおり奄美群島日本復帰70周年の記念式典祝賀会が開催されました。多くの方にお祝いをいただくなかで、我々もこの歴史を振り返りながら学ぶ機会にしていきたいというふうに思ったところでもございます。今後とも子供たちにもその歴史を学ぶ機会をこれからも作っていければというふうに考えているところでございます。

次の日の12日でございますが、津波を想定した防災訓練を開催させていただきました。500名近くの村民の参加でございましたが、あいにくの天候もちょっと不安視された中でございましたが、皆さんがそれぞれ避難所に向かったときに、いろんな形で意見も伺っておりますので、足らない分についてしっかり各集落の自主防災組織と協力体制の中で取組を進めていきたいというふうに思っております。

11月14日の日には、東京農工大のほうに伺わせていただきまして、私たちクロウサギを整備するにあたっての今後、大学との連携ということで、獣医学部との連携を図っていきながら、調査研究の施設にしていければということで、来年度ですが、東京農工大さんと協定も結ぶ予定に、一応内諾をいただいたところでもございます。いろんな形で交流人口の拡大に、我々も施設の位置付けをしっかりと作っていききたいというふうに思っているところでございます。

11月の28日には、大和村の助成制度で初めての結婚応援助成金の交付をすることができました。これは国の制度に合わせて、いろいろと規制がかかっている部分もありますので、村独自の助成金ということで作らせていただきまして、今後、我々も結婚を促すためにも、こういう助成の制度を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それと12月に入りまして、昨日でございますが、県体記念のグラウンドゴルフ大会が村内外から多くの方にお越しをいただきました。4年ぶりの村外に向けての開催ということでございましたが、多くの方に参加をいただいて、大和村のPRもできたんじゃないかというふうに思います。いろいろ取組が、我々もコロナ禍が明けた仲では、いろいろと進めていきたいというふうに思っておりますので、また議員の皆様のお理解をいただければというふうに思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第53号 令和5年度大和村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議案第53号、令和5年度大和村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第5号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第5号）は、条例改正に伴う人件費及び災害復旧事業費等に係る費用など、歳入歳出それぞれ1億2,303万6,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第5号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ1億2,303万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,698万1,000円にしようとするものでございます。

歳入の主なものから御説明いたします。

8ページをお開きください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、台風6号被災における2件分の河川等災害復旧費負担金として463万5,000円を計上いたしました。

同じく8ページにあります款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、戸籍システムにおける社会保障税番号制度システム整備費補助金と併せ、マイナンバーカード交付事務費補助金の合計で177万1,000円を計上いたしました。

同じく8ページにあります款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金は、思勝地区の危険木等の対応における里山林総合対策事業として172万2,000円を計上いたしました。

9ページをお開きください。款18繰入金、項1基金繰入金においては、財政調整基金から1億1,300万円を繰り入れ、財源不足を補いました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

10ページをお開きください。節1報酬、節2給料、節3職員手当、節4共済費の補正につきましては、人事院勧告によるものが主でございますので、説明は省略させていただきたいと思いますが、15ページにあります予防費の人件費に関しましては、コロナワクチン接種関連によるものでございます。

同じく10ページにあります款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節8旅費は、職員採用試験の2回目の実施に伴う普通旅費と合わせ、皇室献上やかごしま国体並びに福岡台湾事務所等への挨拶のほか、コロナ禍からの県外郷友会など、前年度から増加となった特別旅費の合計で88万7,000円を計上いたしました。

同じく節9公債費におきましても、令和5年度にコロナ禍からの動きで県外郷友会などの開催など、4年度より増加したものに伴いまして30万円を計上いたしました。

11ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費は、園地内伐採等の合同会社ひらとみへの委託料と合わせ職員駐車場整備における重機借上料並びに大和浜松崎地区県砂防事業関連における用地費交付金などの合計で617万2,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目6定住促進費は、新築住宅助成金1件分と住宅改修助成金上限額2件分の合計で200万円を計上いたしました。

14ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金は、名音生活館及び戸円公民館における集落公民館改修助成金として200万円を計上いたしました。

同じく目8国民健康保険事業事務費は、国民健康保険特別会計への繰出金として243万円を計上いたしました。

15ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予備費は、コロナワクチン接種関連費用として149万9,000円を計上いたしました。

17ページをお開きください。款5農林水産業費、項1農業費、目4農業振興費、節15原材料費は、鳥獣被害対策用の柵購入費といたしまして75万円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項2林業費、目7里山林総合対策事業は、保存松樹幹注入委託と合わせまして、歳入でも御説明いたしましたが、思勝地区の里山林整備事業補助金の合計で175万3,000円を計上いたしました。

19ページをお開きください。款7土木費、項5都市計画費、目1公園費は、マテリアの滝駐車場整備における重機借上料といたしまして200万円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。款7土木費、項6住宅費、目1住宅管理費は、村営住宅及び定住住宅における修繕料といたしまして430万円を計上いたしました。

22ページをお開きください。款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費は、災害関連における職員給与の組み替えと合わせ、台風2件の工事請負等の合計で7,136万円を計上いたしました。

同じく22ページでございます。款13予備費におきましては、6万6,000円を減額して歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

10ページですね、10ページの人事院勧告があったということで、給与が上がっておりますけれども、特別職の期末手当、これも人勸によるものだと思いますが、先ほども全員協議会を開いていただいて、議長から交際費が当初150万だったのがプラス30万、180万になった、説明をしてほしいということがありました。結構、こういったお金の使い方、この村幹部の給与とか、交際費とかですね、説明責任をしっかりと果たさないと、村民からの批判は高まる恐れがあると思いますけれども、今回、議会も対象になっているんですね。その期末手当が上がりますけど、人事院勧告によって、議会や村長、副村長、教育長、ボーナスが全部で42万2,000円ほど増えると聞いておりますが、内容の説明を求めます。

○総務課長（政村勇二君）

後ほど条例改正のところでも御説明しようと思いましたが、今回、人事院勧告に伴いまして、村長、副村長、教育長、診療所医師、そして議会議員の皆様を含む特別職の皆様方の期末手当、こちらが0.1月分引上げとなります。それと合わせまして、またそのほかにですね、人事院勧告に伴いまして国家公務員の給与に倣いまして、地方公務員である職員給与の期末手当、そして給料表の改正等も行う予定で、また後ほど条例改正のときに説明をしていきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

職員の給与はいいと思うんですよ。特別職ですね、今のこういった情勢の中で、いかがなものかなど、とても強く感じるもので、それぞれ村長、副村長、教育長、私たち、どれぐらい年間増えますか。その財源、国から交付金が幾らかあるということでありましたけれども、満額ではないとおっしゃっていましたが、その確認。また同じく、その方々の年間年収、今回アップすることによって、それぞれ年収が幾らになってくるのか、説明を求めます。

○総務課長（政村勇二君）

今回、その特別職の0.1月分上がる旨の期末手当の金額でございますが、まず、村長のほうで8万3,710円、副村長で6万6,000円、教育長で6万2,370円、診療所医師で6万5,000円、議会議長で3万3,000円、副議長で2万7,269円、そのほか議会議員の皆さんで2万4,937円と、これが0.1月分上がる額で、これは年額でございます。

そのほか年収でございますが、これは各村長、副村長、教育長、そして給与条例がございまして、その給与条例にある金額に12カ月を足した今回の6月、12月の支給、これはあくまでも総支給額です、支給総額、これから税金とか引かれる場合もございまして、村長で1,197万円、副村長で934万円、教育長で896万円、議長で473万6,000円、副議長で390万1,000円、そのほか議会議員の皆さんで354万7,000円、これが概算の年収でございます。

[発言する者あり]

財源は交付税で見られると、交付税の追加分として見られる予定ではございますが、この0.1月分、特別職、そして我々一般職も含めた財源が満額つくことの想像はなかなかつきにくいところがありますが、はっきりした数字的な財源のまだ示しは出されていないところでございます。

○村長（伊集院 幼君）

議員から交際費の件が出ましたので、私からちょっと補足させていただきます。今回、30万ということで増額予算を計上させていただいたのは、これまで我々まほろば館の加工品とか、それと奄美開運酒造さんにひらとみの焼酎を作ってもらったりとか、これ、ちょっとコロナ前に作ってもらった焼酎でございまして、我々もこれをPRするために、こうして関係者の皆さんに贈呈をしたりとか、県の職員の方に贈呈をしたりとかいうことでこれまでございまして、交際費がちょっと膨らんだ時期もございました。これからはある程度、今年度でコロナもだいぶ回復しまして、来年度からいろんな形で行事等もこうして開催されるにあたっては、我々の交際費から出すんじゃなくて、イベントの中での経費で出せるんじゃないかなというふうに思っておりまして、今回、来年の3月までに郷友会関係の会合とかあるものですから、今回、こういうふうに増額させていただきましたけれども、しっかり我々も情報公開ができるようにしていかなければならないというふうに思っておりまして、来年度からは交際費もだいぶ削減できるんじゃないかなというふうに今我々も思っているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

村長、交際費の説明はどうもありがとうございました。特別職の給与に戻りますけれども、今回の基になるのは国でもありました給与法の改正があり、そのとき、批判が国民から出て、マスコミから出て、首相と閣僚は自主返納国庫にしております。また、全国的にはほかの自治体でも今の物価高などの情勢を踏まえてですね、受け取るべきではないと判断した首長がおり、寄附したら違反になりますから、やり方を考えて還元とか返礼を検討しているところもあります。今回、私たち今回の上程された議案ですが、特別職の引上げは行わずに、その分、職員の増額に回ったという自治体もありました。診療所所長がここに含まれていて、診療所は今、村民からの評価も高くですね、診療所所長に関して、そういった村民から批判は上がって来ないのでこのとおりやってもらいたいと思うんですが、私たちですね、これは見直すべきじゃないかと、この条例、今からありますけれども、この予算に関しても、この条例を引き下げる、またもしもらったとしたら、せめてそれを返すというような方法を検討する、そのようなことはできませんか。

○総務課長（政村勇二君）

これから説明する条例の引き下げをというところでございますが、やはりこの人事院勧告というのは、毎年行われ、1回以上は行われるものでございまして、確かに令和4年度と今年度の令和5年度は、特別職を含む管理職、我々管理職、そして一般職員の期末手当の率のアップ、引き上げ、そしてまた若年層の給与表の改定になるんですけれども、この人事院勧告というのは、やはり民間企業との給与の差が激しかった場合には、やはりそれはそれなりに引き下げる年度もございます。

そういった中では、国家公務員の給与改定に伴い特別職の国家公務員の改正給与法、これは法案自体も可決しているところがございますので、そういった中で、やはりそこに見習い特別職の職責に伴う、今回期末手当の上程もさせていただいたところがございますので、そういった部分においても御理解いただければというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

勝山君、5回目です。

○6番（勝山浩平君）

4回目じゃないですか。

○議長（奥田忠廣君）

4回目です。

○6番（勝山浩平君）

民間企業とおっしゃいましたけど、では本村の民間企業の今の経済状況はどのようなレベルになるのか、調べたりしたことがあるのかなと思いますよ。この間3月、条例を変えて10%減らしていたのを元に戻す。それで村長が年額91万、副村長72万、教育長68万、上がっているんですよ。今年額は違いますが、これ2回目ですよ。3月のその結果、私たち議員ですから、説明する、住民に責任があります。こういったことがあったよという、前も申し上げましたけど、みんな怒りますよ。そのときうれしかったのは、議長が控室に戻ったときに、勝山君、自分も下にいたら反対していたよという、大変激励の言葉をもらいましたけれども、それが村民感情じゃないかなと思うんですよ。村民の平均年収、令和2年度225万円ですよ、1人当たりの。これ民間企業も含まれているので、個人とした場合はもっと下がるといわれていますけれども、先ほど年収を紹介してもらいましたが、村長1,100万円。ちなみにですね、瀬戸内の町長月の給与68万1千円、本村よりか8万円安いんですよ。そういった状況を見て、今特に物価が上がって厳しい中で、この私たち、また役場の幹部の皆さんの給与を上げるというのは、多分、広報紙等で条例一部改正ぐらいで伝わらなんでしょうけれども、中身を知った場合には大きな批判が上がるといっていいませんか。

○総務課長（政村勇二君）

先ほどと同じ答弁に一部なるかと思いますが、この人事院勧告というのは年に1回以上、これは国の人事院自体が国家公務員の給与と民間企業の給与を比較して勧告されるものでございまして、実際、その国家公務員の給与は確かに高いものでございます。そこをひくとした場合のラスパイレス指数という、我々地方公務員各自治体における公務員の、国が100だった場合、大和村では90、約3%、93という数字の中での給与改定、給与改定と言いますか、人事院勧告に伴う今回改正の上程をさせていただいているところがございますので、そういったところで、やはり確かに大和村単独での何と言うんでしょう、年収といいですか、各平均年収と比較すると、やはり高いものになるかもしれませんが、これは全国、国からの人事院からの勧告に伴った勧告の内容というふうな受け止めておりますので、そういった中で上程をさせていただいていることに関しましては、御理解を

いただきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

人事院勧告というのは分かるんですよ。先ほど申し上げたように、首相も返したんですよ。住民意識に敏感な首長、横浜市とか、もらわないようにする方法を考えると、自分たちのを上げないでその分職員に還元するとか、そういった独自の取組をしている自治体もあるんです。そういったところを参考にしながら、今回、引き上げるのをやめるとかですね、もらったお金をまた返すとか、そういった方法を検討するべきではありませんか。再度伺います。

○総務課長（政村勇二君）

やはりこれからありますその条例の可決に関しましては、ぜひとも御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

続いて11ページですね、勤勉手当、これは正規職員のものであると伺いましたけれども、会計年度任用職員についても勤勉手当を検討していくという答弁が以前ありましたが、会計年度任用職員の勤勉手当支給はどのような状況ですか。

○総務課長（政村勇二君）

この会計年度任用職員の勤勉手当に関しましては、令和6年4月1日を基準日といたしまして、現在、3月議会の上程に向けて条例の内容を精査中でございます。その内容といたしましては、今検討の段階ではございますが、勤勉手当の率は正職員同様、同じ率で会計年度任用職員も勤勉手当をやっっていこうという条文の、今検討中でございます。

○6番（勝山浩平君）

現在検討中ということでありましたけれども、勤勉手当を支給することになって、来年度の4月1日から、だいたい会計年度の総額が幾ら上がるのか。また、1人当たり平均どれくらい上がるのか、説明をしてください。

○総務課長（政村勇二君）

今回の期末手当に関しては、会計年度任用職員も3,800円から約1万円、これは月額でございます。失礼しました、そうですね、給与が今度改定になりますので、1級行政職の給与表が1級2級、その方たちが今度から3,800円から約1万円の給与が上がるところでございますが、現在、その職種に関してですね、会計年度任用職員も年度で昇給する3年間、職員もいらっしゃるものですから、そこをまた実際、今、4月以降も継続で働いていただける方、そしてまた事情により退職を、離職をされる方を、今、11月末で人数の精査をしている状況でございますので、それが固まりましたらだいたい勤勉手当、その人数次第ですね、勤勉手当の概算の数字もでてくるというふうにおもわれますので、今まだはっきりした数字が言えない状況ではございます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○5番（藏 正君）

失礼しました。18ページに起業創業ステップアップ助成金59万7,000円ございますが、このステップアップの取組内容をちょっと教えていただけたらと思います。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

本助成金の取組内容についてでございますが、今年度からこの助成金制度スタートいたしまして、申請では5件上がってきておりまして、このうち3件を採択といたしております。当初予算では上限100万円の2件分ということで予算を計上しておりましたが、3件、我々が予定していたより将来性を見込める事業というのが出てまいりましたので、その分、助成事業総額が増額になりました。その分59万7,000円の増額となっております。以上です。

○5番（藏 正君）

まず、今言った限度額100万円というのは、全体で100万なのか1件につき100万なのか、教えてもらえますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

1件当たり上限が100万円となっております。

○5番（藏 正君）

以前、この事業について当局から説明をあらあら聞いたことがあるんですけども、そのときには村外に住まわられていても村内でそういった事業を取り組む方には対応になりますよという話を聞きました。逆にですよ、村内の人が村外で何か事業をするというのは対象になるのかなと思ってなんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、村外の方がこの助成金に申し込みができるのかというところの考え方といたしましては、大和村内できちんと開業届を出していただいて、法人税ですとか、そういった諸税金関係が大和村内で発生するというものについては申請を認めるというふうにしております。逆に村内の事業者が他の地域で事業を展開したいという場合、本社が当然村内に住所を置いていけば、その法人税、各種税金などは本村に発生いたしますので、そういった面では申請は可能かというふうに考えております。以上です。

○5番（藏 正君）

どうもありがとうございます。あとはちょっとお願いというか、以前にもそういった意見が出ていると思うんですけど、例えば、この資料の中で重機借上料とかね、修繕料とか、そういったのがいろいろ出てきます。口頭の説明があって初めて分かるんですけど、やっぱり審査資料の中ですね、重機借上料、例えばさっき公園費のマテリアとか説明があったら、あそこらへんだというのが分かりますけど、せめてここらへんにですよ、カッコ書きか何かで、そのマテリア線とか、ほか

でもありますよ、この災害復旧費でも500万円とか、請負額5,800万とかあるんだけど、そこに何の事業だとかね、災害の場所とか、そういったものというのは記載されない、できないんですか。

○総務課長（政村勇二君）

確かにこの新しいシステムを運営するときにですね、以前、藏議員のほうからも確か工事請負費とか備品購入費の件でお話を伺った経緯は、私自身も覚えております。また、このシステムの中で、また一つずつ入力していかなければいけないものでございますので、そこはまたきちっと対応できるようにですね、また財政、そして入力をする担当職員、新年度予算も含めてなんですけれども、担当職員にも周知徹底を図りながらですね、できる分の努力を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○1番（市田実孝君）

単純なことをちょっとお聞きしたいんですけれども、14ページ、地籍調査費のですね、マイナス308万3,000円というのがございますね。そして、災害復旧費で1人分の人件費314万9,000円と増えているんですが、この大和村の地籍というのは進捗状況とか、もうだいたいほぼ終わったと見て、人件費を減らしたということですか。

○建設課長（早川勝志君）

まず地籍調査費から給与が308万3,000円減額しております、こちらは事業費といいますか、給料の組替でして、地籍調査費ではですね、補助事業で人件費が職員の人件費が見られないことになっております。今回、災害がですね、多く発生しているものですから、災害であれば人件費が災害の事務費ということで計上できるものですから、そちらに移動させていただいているところでございます。地籍調査の進捗状況でございますけど、なかなか進みが悪いところでして、約あと40年程度かかるのではないかとというふうに考えているところです。以上です。

○1番（市田実孝君）

実はですね、畑をないでおりますと、その地籍で畑の真ん中、あちこち杭を打ってあるんですよ。それを地籍が終わるまで置いておかないとということで、固いもんですから鉄みたいなんです、刃を折ったりするんですよ、草刈る場合ですね。だからそういったことは、あと40年も置いておかなければいけないということなんですか。

○建設課長（早川勝志君）

確認をさせていただくんですけれども、まず、あるふちといいますか、境界には必ず今現在分かるような形でですね、境界杭を置いております。ただ以前、調査に入る段階でですね、筆を分けるとか分けないとか、合筆するとかいう形で、案を作るときにですね、その境界杭をいったん置かせていただいているものですから、その場所場所においてですね、その杭を撤去していい場所と悪い場所がございますので、そこはこちらの建設課のほうに確認していただければ、御案内して差し

上げたいというふうを考えております。

○1番（市田実孝君）

この地籍調査というのは、あと40年ほどかかるということですが、多分、平地の多い徳之島とか、笠利なんかは、進捗状況はもっといいわけですね。大和村もやっぱり山あいが多いものですから、もうちょっとその地籍調査のですね、進捗を早めるためにも、職員とか、そういったのを増やしていくような考えはないんですか。

○建設課長（早川勝志君）

大和村はですね、地形的にやはり先ほど議員がおっしゃったように急峻な山があったりですね、なかなか進みづらいと。ほかの地域に比べて、県本土と比べてハブとか、その危険性もありまして、なかなか進まないというのがあります。確かに県内でもですね、終わった市町村が、100%終わったところもあるんですけども、例えば与論町とかが確か終わったと思うんですけども、なかなかうちのほうは進んでおりませんので、今後は新たなですね、地籍調査の方法もですね、新しく開発されておりますので、その辺も活用しながらですね、何とかうまく早く進めていけないかというふうに考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

最後に、まだ40年分残っておられるとおっしゃったんですけども、この各集落ですね、その中身とかは、だいたい範囲的にですね、残っているあたりはどこらへんなのか、今のところ分かりますか。

○建設課長（早川勝志君）

申し訳ございません、手元に細かい資料を持って来てないものですからなんですけれども、例えば、一番当初ですね、国直から地籍調査が始まりまして、だいたい思勝集落まで進んできているところでございます。あとは例えばトンネルが掘るとか、その辺の公共事業に併せて、地籍調査を先に先行して入れたりですね、そういった形で進んでおりますので、転々と場所がしておりますので、細かいのはまた後ほど建設課のほうにお尋ねしていただければ、御紹介させていただきたいというふうに思っております。

[「終わります」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○2番（前田清和君）

すみません、1点だけお伺いいたします。14ページの総務費、節18負担金補助及び交付金で、集落公民館改修助成金ということで、先ほど総務課長より名音集落と戸円集落の2カ所、説明が、補助金助成をするという説明を受けたんですが、先ほど同僚議員からもあったように、この改修事業の説明をですね、すみませんが名音集落はどのような改修事業をするのか、戸円集落はどのような事業をするのか、それに対してどれだけの費用がかかっているのか、200万円交付なのか、少し詳

しい説明をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

公民館等の改修助成につきましては、集落負担が5%、5分です。そして残り95%、9割5分のほうは村のほうで負担するということになっています。例えば、全体の改修費用が100万円かかるのであれば、5万円が集落負担、残り95万が村の負担ということになっております。対象になるのが各集落の公民館及び土俵のやぐら等ですね、そういったのも含まれてきますので、土俵自体は対象外になります。以上でございます。

○2番（前田清和君）

住民税務課長、どのような改修をされるのか、ちょっと御説明をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

例えば、今回の名音集落などは生活館の照明ですね、LED化しております。そして土俵のやぐらのほうの照明も付け替えております。そして、戸円集落などは今回、シャッター、シャッターというか、サッシですね、サッシの破損がありましたので、そのサッシも取り替えております。そういった要望があればですね、またこちらのほうもまた予算の、議員の皆様の御協力をいただきながらですね、対応はしていきたいと思っております。

○2番（前田清和君）

LEDの街灯取り替え、そしてサッシの取り替え、これで補助金が100万、100万ということで200万の助成を出しているわけですか。集落持ちが5%ですか、補助金が95。僕、最初、当初ですね、僕も事務嘱託員していましたが、集落の公民館というのは、まず新しく新築する場合には、集落が何%、集落が30か20でしたかね、あと行政、役場からの80%ぐらいの補助金で新しい公民館を建てて、公民館が建てたあとは、各集落が責任を持って運営をしていくと、補修とか、そういうのも全部全て集落の基金で補修をしていくというふうに、僕の中ではそういうふうにならざるを得ないと思っております。ただ、ここにきて昨年度もそうでしたかね、公民館の取り壊しにおいても、役場からの100%200万の補助金が出る。今回にしても95%は行政から出るということで、こういう規約とかはないと思うんですけど、こちらへんは、もちろん大和村がね、各集落、今運営も大変なので、補助金を行政から出して、各集落で少しでも負担のかからんようにということをやっているんですけど、やっぱりこれは、ちゃんとそういう決まりごとじゃないですけど、規則というか、そういう集落がやっぱり5割だったら5割、行政が5割とか、その場その場でそういう5%、95じゃなくて、そういうのはまだ住民税務課長、そういうあれはないですよ。

○住民税務課長（池田浩二君）

今回、令和5年9月19日付けです、各集落の集会施設、公民館とか、生活館とか、補修に係る村の助成ということで、村長、副村長と協議して、実施要項などを定めておりますが、その中で先ほどの村の負担が95%、そして土俵のやぐら等の解体費用については、解体の費用はあくまでの集落にさせていただく100%負担です。その既設の土俵やぐらの産業廃棄物になりますので、その処

分費用は村のほうで負担していただくという、そういったもので取り決めを決めております。この内容は、毎月行われる事務嘱託委員会の中でも、各集落の区長さんのほうには説明をしております。以上です。

○村長（伊集院 幼君）

ちょっと補足をさせていただければ、議員がありましたように、以前は各集落が責任を持って公民館を維持をしておりました。建設費の事業費の区分けで幾らから幾らまでは幾らとかという、何かややこしい決まりがあったんですけども、それ以後、各集落の公民館を避難所として位置付けた中で、補助事業で避難所でLEDにしたり、バリアフリーにしたりとかということができるようになったもんですから、それをやっている集落とやっていない集落が分かれてきまして、今全体的に防災の避難所としての整備が、今少なからず実施できております。そういう中では、我々も集落負担を少しでも軽減できるように、避難所として活用させていただいている中では、負担を少し抑えようということで、単独事業の中では集落負担5%という取り決めがございまして、その中でやってもいいんじゃないかなと、そして、県営農地環境事業も地元負担、農家の負担は5%ということがあったもんですから、今回統一して5%の負担にしようということで、今回、集落も維持に係るものについても一応我々は支援していこうということで決めさせていただきました。

○2番（前田清和君）

最後に住民税務課長、議員の皆さん方にも、その負担の割合とか、そういうのを文書で少し書いていただいて配布していただきすようお願いして終わります。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○5番（藏 正君）

本当、申し訳ない。先ほどですね、18ページの起業創業ステップアップ助成金につきまして質問しました。5件上がって3件採択して、その中で足りない分の59万7,000円を上げましたと聞きましたけど、私、その3件の取組事例というのは、どんな取組をしているんですかと聞いたつもりだったんですけど、その説明はもらいましたか。その取組事例、紹介できなければあれですけど、できたらその事例を教えてくださいたいと思います。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

取組事例ということでございますが、今、開業に向けて準備をしているところもございます。事業の分野といたしましては、観光業が2件、製造業が1件ということで、宿泊事業、そしてエコツアーガイド、そしてもう1件は染物工房開業ということで、今それぞれ準備が進められ、また営業を開始しているところでございます。以上です。

○5番（藏 正君）

ちょっとその展開しようとしている場所まで、できたら教えてくださいませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

事業を展開しようとしている場所についてでございますが、宿泊事業につきましては大金久集落、染物工房につきましては名音集落、エコツアーガイド業につきましては、こちらはもう村内全域が営業のエリアというふうになっております。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第54号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議案第54号、令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、繰入金の増額や総務管理費及び施設管理費の増額などにより、歳入歳出それぞれ72万6,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,549万3,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の72万6,000円の増額は、歳出の増額に伴い調整を行ったものでございます。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目1総務管理費の12万6,000円の増額につきましては、人事院の勧告によるものでございます。

款1事業費、項1水道管理費、目2施設管理費60万円の増額につきましては、節1報酬と節4共済費は、人事院の勧告によるものでございます。節10需用費は、水源取水のための地下水ポンプ稼働に伴う電気代の増額であります。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第55号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、議案第55号、令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、県支出金普通交付金の増額や保険給付費及び償還金の増額など、歳入歳出それぞれ1,743万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,743万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,925万5,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金は、保険給付費に係る普通交付金として1,500万円を増額いたしました。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、給付費精算に伴う返還金が生じたため、一般会計繰入として243万円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、一般療養給付費の増額見込みに伴い1,000万円を増額いたしました。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、高額療養費に係る給付費増額見込みにより500万円を増額いたしました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び返還金は、前年度実績における給付費等の返還金として239万円を増額いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、議案第55号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第56号 令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、議案第56号、令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。
提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。
令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）は、人件費等の増額など歳入歳出それぞれ153万円の増額予算を計上いたしました。
内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について、内容の説明を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ153万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,844万円にしようとするものであります。
それでは、5ページの歳入から御説明申し上げます。
款1診療収入、項1外来収入、目2社会保険診療報酬収入193万円の増額、目4その他診療報酬

収入150万円の減額は、いずれも今年度の実績見込みによるものです。

款5 諸収入、項1 雑入、目1 雑入、節2 雑入は、新型コロナワクチン接種補助金の増により110万円を増額計上いたしました。

次に、6 ページの歳出について御説明申し上げます。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、節1 報酬、節2 給料、節3 職員手当、節4 共済費の増額は、人事院勧告対応等によるもので、一般管理費合計で213万円を増額計上いたしました。

款2 医業費、項1 医業費、目1 医業費、節13 使用料及び賃借料は、腹部エコー超音波診断装置リース契約終了により60万円を減額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第57号 令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第57号、令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、繰入金の増額や一般管理費の増額など、歳入歳出それぞれ68万2,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,843万円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、職員給与等に係る一般会計繰入金として68万2,000円増額いたしました。

次に、7ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事院勧告に伴う職員手当等の増額及び介護システム改修負担金として合計で68万2,000円増額いたしました。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目5施設介護サービス給付費から目9居宅介護サービス計画給付費につきましては、サービス利用実績の見込みに伴い合計で22万円減額いたしました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金は、前年度分の介護給付費確定に伴う返還金として22万円増額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第58号 令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第58号、令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補助金の減額や人事院勧告に伴う人件費の調整及び西部地区から東部地区への地区間流用による事業費の調整など、歳入歳出それぞれ1,641万8,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,641万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,166万1,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1農業集落排水事業国庫補助金の1,200万円の減額は、補助金の確定に伴い西部地区から東部地区への地区間の流用に伴うものでございます。

款3県支出金、項1県補助金、目1農業集落排水事業県交付金の339万円の減額は、補助金の確定に伴い西部地区から東部地区への地区間の流用に伴うものでございます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の102万8,000円の減額は、歳出の減額に伴い調整を行ったものでございます。

次に、10ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費の節1報酬10万円、節3職員手当等4万円、節4共済費2万円の増額は、人事院の勧告に伴うものでございます。節10需用費140万円の増額につきましては、西部地区の非常用発電機蓄電池取り替え及び津名久中継ポンプ場、大和浜中継ポンプ場、湯湾釜中継ポンプ場の修繕によるものでございます。節11役務費15万円の増額につきましては、中継ポンプの汚泥引き抜き量増加によるものでございます。節13使用料及び賃借料20万円の増額につきましては、緊急時の対応に伴うものでございます。節14工事請負費5,200万円の減額は、補助金確定に伴う地区間流用等によるものでございます。

款2事業費、項1事業費、目1農業集落排水事業、節2給料7万2,000円の増額につきましては、人事院の勧告に伴うものでございます。節14工事請負費3,200万円の増額につきましては、西部地区から東部地区への地区間流用に伴うものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

今一番最後のところの工事のそれがちょっとよく分からなかった、西部地区から東部地区へのそこをもうちょっと詳しく教えてもらえませんか、工事請負費。

○住民税務課長（池田浩二君）

西部地区というのは、まず戸円から今里までが西部地区というんですけど、そちらのほうで今年度の事業として確定するものは、施設の中で水量計というのがあるんですけど、水量計、それを取り替えということで、その分は確定いたしました。それ以外の分がですね、補助金の確定により、今、予算的に残っている状況でございまして、あと東部地区のほうに3,200万ですね、そちらのほうに流用してもらって、東部地区の今後の集落排水施設、またこれから国直地区などへの工事がありますので、そちらのほうで使っていただくということで、西部地区から東部地区への予算的なものを移したということになります。

○5番（藏 正君）

要するに、工事請負費とあるけれども、まだその請負が確定しているとかいうものじゃなくて、西部地区で残った分の予算を東部に回すという考えでいいんですか。

○議長（奥田忠廣君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第59号 令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第59号、令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）につきましては、基金繰入金の増額や一般管理費の増額など、歳入歳出それぞれ81万2,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,945万円にしようとするものです。

6ページの歳入から御説明いたします。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金の43万7,000円の増額は、歳入歳出の調整を図るため増額計上いたしました。

款6県支出金、項1県補助金、目1県補助金の37万5,000円の増額は、今年度物価高騰に対する補助金が給付されることになったためです。

次に、7ページの歳出について御説明いたします。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 一般管理費の68万1,000円の増額は、人事院の勧告により増額計上いたしました。

款 2 サービス事業費、項 1 施設介護サービス事業費、目 1 施設介護サービス事業費の13万1,000円の増額は、厨房の食器洗浄機の更新によるものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第60号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第60号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、繰入金の増額や一般管理費の増額など、歳入歳出それぞれ12万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,554万円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、職員給与等に係る一般会計繰入金として12万8,000円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事院勧告に伴う職員給与等として12万8,000円を増額いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

-----○-----
再開 午後 3時15分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----
日程第13 議案第61号 大和村在宅要介護者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、議案第61号、大和村在宅要介護者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の御説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村在宅要介護者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

在宅で介護を行っている方への負担軽減を目的とした手当の支給について、対象者の拡充を行うため改正するものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村在宅要介護者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

大和村在宅要介護者等介護手当につきましては、在宅要介護者を介護している者に、その労苦をねぎらい在宅福祉の増進に寄与することを目的として手当を支給しておりますが、核家族化の進行により別居で介護を行っている世帯が増加していること、それに伴い生計分離している実態があることから、社会情勢を鑑み、同居及び生計同一でなくても日常的に介護を行っている者へ支給できるよう改めようとするものでございます。

御審議方よろしく申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第62号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、議案第62号、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布されたことに伴いまして、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので御提案いたします。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布されました。改正の内容といたしましては、国民健康保険被保険者で妊娠85日以上の方の所得割及び均等割が産前産後の4カ月間、もしくは6カ月間が免除されます。

以上のことから、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、議案第62号を採決いたします。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定されることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第63号 大和村特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第15、議案第63号、大和村特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。
令和6年4月1日から簡易水道事業及び集落排水事業が公営企業法適用へ移行し、財務規定の適用となることから、大和村特別会計条例の一部を改正する必要性が生じたので、御提案いたします。
内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。
令和6年4月1日から簡易水道事業及び集落排水事業が公営企業法適用へ移行し、財務規定の適用となることから、第1条第1号簡易水道事業簡易水道事業特別会計及び第5号集落排水事業集落排水事業特別会計を削除するものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第64号 大和村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第16、議案第64号、大和村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、手数料の標準額が見直され、本村の手数料条例を改正する必要が生じたことにより御提案いたします。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村手数料条例の一部を改正する条例の改正内容について、御説明申し上げます。

主な改正内容は、戸籍法の一部改正に伴い、令和6年3月1日から戸籍証明書等の広域交付及び電子証明書提供用識別符号の発行が開始されるため、大和村手数料条例に当該の事項を追加するも

のでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 同意第7号 大和村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第18 同意第8号 大和村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第19 同意第9号 大和村固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（奥田忠廣君）

日程第17、同意第7号、大和村固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第19、同意第9号、大和村固定資産評価審査委員会委員の選任についての3件を一括議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

任期満了に伴い、大和村固定資産評価審査委員会委員に中原史雄氏、川下吉光氏、坂元龍馬氏を選任したいと思いますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めたく御提案いたしております。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします

す。

○住民税務課長（池田浩二君）

内容の御説明を申し上げます。選任の同意を求めていますのは、住所、鹿児島県大島郡大和村大字大和浜17番地7、氏名、中原史雄、生年月日、昭和24年10月16日でございます。履歴の概要につきましては、次のページに記載してございますので、御覧いただきたいと思ひます。

続いて、選任の同意を求めていますのは、住所、鹿児島県大島郡大和村大字大柵193番地2、氏名、川下吉光、生年月日、昭和26年3月6日でございます。履歴の概要につきましては、次のページに記載してございますので、御覧いただきたいと思ひます。

続いて、選任の同意を求めていますのは、住所、鹿児島県大島郡大和村大字戸円458番地3、氏名、坂元龍馬、生年月日、昭和24年8月1日でございます。履歴の概要につきましては、次のページに記載してございますので、御覧いただきたいと思ひます。

御同意方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論に入りますが討論と採決につきましては、各同意案件ごとに行います。

同意第7号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、同意第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第7号、大和村固定資産評価委員会委員について同意を求めた件は同意することに決定されました。

次に、同意第8号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、同意第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第8号、大和村固定資産評価委員会委員についての同意を求める件は同意することに決定されました。

次に、同意第9号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、同意第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第9号、大和村固定資産評価委員会委員についての同意を求める件は同意することに決定されました。

-----○-----

日程第20 議案第65号 大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第20、議案第65号、大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和5年人事院勧告による給与改定に基づき特別職等の期末手当の支給率の改定を行いたく御提

案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

今回の人事院勧告の概要は、民間給与が公務員給与の水準を上回ったため、国家公務員の給与改正に伴う特別職の国家公務員の給与を引き上げる改正給与法に関連して、閣議決定の趣旨に添い、大和村長を含む特別職、村長、副村長、教育長、診療所医師、議会議員の方々の期末手当の支給率を0.1月分引き上げ、年間3.3月分から3.4月分へ改正を行い、令和6年6月と12月の各支給率を均等にして1.7月分ずつとする内容となっております。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

先ほど金額等の詳細な説明はいただきましたけれども、本当に診療所医師以外の引き上げには、私は反対です。今回、議案上程をされましたが、今、この上程をする前に議会側に何らかのこの件に関しての相談等、行っておりますか。これ、村長等も含まれていて、教育長も含まれていて、議会も含まれてて、診療所の医師も含まれてて、とてもやりづらいんですよね。事前にもし相談があったとしたら、例えば、議会の判断で、議会は今度見送りましょうという判断もできたかもしれませんが、そういった協議は行っておりませんか。

○総務課長（政村勇二君）

議会議員の方々への協議は行っておりません。まず、この人事院勧告がなされたときにですね、国の勧告に従いまして起案し、村長の決裁をいただいているところでございますが、補正予算のところでもいったん御説明いたしましたけれども、この人事院勧告に関しましては、引き上げがなされるものに関しましては、この12月定例会の会議において皆様に上程をさせていただき、お諮りしていただくという、過去もこういった事前協議は行わずですね、行っておりました。しかしながら、不利益を被るもの、この人事院勧告がなされて減額もしくは期末手当の引き下げ等があった場合にはですね、12月定例会を待たず不利益を被るものですから、臨時議会等を踏まえた形で皆様にお諮りをしている状況でございます。

○6番（勝山浩平君）

不利益を被るものとありましたけれども、これ、村民不利益を被るんじゃないかなと心配しているんですよ。国からの交付金満額こないとおっしゃいましたけれども、その分は一般財源から村民、村の税金から支給されるわけですよね。ですから、今後、下げる場合はいいですけども、考

え方は逆なんじゃないかなって、村民を中心に考えていけば、引き上げる際には事前にですね、議会に対しては、議会の代表、議長とまた議会の幹部の皆さんに事前協議の場をもつていただきたいと思いますが、どうですか。

○総務課長（政村勇二君）

この人事院勧告におかれましては、またこちらは県の市町村課を通じて総務副大臣の助言からそういった通知がございますので、そういった助言、情報等が入りましたらですね、事務局を通して、まずは通知をしていきたいというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

初めに、原案に反対の発言をお伺いします。

○6番（勝山浩平君）

反対の立場で討論いたします。これ、3月の条例改正の10%戻すというときもやらせてもらって、本当はやりたくないんですけども、どうしても村民感情との乖離が大きすぎると思うのでまたやらせてもらいますが、今回、村の幹部、特に三役ですね、を上げるということ、また議会も上がります。もしこれが議決をされれば、村民が到底納得するとは、私は思えないんですね。結構議員は地域に根差した活動に取り組んでいて、ありがたいことに地域の皆さんが遠慮なくものをおっしゃってくれるんですね。3月の場合にあったのは、10%戻して上げたというのに対しては、非常に怒りの声が大きかったです。今回も額は違いますが、そういう感情を抱く村民が出てくる恐れが、内容を知ればですね、あると思います。私たち議員としても、決定機関は私たちですから、また上げてしまったことに対して、村民への説明ができません、こういった情勢の中では、コロナ物価高の。会計年度任用職員の処遇改善とか、コロナで落ち込んだ観光業への支援策など、これから使うお金が増していくと思われませんが、そういった中、やはり財源というのは大切に扱うべきで、そういった今後の展開を考えていく上でもですね、村民が納得するとは到底思えません。実際、3月に先ほど申し上げた10%戻したときの条例の改正のあと、村民に説明等を個人的に行ったりしましたが、出た意見がですね、これ、会計年度の職員の方からも出ました。自分たちの給与はすぐ引き上げるのに、会計年度の職員の処遇改善とかはなかなか進まないという声がありました。実際、私もそう感じます。また、決定機関である議会がこれに同意したことに対しての怒りの声もありました。再度申し上げますけれども、本村の決定機関は、私たち議会にあります。ですので、村民目線、よく使われますが、そこにもう一度立ち返りですね、引き上げを見直す、取り下げるべきだと考えます。同僚議員の皆さんの賛同、御同意をお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

次に、原案に賛成の発言を許可いたします。

○5番（藏 正君）

今、勝山議員からですね、反対討論がありました。確かに村民の感情というのが分からないわけではありませんが、ただ、こういった自主返納とか、そういった取組というのは、自主的にやって効果が上がるものであって、人から言われてそうですかという形でやるものでは、僕はないと思っています。その人事院勧告がなされるのは、国内の社会情勢全般を見た中でですね、人事院が判断して行うものでありまして、これが全体の職員から、そういった人たちの給料を押し上げるというのは、またその職員の皆さんがね、もう一つ更に本当は国が、公務員の皆さんがどんどんお金を使うというような、そういったところまでやっていって、その公務員がどんどんお金を使う社会になって、それで景気が回って行って、大和村的には悲しい話ですけど、そういった景気対策があともって影響が出てくるもんだと思っています。ですから、その人事院勧告が行う給与のベースアップ、上げていくということに対して、そういった国会の皆さんが自主的に返納を決めたとかいう話もありますけれども、そういったことが波及して行って、このローカルの地帯まで、みんながそういったことに自粛しましょうということ、景気のせつかくのそういったものが全体的なイメージ、景気対策がダウンしていくというようなことになります。大和村に対して景気対策的な波及効果というのは薄いかもしれませんが、そういった人事院勧告のそういった・・・を上げましょうという、そういう話に自ら反対していくものではないというふうに思いまして、私は今回の提案に対して賛成したいと思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで討論を終わります。

これから、議案第65号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本件に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第66号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第21、議案第66号、大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和5年人事院勧告に基づき本村職員の給与及び期末手当の支給率の改定を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

今回の人事院勧告の概要は、民間給与が公務員給与の水準を上回ったため、管理職を含む一般職員の期末勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げる内容と合わせまして、若年層職員に重点を置いた改定率を給与表の各級ごとに提言される内容となっており、国の水準に基づいた給料表の改定とした所でございます。

期末勤勉手当の支給率改定については、管理職、一般職員ともに年0.1月分ずつ引き上げ、年間4.4月分から4.5月分へ改正を行い、第1条で12月に引き上げた率を、第2条では令和6年6月と12月の各支給率を均等にして0.5月分ずつ引き上げる内容となっております。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時40分

第 4 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 5 年 1 2 月 8 日 (金)

大 和 村 議 会

令和5年第4回大和村議会定例会会議録

令和5年12月8日(金)

午前10時10分開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問(5名)

午前(2名)

1番 市田 実孝 議員

7番 藏 正 議員

午後(3名)

6番 前田 清和 議員

5番 勝山 浩平 議員

2番 重信 安男 議員

日程第2 議案第67号 奄美群島広域事務組合規約の変更について

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 市田 実孝 君

6番 勝山 浩平 君

2番 前田 清和 君

7番 中井 文忠 君

3番 重信 安男 君

8番 宮田 到 君

5番 藏 正 君

9番 奥田 忠廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森 永 学 君 主 査 後 藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君 教 育 長 晨 原 弘 久 君

| | | | |
|----------------|-----------|-------------------|-----------|
| 副 村 長 | 仲新城 長 政 君 | 教委事務局長 | 前 田 逸 人 君 |
| 総務課長 | 政 村 勇 二 君 | 企画観光課長 | 大 瀬 幸 一 君 |
| 建設課長 | 早 川 勝 志 君 | 産業振興課長 兼農委事務局長 | 福 本 新 平 君 |
| 教委指導主事 | 里 中 卓 麻 君 | 保健福祉課長 | 早 川 理 恵 君 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 大 石 松 美 君 | 大和診療所事務長 | 松 崎 泰 郎 君 |
| 住民税務課長 | 池 田 浩 二 君 | 大和の園園長 | 勝 健一郎 君 |

開会 午前10時15分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。
通告順に従って、順次発言を許可いたします。
1番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○1番（市田実孝君）

皆さん、おはようございます。1番、市田実孝が一般質問を行いたいと思います。

質問1、集落がより住みやすい環境を目指し。

1の1、集落別に集落内を外周する主だった一般道路を歩行者が優先する形で、高齢者が気軽に散歩やジョギングをしたりできる道に改修できないか。

1の2、集落を一つの公園と考え、ミニ公園を集落内に2、3カ所設置し、ベンチや水飲み場、休憩所を造り、お年寄りをはじめ皆が集える場所を設置できないか。

1の3、公民館前のミニ噴水式の水道が、水が出ず長年使えなくなっているが、改修できないか。

1の4、集落内に出没するハブ対策はどのようになさっているのか。

2番、今後、単身世帯増加による身寄り問題。

2の1、総務省は今後の予測で、単身世帯を占める割合は全日本の4割になり、身寄りのない孤立化する高齢者はさらに増加、それに対する社会体制の充実が課題になるといっていますが、本村の取組はどのような施策がありますか。

2の2、単身世帯は、現在村内に何件あるのか。

2の3、身寄りのない世帯は、村内に何件か把握なさっているのか。

2の4、若年層の、若者層の単身世帯への支援は、生活保護のほか、社会から孤立させないためにどのようなものがあるのか。

2の5、一因として結婚に対する晩婚化の傾向などの要因も考えられるが、支援対策はどのようになさっているのか。

3番、思勝港の利用状況を問います。

3の1、採石業者のほか、利用状況は現在どのようになっていますか。

3の2、名瀬港の準ハブ港として拡張整備し、利用度を高めるべく県や国に要望していけないか、問いたいと思います。

以上、壇上より申し上げ、席について改めて質問したいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの市田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の集落がよりよい、より住みやすい環境を目指しての中で、1番目の集落内を外周する主だった一般道路で高齢者が気軽に散歩やジョギングしたりできる道に改修できないかとの御質問でございますが、高齢者が散歩やジョギングを行うことは、健康維持のため大変有効な手段と認識しております。しかしながら、集落内の道路につきましては、幅員が狭く歩道がないことから、歩行者や車両等の接触の危険性があることから、ジョギングにおいては適さないと考えておりますので、ジョギングで利用される場合は、歩道のある県道や公園等を利用していただきたいと考えているところでございます。歩行者の安全対策として、現在、名音及び大柵地区におきまして、生活道路対策エリア事業等の補助事業を活用し、路肩部分のカラー舗装等を実施し、道路利用者等の利便性向上を図る目的で、側溝の入替えなどの対策を実施しております。今後は集落から要望等がございましたら、計画的に路肩部分のカラー舗装や道路拡幅等の安全対策に努めていきたいと考えております。

次に、2番目のミニ公園の設置と合わせまして、3番目のミニ噴水の水道改修についての御質問でございますが、村内各集落におきまして、県道沿い、河川上、漁港及び港湾施設内にベンチ等を設置した小規模公園は整備しているところではございます。小規模公園におきましては、憩いの場として集落に溶け込むため、住民の生活に潤いをもたらす効果が見込まれております。しかし、各集落には敷地が限られており、新たに設置するとなりますと、整備に係る用地の確保が重要であります。そのため、まずは既存施設の利活用を促進できればと考えておりますので、施設の現状を確認しながら改修など必要であれば集落の意見を伺いながら、管理等を含め検討を進めたいと考えております。

また、集落においてはお互い様の関係の中で、集落民同士がいろいろな形で支援を行っております地域支えあいグループがございます。集える場所としては公園だけでなく、グループの活動施設なども利活用できればと考えております。

3番目のミニ噴水式の水道改修についてでございますが、立ち型水飲み水栓につきましては、村内の集落内にごございます公園等に15基整備をされているところでございます。質問にあります公民館前にごございます思勝集落には1基設置してございますが、現状を確認したところ、水道管のサビなどによりまして、詰まりが原因であったことから、清掃を行い、現在は使用可能となっております。長い間使用しないと、管のサビつきや水の汚れによる細菌が繁殖する恐れがありますので、利用の計画があるものに関しましては、公園の整備同様に、集落の意見を伺いながら改修等を進めたいと考えております。

次に、4番目の集落内に出没するハブ対策についての御質問でございますが、今年に入りまして集落内でのハブの目撃情報や、ハブに咬まれた咬傷者がいるなどの情報が確認をされております。

今年度のハブ捕獲数は1,175匹と、過去5年間の平均の年間捕獲数1,202匹より若干少ない程度でございます。同様の捕獲数と考えているところでございます。集落周辺での捕獲数につきましては、はっきり区分はできておりませんが、捕獲者からの情報によりますと、例年と同じように集落周辺でも捕獲をされている現状でございます。現在実施しております対策といたしましては、1匹3,000円で買い取ることで捕獲数を増やす取組や、そのほかの対策といたしましては一部の学校のPTAで行っておりますハブの用心棒作成や、各集落で自主的に行っておりますハブの用心棒設置などの地域の協力もいただきながら対策を行っております。また、街灯の設置や広報やまラジオにおいても、ハブの情報をお伝えいたしまして、夜間の外出時には懐中電灯などを持って歩くことなどの注意喚起をお伝えしているところであります。もし各集落内でハブを見かけたときには、近くの人にハブが出たことを教えていただき、捕獲できる人がおりましたら依頼していただければと思っております。また、平日の勤務時間内でございますしたら役場への通報をしてもらい、可能な限り捕獲するようにしております。ちなみに2年前には家の中に潜んでいるハブを捕獲した事例もございます。今後も各集落で安心安全に暮らしていただくよう、できるだけ対策を講じていきたいと考えております。

次に、2点目の今後の単身世帯増加による身寄り問題についての御質問でございますが、少子高齢化社会において核家族化が進行する中、単身世帯は全国的に増加しており、2025年には総世帯の36.9%に達すると予想されております。その中で、特に高齢者単身世帯の増加が著しく、それに伴う身寄りの問題は更に今後の大きな課題となってくることが予想されております。身寄り問題につきましては、単身の高齢者などが家族や親戚のような頼れる人がいないために、例えば入院や治療に支障が出たり、消費者被害に遭いやすいなど、様々な場面で困難や弊害が生じやすい状況にあることを意味しており、国においても支援ガイドライン等が発出されているところであります。

本村における取組でございますが、まず、意思決定支援等が必要な場合に利用できます成年後見制度の相談窓口となる中核機関を、大和村、宇検村、奄美市の1市2村合同で設置しており、相談への対応や制度申立支援、普及啓発活動等を行っております。

次に、もう一つの支援体制といたしまして、縦走的支援体制整備事業を行っております。これは介護や子育てといった分野別の相談対応では解決に結び付かない複雑かつ困難な困りごとに対応していくための取組であります。身寄り問題を抱える当事者の方々についても、経済面や障害といった複数の課題を抱えている場合が多く、解決が非常に困難なことが多いことから、継続的、総合的に対応できるよう、ケース会議や情報共有等を通じ、関係者間の連携体制を図っているところでございます。

次に、2番目の本村の単身世帯の件数でございますが、施設入所者や長期入院者及び世帯分離等による同居者がいるものを除き、令和5年10月現在で285世帯となっております。また、そのうち65歳以上高齢者の単身世帯は、157世帯となっております。

次に、3番目の身寄りのない世帯でございますが、親類縁者が全くいないというケースは現在あ

りませんが、家族や親戚がいても遠方に居住しており、日常的な支援が得られない世帯や、家族や親戚が近くにいても関係性が疎遠であり支援が得られないといった世帯を含めると数件ある状況であります。こういった方々につきましては、複数の関係者がチームとして役割を分担しながら、必要な支援を行っているところでございます。

次に、4番目の若年層の単身世帯への支援は、生活保護のほか、社会から孤立させないためどのようなものがあるかという御質問でございますが、若年層の単身世帯につきましても、未婚率の上昇を踏まえると今後増加してくることが予想されております。本村におきましては、64歳以下の単身世帯は128世帯ありますが、就労することが困難などの理由で社会的孤立状態にあると考えられる単身世帯や、同居家族がいても社会的孤立状態にあると思われる若年層も数名見られております。この多くは生活保護制度のほか、障害者就業、生活支援センター事業や就労支援事業、また本村が独自で行っております障害者等行き場づくり事業の参加等を通じ、何らかの支援につながっていると考えております。また、制度の利用がない世帯につきましては、民生委員等と連携を図りながら、専門職による訪問を行うなどして、状況の把握を行いながら、社会的孤立防止に努めているところでございます。

次に、5番目の結婚に対する晩婚化の傾向などの要因が考えられるが、支援対策についてどのようなものがあるかとの御質問でございますが、晩婚化、そして未婚化は全国的に見ましても、その割合は上昇傾向にあります。内閣府や国立社会保障人口問題研究所の調査によりますと、平均初婚年齢が昭和45年に男性26.9歳、女性24.2歳であったものが、40年後の平成22年には男性30.5歳、女性28.8歳と、晩婚化が著しく進行している状況にあります。未婚率につきましても、昭和45年の男性3.34%、女性1.70%に対しまして、平成22年には男性20.14%、女性10.61%と大きく上昇しており、晩婚化、未婚化が少子高齢化、人口減少の大きな要因として社会問題化しているところであります。本村におきましても、生産年齢世代の中核に位置付けられる20歳から59歳までの未婚率が、男性41.74%、女性20.66%となっており、男女とも全国平均を大きく上回っている状況にあります。このようなことから、国も晩婚化、未婚化の進行を抑えることを目的に、地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業を今年度から全国的に実施しております。しかしながら、当該支援事業は年齢が39歳以下の夫婦かつ世帯所得が500万未満と、対象者が限られるほか、支援金の使途につきましても、結婚に伴う住宅取得、賃借、リフォーム、引っ越し費用等の住宅関連費用のみが支援対象と、その使途も制限されております。そのため、村営住宅以外の賃貸住宅がほとんどない本村においては、支援効果が十分に発揮できない懸念があります。このことから、村独自の結婚支援施策といたしまして、年齢制限なし、所得制限なし、使用使途を制限しない祝い金としまして10万円を助成する大和村結婚応援助成金を併せて創設いたしまして、当該助成事業の活用も含め、未婚率の軽減を図りたいと考えております。

次に、3点目の思勝港の利用状況の御質問につきましては、一括して質問にお答えをさせていただきます。

現在の利用状況につきましては、採石業者が野積み場及び物揚げ場を利用しているほか、砂の物揚げ場や工事用の残土置き場、大金久高潮対策工事のブロック製作や一時保管ヤード、工事用船舶の係留などで利用されている状況でございます。現在、大和港思勝地区におきましては、最大の係留施設が100m程度となっており、同程度の船舶が係留可能となっております。係留施設の拡張につきましては、100m以上の船舶の接岸が困難であることから、係留施設の拡張は難しいというふうに考えております。また、野積み場の拡張につきましても、全ての野積み場が利用されていることなどから、拡張整備につきましては、今後の利用状況を見ながら検討する必要があるというふうに考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（市田実孝君）

村長の答弁ありがとうございます。島の集落がよりよい住みやすい環境を目指すということで上げておりますが、先だって大和村高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画ということが会議がありまして、出席させていただきました。総務課長に一言お聞きしたいんですけども、各課長さんですね、各課いろんな面で企画課は企画課、産業課は産業課、いろんな面で活躍なされていらっしゃるんですが、その課の職員体制も20人、30人おるわけじゃなく、大和村は10名以下とか、小さな課ですので、各課各課が村政発展のために一生懸命に政策を持ってなさっておられますよね。そうしますと、各課各課の問題を全課が課長だけでも、どの課がどういったことをしているかということ認識して、それを共有するような流れになっていらっしゃるでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

その各課事業等における共有事項に関しましては、毎月ですね、定例課長会という課長会を、そこには村長、副村長、教育長を交えた、そのほか11名の管理職を月1回集めて、事務連絡としてこういう事業をすると、計画があるという共有事項も諮りまして、令和4年度からはその席にですね、2カ月に一遍は課長補佐、次長等も含めてですね、そういった会合に出席してもらい、課長各管理職のみならずですね、そういった補佐クラスの職員の方にも共通認識としてする場を設けているところでございます。

○1番（市田実孝君）

他の市町村と違って職員体制も少ないもんですから、私は改めて確認をいたしました。もちろんそうなさっておられることも知っての上です。そこで改めて聞きたいんですが、福祉課のほうでですね、この第9期介護保険事業というか、高齢者福祉計画というのを会議に参加いたしますと、これは大和村が目指す、鹿児島県が目指す方向性ですが、高齢者をですね、今から言います単身を含めての件ですが、高齢者を含めて平成24年には可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、介護を家族だけでなく、社会全体で支えるために地域包括ケアシステムが構築され、市町村では地域包括ケアシステムを構築する区域を日常生活圏として、

村全体を一つの日常生活圏域となっていらっしゃいますね。保健福祉課長、確認ですが、そうですね。

○保健福祉課長（早川理恵君）

計画の中にはそのようにうたっているかと思います。

○1番（市田実孝君）

日常生活圏とは、集落で足腰が弱くて、歩く方を含めてそういった集落の中で、社会で全部見ましようということですよ、課長。

○保健福祉課長（早川理恵君）

障害とか介護とか、状況に問わず、もちろんそこに暮らしておられる方全員が対象ということに考えております。

○1番（市田実孝君）

ここで村長にちょっと確認したいんですけど、先だつての新聞で高校生がですね、奄美市長に対して、バリアフリー化したまちを造ってほしいという記事が載っていたんですけど、御覧になりました。

○村長（伊集院 幼君）

はい、その記事は読ませていただきました。

○1番（市田実孝君）

今ですね、県内をはじめ日本全国が高齢者が住んでおりますので、そういったまちづくりを目指してほしいということで、多分、動かざるを得ない状況にあると私は察しますが、建設課長にちょっとお聞きしますが、私の地元の思勝集落、30年40年前の側溝があって、蓋があって、穴が開いて、道路がですね、陥没して割れてですね、手押し車とか、そういった方が歩く場合にちょっと引っかけたりして、私20、30年前の道路環境だったら、現在で私はいいいと思います。福祉課、村のほうでもそういった環境づくりをお願いしたいということで、今目指している、大和村は目指しておりますので、現在、ありますよね、集落内に、そういった穴をほる道とか、でこぼこの道とか、バウンドするような道とか、回っていらっしゃると思うんですが、いかがですか、御覧になっていきますか。

○建設課長（早川勝志君）

集落内の道路につきましては、私ども建設課職員でパトロールなり何なり実施している中で、破損箇所がありましたら、大幅な補修じゃない軽微な補修で可能な場所については、可能な限り補修をさせていただいているところでございます。

○1番（市田実孝君）

前建設課長の教育課長、今いらっしゃいますが、その側溝等のね、その境で、ちょっとだんだんだんだん穴が開いてくるんだけど、デミを使ってちょっと更地にその境をなくしてくれということで、教育課長、ありましたね。憶えていらっしゃいますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

はい、今議員がおっしゃるように、そういった前、いつの議会か、ちょっとはつきりは憶えていないんですが、そういった境目に、側溝と道路の路面の境目にそういった段差があって、デミをひいて簡易的な補修をするということで伺ってやったところでもあります。以上です。

○1番（市田実孝君）

それからですね、しばらくするとまたへこんできたんですよ。そしてある日ですね、朝行って見ますと、30cmぐらいの空白が空いておったですよ、ぼこって穴が。道路のど真ん中ですよ。車が走り回るところですよ。どういうことと思ってですね、中を覗いたら、1mぐらいの空白があるんですよ。それを現建設課長に、急きよ、このままほっといたら、車でも走って来て、ちょうどセメントの部分しかなかったもんですから、上部がですね。改修なさいましたよね。

○建設課長（早川勝志君）

市田議員からそういう御連絡がありまして、その箇所につきましては対処をさせていただいたところでございます。

○1番（市田実孝君）

先ほどから私が申し上げたいのは、今、大和村が目指す福祉社会、地域社会、地域包括的社会、そういった村というのは、これぐらの段差でも、2、3cmの道路でですね、車は構いませんよ。そういった社会を目指さなければいいんですよ。こういったつまづいてこける、年寄り。これぐらの穴でも構わないんですよ、車が走ったり、若い世代は、健康な方々は足をくじかないんですよ。そういった受け入れをできる社会をつくろうって、今、9期ですね、計画に上げられているもんですから、あえて私はバリアフリー型の、せめて集落の1周する道路ぐらいはですね、大柵、名音地区で、先ほど村長が申し上げましたとおり、ああいった道路を1周ぐらいは早急にですね、今後ますます高齢者の人口は、ここ5、6年、大和村は特に伸びてきますので、早急に対応するべきじゃないかと私は思うんですが、課長、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

先ほど村長の答弁にもありましたとおり、今現在ですね、名音地区と大柵地区で生活エリア安全対策事業ということで、補助事業を使いまして集落の舗装、また側溝等ですね、やり替えの工事を実施しているところでございます。今年度からですね、国直地区、合わせて設計に入っていくところでございますので、先ほど村長の答弁もありましたけれども、集落から要望がありましたらですね、その辺の事業を活用してですね、集落内の道路を含めた形で整備をさせていただきたいというふうに考えているところです。

○1番（市田実孝君）

できるだけそのバリアフリー化、せめてですね、したような外周だけでも、集落内でそういった計画を急いでいただきたい。なぜかと言いますと、集落のですね、いつもバイクに乗っておった外に出歩く方がですね、足腰が弱くて、弱まって、半年ほど、どうしたのと言ったら、家で足腰が弱

くて出られないんだということで、あいやと思っておったんですよ。そこにですね、5、6人、その橋のところにとむろしておったんですよ。何か分からない、集まってしまってますね。そうしましたら、神社のほうから電動車椅子に乗ってですね、うれしそうに走って来るんですよ。ああ、よかったですねと、本人も喜び、私たちも久しぶりに、半年ぶりに顔を見られたもんだから、うれしくてですね、声をかけたら、本人もにこにこしてですね。ところがですよ、消防車庫がありますでしょう、あそこの曲がり角、セメンが割れてですね、へこんでいるんですよ。その電動自動車、初めての運転ですから、介護者が、専門の介護者がついておりました、1周回るのにですね。そうしましたら、そこで傾いたんですよ、がたんといってから。おおと言って、あわてて全部あわてて、そういった経緯があったもんですから、せめてですね、そういった方々のためにも、本人もうれしいわけですよ、半年ぶりに外に出歩いたわけですから。そういった方々のためにも、できるだけ施策を急いでほしいと私は思い、これを上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1の2に移りたいと思います。ベンチや水飲み場、皆が休憩できる場所ということで、企画課長に伺いますが、今、交流人口拡大のために集落歩きというのがありますよね。どうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

観光客の方を御案内する集落歩きのメニューというのは、体験メニューで実施されているところでございます。以上です。

○1番（市田実孝君）

こういった事業、やっぱり地域の文化、地域の住宅環境、全て観光資源なんですよ、大きい目で見ればですね。地域に入り込みたい、地域はどういったところで島の方々は暮らしているのか。この変わった建物内に高倉とかですね、そういった観光資源をするためにも、集落を歩いていたら喉が渇きますよね。教育委員会、ちょっとお聞きしますが、この間、グラウンドゴルフをお年寄り含めて記念大会をなさいましたよね。教育委員会はお茶とか水を準備いたしますよね。この間も準備なさっておったですよ。あれは、なぜ水とかお茶をそこに設置したんですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

やはりグラウンドゴルフというのは、天候にも左右されるところもございしますが、やはりそういった形で喉が渇かれたり、体調を崩したりということがないようにですね、やっぱり水、お茶というのは準備するのが、当然必要だと思って準備しております。以上です。

○1番（市田実孝君）

やっぱり人に優しい村ですね、訪れる方に、そこに住んでおられる方に優しい村。先ほどから申し上げましたように散歩やジョギングをしたりなさるわけですから、いつでも水飲み場がある、休憩場所があるということが、私は必要だと、その交流人口の集落歩きですね、そういった形でも必要だと思いませんか、課長、どうぞ。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

観光という面から申し上げさせていただきたいと思います。やはり観光に来られる方というの

は、そういった水分補給のためのドリンクなどは、通常持たれているものというふうに考えております。しかしながら、持たずに集落歩きをされる方、こういった観光客の方々が集落の自動販売機などを利用していただいて、そこに少しでもお金を落とさせていただく、そういった仕掛けの部分もあるというふうに考えております。以上です。

○1番（市田実孝君）

やっぱり今、東京で外国人がですね、食べ歩き、そういった飲み歩きですね、問題になってますよね。やっぱりそういう自動販売機でジュースなど買われたり、休憩する場所は、私は必要かと思えます。

続きまして、1の4、1の3ですね、噴水式の水道が水が出るということなんですけれども、やっぱり集落は集落作業を行います。そうしますと、手を洗ったり、草刈機を流したり、そういった水はどうしても必要ですよ。ただ手が汚れたまま家に帰れということでは、わざわざですね、かゆくもなるだろうし、草刈りをしたらですね。そういった水道は必要かと思えますが、これは産業課長に聞いたほうがいいですね、どうぞ。

○産業振興課長（福本新平君）

思勝集落については、花壇の水やりとかに使われているのかなというふうにあります。ただ、近年3年間、いろいろな自粛傾向にあったので、その間、やはり水道管のサビとかが発生して、また水の汚れとかで詰まっている部分も見られていますので、集落からの活用等をお聞きして、改修できるものとか、検討していきたいとおもっております。

○1番（市田実孝君）

続きまして、1の4、集落内に出没するハブ対策はどのようになさっているのかということで、ちょっとお聞きしたいんですけども、思勝集落の件を言いますと、10月だけで8匹、私が知っている限り出たんですよ、ハブが。それも大きいハブですよ。2m近く、それ村長も御覧になって、キトバレ踊りの晩ですから、2匹出たのは。ちょっとハブ箱取りに行く間、押えとってと言われて、ずるずる引っ張られるぐらいの力があつたんですよ、でかくてですね。それに近いようなハブが8匹出ました、思勝集落だけです、集落内だけです。それを御存じなのかどうか、今のところ把握されてないようですが、ハブは出るのはしかたない、奄美は自然が多いからしかたない、あきらめていらっしゃると思いますが、ハブの、ハブはですね、1匹で何個卵を産むのか、もしかして保健福祉課長、御存じですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

何個産むかは分かりませんが、一度見たことがあります、ハブが産んで、ビンの中で産んだ状況を、幾つかあったように。

○1番（市田実孝君）

ありがとうございます。だいたいですね、ハブは1匹で2個から12個産むみたいなんです。この8匹を、もしかして私なんか処分しなくてですね、集落内に逃がしておいておくと、8匹が80

匹になるんですよ。その翌年は、計算、ちょっと今、頭が回りませんが、とんでもない数になるんです。それでも自然と一緒にだから、しかたない、ハブ棒を設置しておけば、殺せばいいんだという、そんな長引けば、私なんか闘いたくない、1匹だって闘いたくはないですよ、ハブは怖いですから、誰だって怖い、見たくもないですよ。そういったハブが8匹も出る。それは何らかの対策をしなければ、この思勝集落だけの話じゃないです、大和村全域の話です。ハブが名音地区で新聞配達をしながら、人様の玄関先で咬まれたというのを、住民課長、福祉課長は御存じですよ。

○住民税務課長（池田浩二君）

今議員がおっしゃられたように、新聞配達をされている方がですね、新聞を配るときに玄関先で咬まれたというのは認識しております。

○1番（市田実孝君）

そのでかいハブですね、特にでかかったハブ、キトバレ踊りの時それ学校の敷地内から出ているんですよ。1匹は旧門のど真ん中に座っていたんですよ、朝方、子供たちが通学するど真ん中に。そしてもう1匹は、教育委員会が体験学習で使っているサトウキビ畑から這い上がって来たんですよ、消防の格納庫の横に、そして川に下りようとしていたんですよ。そういった現状でハブはしかたないと言っておられるのか。学校現場として、教育委員会として何らかの対策は、多分そのような状況をですね。2、3年前もですね、校長がですね、側溝にハブが入り込んだという、捕まえたという話がありますが、学校現場でこういった現象が起きている現在にですね、教育委員会として何らかの行動なり、対策はなさいましたかね。

○教育長（農原弘久君）

以前、そういう報告は受けております。ハブ絶滅とは、それはもう不可能なことでしょうから、学校としてはですね、朝、まず一番最初に学校に行くのは、だいたい教頭職です。ずっと子供たち登校する前に、校内、敷地内ですね、ずっと点検しております。夕方帰るときも点検しております。先ほど村長の答弁にもありましたように、ハブ棒とか、そういったものを置いて、やはり逃すわけにいかないですから、発見次第、何らかの対処をするようにと、そういう指導はしております。

○1番（市田実孝君）

やっぱりですね、島の子供たちもハブというのを見たこともないし、触ったことももちろんですね、草むらのようなハブを知っていないわけですから、むやみにバツタを取ろうして草に手を入れたりですね、なさるわけですから、学校現場としてはハブを直に見せたり、講習会を開いたりするような、新任の警察官が鹿児島県から赴任なさったら、それやっていますよね。まずは子供たちにそういったことで教えてあげるような対策はなさったほうが、私はいいかと思います。

続きまして、まだちょっともう1点ありますね、議長いいですか。

○議長（奥田忠廣君）

いいですよ。

○1番（市田実孝君）

ハブ対策ですけども、建設課長に申し上げたいんですけど、この役場の敷地、これ急傾斜地域で事業をなさっていますよね。これ鹿児島県が多分建設予定でなっていると思うんですけども、学校の裏もこういう急傾斜地でやっているんですよ。そうしますと、ハブは1 m50ぐらいのブロックを積みばですね、内側に50cmぐらいの側溝がありますでしょう。そして、1 m20ぐらいだったらハブは登って来るですよ。1 m50を登るハブは少ないんですよ。めったにないんですよ。そういった工法をですね、学校の集落の回り、私はやってほしいんですけど。

遊牧民が中国で国を侵略するということで万里の長城を築きましたでしょう。そこまでしろとは言わないんです。ハブ対策でたった1 m50のブロック塀を積むだけで、山からのハブは防げるわけですよ。私はできれば集落全体、奄振にでもね、要望を上げて、そういった集落内を囲うぐらいのですね、ハブ対策、ハブ返しですよ、波返しがありますでしょう、海には侵食、土地を侵食、波返しがあるように、山からのもちろんハブは来るわけですから、ハブ返しを要望してくるような方向で、今後、奄美の集落はやらないと、いつまでもハブが出るからしかたないじゃ、それで8割9割防げるわけです、ハブ返しを造ってさえおけば。たった、予算は要らないですよ。波返しのような大きな、そんな莫大な金要らないですよ。たったブロックを積むだけです。それでハブ対策は8割9割消滅できるんじゃないかと、私は考えるんですけども、課長、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

まず、大和小中学校の山側にあります施設は、治山のほうで治山工事という形で、治山、山を守るという目的で、法面の改修等を実施しているところでございます。その法面を改修した上で、さらに学校を守るためということで土留め、ポケットを造る目的で擁壁が造っておりますので、それはその治山事業に伴う基準で作成されたものだというふうに認識しておりますので、その上に何らかのブロックを造るのが可能かどうかというのが、ちょっと分からない現状でございますし、その治山事業でそれはちょっと治山事業の中でですね、そういったハブの対策目的で擁壁を上げるというのも、ちょっと難しいのではないかとというふうに考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

やっぱり県のですよね、方々はハブと一緒に生活していないから、やっぱりそこまで頭が回らないんだと、私は思うんです。やっぱり地域は地域で、そういった波返しがあるようにハブ返しも造るような方向で、今後いったほうが、私は集落、安心安全でですね、そういった生活がいいと……私は思います。産業課長がイノシシ、畑、畑、イノシシ防護柵を一生懸命努力なさっていますよね。その延長は2、3 kmじゃないですよ。総、だいたい何十Kmという畑をまわしているんですよ、課長、どうですか、だいたい。

○産業振興課長（福本新平君）

鳥獣の防止柵については、鹿児島県の事業も含め、大和村でも計画的に整備しているところです。大和村では年間3 kmほどを計画的に進めているところです。

○1番（市田実孝君）

やっぱりですね、農家を守るためにイノシシ防護柵、そういったこともなさっているわけだから、地域の命を守るためですね、そういった困りは、私は必要ではないかと思っております。

2番に移ります。今後、単身世帯増加による身寄り問題ですが、不幸なことに2、3日前も単身世帯の方が亡くなりました。保健福祉課長は聞いておられますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

そのようなことがあったというのは把握をしております。

○1番（市田実孝君）

その方はですね、80代で、今まで必死に大和村に生活しておられた。別に病気でもない、体が悪くもない。そういった方だったみたいですよ。1人になったとき、先ほどから申しまわっているように、人口も4割近く単身世帯が今後進むだろうということで、こういった問題、特にですね、男性の方に多いみたいですね、1人になった場合。やっぱり女性と違って男性は気が弱いですからね。そう思いませんか。私は気が弱くて、1人になったらどうしようかと思う毎日ですが、そういったことを含めて、この問題を取り上げてみました。

考えますことは、その方をなぜ、亡くなられることになったのかということですね。行政として、こういった問題が今から増えてくる可能性がありますので、今後はですね、先ほど村長が申しましたように、いろんな施策をもって対応するあれをつくっているんだというような話を伺いましたが、地域の民生委員、地域の役場に来て、相談する。多分ですね、男の方だったらそんなことはしないと思います。今まで1人で生きてきた方はですね、いちいち行政に入って来て、役場に入って来て、自分は困っているんだということはないと、私は思います。ですから、困りごと相談員みたいな方をですね、行政で作って、話だけでもいいですよ、1日何をなさっているの、畑をしているの、魚を釣っているの、ただ話すことで、そういった悩みを少なからず、ただ机の上に座っておって、その人がどうかと聞こうかと思ってもだめなわけですから、困りごと相談員みたいな方を巡回指導ですね、巡回指導をさせるような体制は作っていただけないですかね、福祉課長。

○保健福祉課長（早川理恵君）

議員がおっしゃいますように、確かに困りごとのある方が、わざわざ役場に来られて相談されるというケースは、非常に少ない、勇気も要ることであると思っております。そのため、私どももいたしましても、困りごと巡回相談員という名前ではございませんけれども、日常から主に外勤訪問ですね、を中心とした役割を担う形で、保健福祉課のほうではケアマネージャーという仕事をしながらというのが中心でございますけれども、看護師、保健師の免許を持った者たちが日常的に訪問活動を行っている中で、そういった困りごとを聞いて対応させていただくということを、現在しております。またそれでも把握ができないものというのもございますので、それにつきましては、月1回の民生委員会をもってございまして、その中から新たにまた情報をいただいたりしながら、その都度対応させていただいているというような状況でございます。

○1番（市田実孝君）

やっぱりですね、そういった方々は、私なんかの将来の私を言っているんですよ、1人になったときの、奥さんもいなくなって、子供もいなくなって、そんな親父のそばなんかいたくないわというのが、ほとんどの子供だと思います。せっかく手塩にかけて育てたのに、親父なんか知らんわと言うのが普通ですよ。そうなった場合に、1人になったときどうすればいいの、誰も話す人がいなかったら、頭はぼけてくるわけです。ですから、課長が今申したように、できるだけ巡回をですね、頻繁になさって、その方はどういった生活をしているか、見るだけでもいいんですよ、そばに行つて。そういった回数を増やすなり、職員を増やすなりして、今後対応せざるを得ない社会になってくるんじゃないかということを危惧しながら、私はこの問題を取り上げさせていただきました。

3番目に移ります。思勝港の利用状況ですが、この採石業者さんから手数料として、確か1千万近くの収入がありましたよね、課長、どうぞ。

○建設課長（早川勝志君）

野積み場の使用料ということで、毎年ですね、面積に応じた形でですね、使用料を徴収しているところでございます。

○1番（市田実孝君）

今、名瀬港はですね、物流の拠点、ハブ港ですね。大型クルーズ観光船ですね、そういったこととか、いろんな船が出入りし、物流の拠点になっています。1609年ですね、薩摩が沖縄を侵攻しに行ったときに、一番寄っていったのはどこかと、ここの思勝港なんです。そのぐらい思勝港は波静かな穏やかないい港なんです。深くもありですね。今や名瀬港が中心港みたいに考えているんで、私は思勝港こそ大島の中心ですから、物流の拠点になり得る港だろうということで、この問題を取り上げさせていただいたんですが、1609年、海図というのが私のところに手元にありますが、航路図ですね、沖縄までの。赤木名を寄って、この思勝港に寄って、西古見を寄って、大島ですね、徳之島に向かったという航路図があるんですよ。それぐらいここの思勝港は中心港なわけですよ。ただの、先ほど1,000万ほどの手数料が入るということで、課長がおっしゃいますから、釣りが好きなもんですから、宝島とか行ったときにですね、宝島の住民は100何人もいませんよ。思勝港より小さい集落ですよ。2、3キロ、誰もいないところにですね、サンゴ礁くだいてとんでもない岸壁を造って、港を造っているんですよ。誰が何のために造ったかと思うぐらい、そういったことをなさっているんですよ、国は。ですから、今からハナハナとか、いろんな交流人口が増えてくると思うんです。そうしますと、陸からだけ、トンネルが開通して喜んだとって喜んでいてはすけれども、この港ももう一度整備をお願いして、拡張して、物流のなんらかの拠点を造るというお考えは、村長、ありますか。

○村長（伊集院 幼君）

先ほど質問にもお答えしましたように、やっぱり公共施設というのは、利用状況に沿った形で計

画が立てられるということになります。我々もこれまで、この港の整備につきましては、いろいろと検討する中で、今現在、2,000 t の貨物船が留まるバースを整備したことによって、今、建設資材用の移入移出ということで利用が促進されているんじゃないかというふうに思います。2,000 t となりますと、ある程度の貨物船は私は利用が可能ではないかというふうに思っておりまして、これ以上になりますと、沖側に水深が深くないと、それ以上の船が入ることは不可能ではないかというふうに考えておりますので、今の状況を見ながらですね、我々としては整備を考えていくべきじゃないかというふうに思っているところです。

○1番（市田実孝君）

最後にですね、最後に申し上げたいんですけども、十島丸ですね、今、大熊のほうに接岸なさっているんですよ。大熊というのは、北風で相当な風があるわけですよ。波が荒くてですね。海上保安庁がこの間新聞で、6,000 t 分の大型の巡視船を鹿児島港に入って来た。名瀬港にそんな1,000 t もありませんよね、海上保安庁の船は。そういった避難港みたいな形でですね、大和港を発展させていけないか、要望して、保安庁内に要望してですね、そういった形ですか、十島の寄港地にするのか。そういった動きも私はいんじゃないかとおもうんですけどもね、需要を高めるためにですね。今日の新聞で宮古崎トンネルで避難訓練をなさっている新聞がありましたが、その患者をどこからへりで運んだかという、知名瀬港からなんです。知名瀬港は今何も利用なさってないですよ。ただあれだけのかい、浅瀬の海にあれだけの港を完備してます。これは何か、要望すれば私は瀬戸内町にも軍港ができるわけですから、いろんな大きな船を誘致するだけじゃなくて、小型船舶をいろんな物流の拠点としてできるような形で、今後できるんじゃないかと思うんですが、企画課長、どうですかね。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

先ほど村長からもありましたように、このようなハード整備を行う際には、やはり今現在の利用状況がどうであるのか、そしてその施設を整備した後に、どれだけの経済効果が期待できるのかと、そういったものがしっかりと数値として表すことができないと、港の整備となりますと、かなり巨額の整備費用がかかるものになりますので、そういった面で、やはり困難な部分というのはあるかというふうに考えております。以上です。

○1番（市田実孝君）

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（奥田忠廣君）

これで、1番、市田実孝君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時15分

-----○-----

再開 午前10時30分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番、藏 正君に発言を許可いたします。

○5番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。早速ですけれども、一般質問を申し上げます。

最初に、第3期子ども子育て支援事業計画について伺いますが、私、第3期子ども子育て支援事業の計画策定についての協議が、既に始まっているものと勘違いしておりました。第3期に向けての協議は来年度令和6年度に行われるということですが、その協議に向けての提言と捉えていただきたいことを前置きしまして質問いたします。

令和2年3月に発行された大和村第2期子ども子育て支援事業計画と、住民税務課からいただいた年齢別人口集計表を基に、令和2年度に計画した推計値との比較をしてみたところ、平成30年度末1,464名の人口が、令和4年度末には1,397名と、5年間で67名減少しており、15歳から64歳までの生産年齢人口についても、平成30年度末708名が、令和4年度末には653名で、55名の減少と、おおむね想定どおりの人口減少となっています。しかしながら、0歳から9歳までの人口においては、平成30年度末が96名、元年度末97名、2年度末98名、令和3年度末が101名、令和4年度末には102名と、わずかとはいえ増加傾向にあります。それを裏付ける数字として、20歳から39歳までの女性の人口も平成30年度末81名から令和4年度末には83名と増加しています。これもひとえに村長を中心に当局の皆様が綿密は子ども子育て支援事業計画を立てて、一体となり取り組んできた成果が出てきたものと敬意を表したいと思います。

さて、このような実績が出た背景には、大和村で子育てをしたいと思う若者がUターン、Iターンの形で本村に移住してきており、本村の子ども子育て支援事業計画が子育て世代に受け入れられた結果だと考えられます。平成29年4月に大金久で始まった0歳児保育も、試行錯誤しながら令和2年6月8日から旧湯湾釜分校で受け入れ規模を拡大し展開していますし、平成25年4月に保護者の協力を得ながら始まった学童保育についても、当局の御理解の下、令和2年4月から民間事業所のタイアップを取り付けていただき、スタッフの確保など、安定した事業展開がなされているものと察しております。等々、これまでの事業計画については、保護者に対して働きやすい環境を提供する政策が功を奏したと考えられます。働きやすい環境は整いました。整っていないのは何でしょうか。第2期計画の中でも示されている保護者からのアンケートの中で、保育所の満足度についての項目があります。満足していない、やや不満、大変不満の合計の割合が高かった項目に、施設環境、これ施設の園舎とか、園庭、遊具などのことですが、45.4%の皆さんが満足していないという表示がありました。施設が狭く、年齢に適した保育ができないのではないか、遊び間についても、せっかくの自然環境を生かした保育をしてほしいというような意見ではないかと考えます。この課題については、4年を経過しようとしている今でも、まだ改善しているとは言えません。子育て世代からの要望は後を絶ちませんが、これらの課題を解消していくことが今後の村づくりであり、子

育て環境日本一の村、光り輝き続ける村づくりにつながるのではないのでしょうか。村当局においても、常にイノベーション意識するべきだと考えお伺いいたしますが、計画策定において責任者の配置や、園長先生の配置ですね、園長の配置や保育スタッフの増員、保育スペース及び運動や遊びのフィールドの確保など、現状の課題解消に向けて村長の見解をお示しいただきたい。

次に、島外で手術や治療を受けざるを得なくなった家族への支援策の創設について伺います。難病指定を受け、島外で治療を受ける方の家族については、国の支援が限定的で後払いになっているため、複数回に及ぶ交通費の工面等で困難な状況に陥るが、一時金の交付など、村単独の支援策を講じるべきではないかと通告いたしました。この質問でも私の聞き取り違いで国からの支援は、病気を患った本人への医療費の支援であり、家族への支援はないとのことでした。家族への支援は逆に村の事業で6回まであり、初回以降は半額の補助があるとのことでした。通告書でも書きまされたように、難病指定を受けた本人や家族は、島外での治療に対して旅費宿泊費の多大な負担を余儀なくされ、途方にくれることが容易に想像できます。一時金の交付など、村民がさらに安心できるように支援策の拡充を図れないものか、村長の答弁を求めます。

最後に、豊年祭、村内豊年祭開催時の送迎バスの運行について伺います。十五夜及び九月九日の豊年祭開催時に、以前は名瀬郷友会に対し送迎バスを貸し切り利用していましたが、利用者が大きく減少し、集落単位でのバスの利用が困難になっています。本村のバスを利用した郷友会送迎の対策は取れないものか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上から申し上げ、村長答弁の後、自席から再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの蔵議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の第3期子ども子育て支援事業計画でございますが、議員の質問にございましたように、第2期の事業計画におきましてまだまだ我々も施設の利用の不便さや、いろんな形で体制整備が遅れていることは、これまでも議員のほうから御質問をいただいた中でもございます。我々もこれまでの皆さんの今までの課題や要望に対して、村として子育ての支援計画をどのような形でやっていくのかということ、これからの第3期に沿って、我々も計画をしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

令和6年度に委員会の中で計画策定をするわけございまして、議員の質問にありましたように、しっかり我々はこれまでの状況をしっかり検証する中で、そしてまた保護者からのアンケートの結果に基づいた形で満足がどこまでいくか分かりませんが、それをしっかり生かせるような計画に作っていきながら、策定を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

今年度におきましても、これまでも御要望がございまして保育体制でございますが、施設の整備についても一部改修などを行いながら、利用園児の特性等に合わせた保育員の増員、保育士への保育技術支援等も行っているところでもございますので、しっかり対応をさせていただきたいというふうに思っております。また、御質問にもございますこの運動や遊びのフィールド等の確保につきま

しても、次期計画の中で考えていきたいというふうに思っておりますが、今後の村としての進め方におきましては、認定こども園整備につきましても念頭に置きながら、具体的な協議も進めてまいりたいというふうに考えておりますので、時期がきましたら、皆さんにもしっかりと御説明する中で計画を進めていきたいというふうに思うところでございます。

また、この計画を進める中では、我々だけが計画を進めていくのではなくて、やはりそこには先進地もございまして、しっかり先進地の視察も取り入れながら情報収集を図り、計画策定に生かしていければというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の島外での手術や治療を受けざるを得なくなった家族への支援策の創設についての御質問でございますが、本村におきましては、経済的負担軽減を目的といたしまして、村単独事業にて島外受診旅費助成事業を実施しております。内容につきましては、島外での医療を必要とする方及びその付き添いが必要な方の家族に対しまして、年間最大6回の交通費及びそれに伴う宿泊費の一部助成を行っているものであり、難病指定を受けている方につきましても、要件を満たせば対象となるものでございます。同様の助成は近隣市町村でも実施されておりますが、対象者が児童に限定されている市町村が多い中、本村におきましては、できるだけ多くの方に御活用いただけるよう、年齢や障害程度等に制限は設けておらず、また、今年度におきましても更に利用助成拡大も行っているところでございます。

次に、3点目の村内豊年祭開催時の送迎バス運行についての御質問でございますが、各集落におきましては、豊年祭開催時に郷友会向けの送迎車を運行している集落は、大棚、大金久、戸円、名音の4集落でございます。送迎車を運行しております集落に聞き取りを行いました。マイクロバスのほかに利用者が少ない集落につきましては、バスではなく10人乗りのジャンボタクシーなどを利用し、人数に合わせた車輛での送迎を行っているとのことであり、送迎車の運行を行っていない6集落につきましても、このように利用人数に合わせた車輛の運行を行うことを検討していただけないかと考えております。

また、送迎車等の運行経費につきましては、今年度より人口減少及び少子高齢化の影響による集落運営財源の減少を補い、集落運営の安定化を図ることを目的に創設し、志戸勘集落10万円、その他の集落へ20万円の支援金を助成しております。大和村集落支援助成金の活用を合わせて御検討していただければと考えているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○5番（藏 正君）

まず最初にですね、第3期子ども子育て支援事業計画について、ちょっと質問が来年から計画の検討が始まっていくということだったんですけど、ちょっと勇み足だったのかなと思っておりますが、でもなかなかこういったことを、私ちょっとテーマにしていまして、そういったことをやっぱり何度も発言しながらですね、来年度行われる事業計画策定に向けた中に、提言として取り入れて

いただけないかなと思って、何度も申し上げております。この村長の答弁の中に、その計画を立てて行く中で、先進地の視察とかいう言葉も入っていましたし、第2期でやったような全体のアンケート調査をしながら、保護者の皆さんの要望に添った形で行いたいという返事があったのは、大変心強いんですけども、このテーマにしている保育スペースの確保とか、保育スタッフの確保、それと一番大事な遊びのフィールドの確保、その遊びのフィールドというのも、保護者さんたちの話を聞いていると、せっかく奄美大島にこんなにすてきな最高の自然環境があるのに、これがなかなか取り入れられていないよねというのがあって、そういったことを全部ですね、クリアしていこうと思ったときに、今の3カ所ですね、現在の3カ所の各場所場所での展開のまんまだと、この大きな要望というのは達成できるのかなという、この計画というのは5年越しの計画じゃないですか。この5年越しの、せっかくの5年越しの計画の中で、そういったものが達成できるのかなと、村長の計画の中にですね、少しでもそういったものを統合して、大きな、さっき認定こども園構想というのも言葉に出しましたが、その大和村認定こども園という構想の中に、そういったものを統一した形での新しい場所での、新しい取組とかいうか、そういった構想というのが少しでも今イメージとしてないのかどうか、お伺いしたいんですけど。

○村長（伊集院 幼君）

これは詳細に担当課とは話しておりませんが、やはりこども園の整備の検討になりますと、私自身としては、やっぱり統合する中で、1カ所でやる中での、やっぱりスペースを確保することが、私はやっぱり求められてくるのではないかというふうに考えておりますので、そういう方向でですね、担当課の中で詳細にまた検討を進めるようにしていきたいというふうに思います。

○5番（藏 正君）

そういった、村長が思っているというので、すごく私は何かほっとしているというか、すごく夢が膨らんでいるような気がしております。やはり村長がイメージしているということは一番大事なことで、そのイメージにですね、各部署の方々が新しく視察してきたところとか、そういったところの枝付けができていって、その子供たちを一番いい保育環境をやっているよとかいうところの形が枝付けされていった図柄ができあがっていくのを、すごく期待しております。

前、先ほど壇上でも言いましたけれども、第2期計画が令和2年度から始まっているんですが、振り返って調べてみましたらですね、大金久で始まった0歳児保育も、始まった当初の令和2年の4月からですよ、2年の6月か、令和2年の6月から湯湾釜分校で早速開始されて、学童保育にしても令和2年の4月にはAR奄美スポーツアカデミーでしたっけ、そこのタイアップを取りつけて、スタッフ不足の解消も図られていたとあって、すごい、さすが村長だなというのが、そのスピード感があって、計画が始まった当初から一番の課題をどんどんクリアしていているようなところがありますが、それは私の期待を込めてなんですけれども、令和7年度からの事業策定に向けて、令和6年度で先ほど言ったような、計画の緻密な計画を立てられてですね、新しい大和村の保育体制ができあがることを期待しております。

その中で、もう一つちょっと伺いたいのが、スタッフの確保ですね、頭数の確保じゃなくて、やっぱりそういったスタッフの確保が今なかなか難しい状況だということを聞いておりますので、その確保策としてね、第2期のこれを見ても、そういったワークセンターとかとタイアップしてとか、そういうことじゃなくて、確保策についても大和村独自の、例えば中学校、高校生あたりからそういった保育士になりたいんだという子供たちに対する支援策を考えて、役場の試験を受けたらとかいう、どこかで公務員の、公務員採用試験に対する指導をしているとかいう取組も、この間の我々の所管事務調査の中でもそんな事例もありましたので、大和村でもそういった大和村の保育士になりなさいよという形で、方向づけをさせていくような支援策を展開して、子供たちにそういった、何と言うかな、大和村でやっぱり子育てしたいなと思わせるような仕組みづくりも大切じゃないかなと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○村長（伊集院 幼君）

これまで議員の皆様からも子供たちへの支援についての御意見が、こうしてこれまでも出ております。これは、奨学金制度を独自で我々も作らせていただいて、その中には大和村に帰って住んでもらうだけで、奨学金の返還助成制度を我々も始めております。その中では、やはり独自の奨学金だけで子供たちが学校に通えるような、私はシステムが後々必要ではないかということも考えておりました、そういうことも含めて、議員の質問にもありますように、中学生の時代から村としての取組をですね、しっかり子供たちにやっぱり説明をしてやっていくことが重要ではないかと思っておりますので、教育委員会を通じて学校の子供たちに対する、やはり村の助成制度も含めてですね、そしてまた村で活躍できる人材になってほしいということもPRしながら、我々は今後進めていくことも大事ではないかというふうに考えております。そういうことは助成制度だけになりますけれども、やはり島に帰って来てもらうためには、やっぱりそれなりのやっぱりメリットがないと、やっぱりなかなか難しいところがございますので、これから大和村に必要とする人材に向けた確保については、我々も今後積極的に取組を進めていきたいというふうに考えております。

○5番（藏 正君）

積極的な取組をお願いしたいと思います。

難病指定された家族への支援策について伺います。この間、聞き取りでですね、6回にわたっての支援制度を村単でとっていますよという話がありまして、あるんだというのを思ったんですけども、まず最初にですね、その半額とかいう限定措置があるんですけど、村長の答弁の中で、他市町村に比べたら大和村はすごくいい制度をとっていますよというのは、それは分かるんですよ。だけど、それはよく、いろんなところで使われますけど、それは関係ないことで、大和村は大和村として、大和村の村民がですね、住民が大和村にはこういったのがあるんだよと思わせるような制度であってほしいと思うので、他市町村と比較してあれはありませんとか、いい施策を取っていますとかいうのは、自己満足の世界での話になってしまいますので、そうじゃなくて、私が言いたいの、やっぱりその難病指定された家族というのは、途方に暮れるわけですよ、途方に暮れる。だ

けど、僕はここには一時金の支給とか、何かあってもいいんじゃないかなと思って、ただ書いてみたんですけど、そうなったときにすぐに役場に相談しに来て、こんなことを宣告されたけど、助けてくださいと言えるような、そういった制度に、その半額とかじゃなくて、もう少しそういったことは考えられませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

確かに他の市町村と比べていいからという部分は、比較をするとそうなのかもしれませんけども、私どももそれで十分よしとしているわけでもなくて、本村に必要な施策ということで体制を重ねてきております。他の市町村は障害児対象、障害児に絞っているところが多いということも事実でございまして、それに対して本村は独自でまず対象の拡大を大人にもさしていただいております。そして、手帳の所持者、保持者ですね、に限定していたものを、手帳がなくても利用できるようにということで、随時改正を重ねてきているということで、本村に合った施策に必要なことに近づくようにという意味で、少しずつ改正を重ねてきているというところでございます。また、半額というのがありましたけれども、まず、課税世帯の方につきましては、全部は6回なんですけれども、1回は全額の助成、そして残りの5回は半額の助成をさせていただいております。あと非課税世帯、それから障害者手帳をお持ちの方、難病の方につきましては、6回全額を補助ということで、プラス宿泊費まで見ているというところでさせていただいているところでございます。

○5番（藏 正君）

これまで、難病指定とか、この村の事業を利用された件数というのは何件ぐらいありますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

難病に限らずということでよろしいかと思えますけれども、島外受診旅費助成事業ということで、直近ですけれども、令和2年度、令和元年度ですね、では実人数で申しますと1名、令和2年度で3名、令和3年度で12名、令和4年度9名、令和5年度途中でございましてけれども現在5名という方が利用をされているところでございます。あと6回までということで延べ回数ですね、前回2回利用される方、あるいは6回全部利用される方、それは受診の状況によって様々ということでございます。

○5番（藏 正君）

結構件数があるなと思ったところでしたけれども、そういったことで利用された方々にですね、この事業について良かった点とか、もうちょっとこうしてほしいとか、金額のことを言ったらきりがないんでしょうけれども、こういったふうにしてほしいとかいう、アンケートをもう一回取ってですよ、その制度をもうちょっとさらにいいものにしていくために、そういったアンケートとかは取っていただければいいんですけど、そういったアンケートなんかを取っていいものにしていったらどうかなと思うんですけど、保健福祉課長、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

実際、利用者の声を伺いますと、本当に旅費助成があって助かるという声がほとんどかとは思っ

ております。また、その中にでも程度ですね、受診の状況、その御本人の持っている疾病、あるいは障害の状況というのが様々でございますので、やはりより重度の方に対しては、本当にこちらで気づかないような部分が、ちょっと困っているんだというようなお声もいただきまして、今年、改正をまた拡充の意見でさせていただいております。そういう意味で、利用者の声を聞きながら進めさせていただいているところでございます。

○5番（藏 正君）

あとはこの制度が、こういった制度があるということを、多分村民の方々には知らない方が多いと思うんですね。これの周知についての方法というのは、こういった方法を取っていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

現在、主な周知方法といたしましては、年間を通じて村のホームページのほうには、こういった制度があるということで、詳しくはお問い合わせくださいということで記載をさせていただくのがベースとなっております。あと、広報紙のほうにですね、今年も1回掲載しておりますけれども、またこれについても定期的に掲載して周知を図っていきたいというふうに思っております。今のところ周知で主にしているのは、その2点ということでございます。

○5番（藏 正君）

それと、私が一時金の支給とかできないもんですかねというものを通告書にも書きましたけど、その点については、どのように考えますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

現在の助成といたしましては、実績に応じてということで勘考させていただいているということになります。また、一時金とって、事前に例えば旅費とかでまとまったお金が必要という御心配だろうと思いますけれども、現在、利用者の方に声を聞きますと、多くの方が電子マネー、あるいはクレジットカードで利用されておりまして、旅費についても医療、病院での受診支払いについても、そのような形で対応されている方が、実際多いということがありますので、そういった相談は今のところないところなんですけれども、もし、それでもまとまったお金が必要という方につきましては、県の社会福祉協議会が行っております生活福祉資金貸付制度と、これはもう低所得とか、高齢の方とか、対象は限られますけれども、そういった制度もございますので、必要な方はそちらに御案内をするということになるかと思えます。

○5番（藏 正君）

その社協に、そういった限定されるかもしれませんが、そういった制度があるということも、併せて、多分住民の方は知らないんですね。ですから、そういった方々への周知の方法、発生してそういったことを相談しに来たときに、社協にもそんな制度がありますよとかいう、社協さんとか、同じ役場の中でも、どこに相談していいかわからない人が来たときの、そういった横の連携という、当たり前のことなんですけど、横の連携をもうちょっとスムーズな連携とかね、考えていただけないかなと、分かりづらい、役場に行って、そういった制度があるのは助かるんだけど、もう

面倒、自分なんか分からない人間が、やるのが結構多すぎるとかいう話も聞いていますので、その辺の簡略化と、そういったものを図っていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

制度もいろいろやはりございまして、いろんなこんな制度があったのかということで、御存じないと言われる方がおられるのも承知をしております。社会福祉協議会の今の申し上げた制度につきましても、社会福祉協議会が独自で発行しておられます社協便りというふうに、掲載もされていたかと思えますけれども、それだけでもやはり見落とししていたとか、やっぱり知らなかったと言われることもあるかと思えます。そのため、先ほど市田議員にも申し上げましたとおり、外勤で地域を回るようなメンバーもおりますので、そういったメンバーが情報を収集して、こういった方がいたよということで、つながりがあることもございますので、そういった職員への周知、あるいは民生委員会を通じてでもですね、こういった制度がありますので、該当されるような方がおられたら連絡をくださいというような形で、併せて連携体制もより強化してまいりたいと思います。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、そういった村内の方のそういった情報の収集力と、逆に発信力と併せて、強化していただきたいと思えます。

最後に、村長の答弁で豊年祭の送迎については、集落への支援金を出しているのですが、その中から各集落の送迎については充当して検討してもらえないかということだったんですけど、こういった話をした背景にですね、もうそろそろ車の免許を返納しようと、返納したら、この豊年祭、楽しみだった豊年祭に行けなくなるねという、そういった声があったもんで、ちょっと取り上げてみたんですけど、各集落で取組、湯湾釜集落でもですね、バスをやっていた郷友会から、もう利用する人が本当にいないから、もうバスの貸切はもうやめてくださいと、逆に郷友会から言われて、取り止めにしてある経緯があるんですけど、でも中にはね、それがあれば行けるのにと、私に声をかけてくれた人なんかのような方が複数いらっしゃると思うんですよ。ですから、年に2回じゃないですか。十五夜の日と九月九日の日、そこに試験的にでも、一度、だいたい十五夜の豊年祭の開催時間というのは、どの集落も同じ2時ぐらいになっていると思うんですよ。それに合わせて、一度試験運轉的なことをやってみるのはどうなんでしょうかね。各集落での対応のほうが、自分から考えると、タクシーを準備をして、・・・何かすごく準備しづらい、また無駄の多い展開になるんじゃないかなと思えてならないんですけど、ちょっと悪あがきの話になるんですけど、いかがでしょうか。とりあえず試験的に来年一回やってみようとかいうことにはできませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

試験的にということですが、まず試験的に実施をした場合、それが通常化してしまうということも考えられます。我々としましても、この御質問を受けまして庁内で協議をした結果、やはり今年度から皆様に助成を支援金を出させていただいております集落支援助成金、こちらの助成金については、使用用途、そういったものを我々は紐づけてはおりませんので、集落運営に必要な

る様々な財源として使っていただきたいということで、この集落支援助成金を支援させて、助成させていただいておりますので、ぜひともそちらの御活用を御検討していただきたいというところがございます。

○5番（藏 正君）

もうおっしゃることは重々分かっております。その支援金も各集落区長とも話しておりますけれども、村から支援からあってありがたいねという話もちろん出ていますよ。だけど、コロナ禍の中、何年間、3年か4年空白があったわけですよ。その中でも寄附金というのは、集落の単独の収益寄附金というのは相当落ち込んでおります。支援金があってちょうどぐらいじゃないという、今までどおりだねというようなところでのありがたい話だねというところもあるんですよ。その試験運転をして、来年からそれが当たり前になったら、それはいいことじゃないんですか。大和村が、村が代表して今年の何月に十五夜豊年祭が開催されます。そこに大和村が運行バスを出しますから、郷友会の皆さん、利用してくださいよという案内を新聞に出すだけでですね、郷友会の方は大和村がまた新しい取組をしてくれたなという、そういう宣伝にもなるわけですよ。集落単位でやるのは、今までどおり郷友会の案内とか出してますけど、そうじゃなくて、新しい取組として試験的に大和村が、その豊年祭のバスを、送迎バスを出しますよという、そうった、これも新しい発想じゃないですか。それを試験的にやってみることで、その宣伝になったとか、やっぱり効果はなかったね、1人しか乗らんかったよとか、それだったら別に続けろと言いませんよ。だけど、こういった新しい取組を大和村でこういったイベントをやりますよ、今度やりますよという、そういった発信をするということにちょっと意義があるというふうには考えられませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

試験運行ということでございますが、まず、車両の問題もあるかと思えます。試験運行をすることになりますと、当然、無料での運行になりますので、果たして我々が出すバスだけで皆さんが希望が殺到した場合、乗車ができるのか、そういった部分も出てくるかとは思いますが、あとは運転に従事する職員についてでございますが、今、管理職以外の職員でマイクロバスまで運転をできる車輛の免許を持っている職員は12名おりますが、ちょうど九月九日豊年祭組と十五夜豊年祭組で6名、6名で分かれているところでございます。当然ながら、このドライバーの従事するメンバーにつきましても、30代40代の職員でございますが、中心が、そういった職員につきましても、当然ながら豊年祭のときには地元の集落の主力として活躍もされますし、また、自分の集落で豊年祭がない職員については、ほかの集落への応援相撲など、そういった面での人員としても貴重な戦力になっているかというふうにご考えております。そういった部分でドライバーのやりくりができるのかという課題もあるというふうにご考えております。以上です。

○村長（伊集院 幼君）

今の答弁に補足させて申し上げれば、議員のおっしゃるように、やっぱり地域の行事も郷友会の皆さんの協力をもらうのが、大変ありがたいというふうに思います。それを行政が主導でやるより

も、我々としては、まず区長さんあたりに、またそういう声も伺いながらですね、どういう運行の仕方がいいのか、今、村の車両で運行するのはいろんなことがありますので、村が自らこうして運行の手段をしっかりとお膳立てする中で、郷友会の皆さんに利用してもらおうということは、これはもう効果があるものだと思いますけれども、我々もしっかり周りの意見をですね、聞きながらですね、どういう形で村として協力できるのかということを検討させていただければというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで、5番、藏 正君の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。なお、13時30分から再開いたします。

休憩 午前11時47分

-----○-----

再開 午後1時30分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番、前田清和君に発言を許可いたします。

○2番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります令和6年度の予算編成の基本方針及び大和診療所通院患者の送迎について、2点お伺いいたします。しばらくの間お付き合いください。

まず1点目、令和6年度の予算編成について、3月の定例議会の施政方針において、令和5年度も厳しい財政状況の中で、村長は七つの基本方針の下、財政運営に取り組みられました。一つ目は、行財政改革の推進、二つ目は、農林水産業の振興と体験型観光農園の充実による村の活性化推進、三つ目は、民間企業との連携による村の活性化対策と定住促進、四つ目は、観光施設整備による観光振興の充実と推進、五つ目は、子育て支援と高齢者対策の充実による安心して暮らせる村づくり、六つ目は、道路交通網生活環境の整備促進、七つ目は、災害に強い村づくりであります。コロナ禍4年目に入り、令和5年度を迎え、新型コロナウイルス感染症も落ち着きが見られ、5月には5類感染症に位置づけられるなど、日常生活が少しずつではありますが、コロナ禍前の生活を取り戻しつつあります。本村においても、令和5年度は村民福祉の向上の上に、4月に福祉事務所が開設され、また、7月からは村民の交通手段の一つとして、村内を巡回する移動支援も始まるなど、村民サービスの向上に努められましたことに、心より敬意を表します。しかしながら、本村においては、依然約82%を依存財源に頼らなければならない中で、歳入の約43%を閉める地方交付税においても、今後の動向は不透明であり、厳しい財政状況が続くものと予想されております。そうした中、令和6年度を迎えるにあたり、予算編成はどのようにお考えなのか。

一つ目は、物価高対策が求められている中、来年度に向けて伊集院村政独自の支援策を検討して

いただけないか。二つ目は、集落長屋構想の進捗状況はどのようになっているのか。来年度からの事業になるのか。三つ目は、令和6年度4月からの開始の公営企業会計への移行について、準備は万全なのかなど、具体的説明の答弁を求めます。

次に、大和診療所通院患者の送迎についてお伺いいたします。大和診療所は村内唯一の医療機関であり、年々利用される村民の方々も増加傾向にあります。また、大和診療所の評判は村内に限らず、村外からの患者さんも通院されていると耳にします。これも診療所の先生をはじめ、スタッフの皆様方の御尽力によるものだと、心より敬意を表します。

さて、本村においては65歳以上の高齢化率が43%を超え、いよいよ高齢化社会へと移行しつつあります。現在、大和診療所通院の交通手段の一つとして、自動車が利用されているわけですが、高齢化に伴い、運転免許の返納や運転をやめる高齢者の方々も増えてきたように思われます。運転ができない高齢者の方々にとっては、診療所への通院は今後死活問題になることでしょうか。現在、当局はそうしたことを踏まえた上で、診療所通院患者の送迎を週2回運行されていますが、どのような形式でなされているのか、今後、見直す検討も必要ではないかと思うが、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、前田議員の御質問にお答えいたします。

1点目の令和6年度予算編成の基本方針についての、村政独自の支援策についての御質問がございましたが、令和5年度におきましても、厳しい財政状況の中ではございますが、いろいろと住民サービスを取り組むために、いろんな施策を取り組んでまいりました。その中で、コロナ禍が明けましたけれども、やはり社会情勢もまだまだ追いついていない部分もございます。その中では、特に物価高騰対策における対策が、これからも国のほうからいろんな形で交付金として支援がなされるものだということもございます。その中では、ウクライナ危機を発端とする原油価格や原材料価格の高騰に、昨年3月以降の急速な円安化の影響による輸入コストの上昇も加わり、国内でもガソリン価格や身近な食品等の価格上昇をもたらしております。また、通常の価格上昇に加え、離島という条件不利性により、輸送コストがさらに価格に転嫁されるなど、村民の生活、事業者の経済活動に大きな影響を与えております。コロナ禍における消費活動の停滞や、物価高騰による家計負担の軽減を図ることを目的に、これまでも地方創生臨時交付金を活用し、村民1人当たり1万円の大和村地域商品券を、これまで合計5回実施しており、現在、第5弾商品券を実施中でございます。地域商品券につきましては、村民の生活支援になるとともに、村内事業者の事業支援の側面も併せ持ち、その両面において非常に高い経済効果が見込まれるものであると思っております。

現在、国において電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として、物価高騰支援を目的に5,000億円の予算規模で補正予算が先日成立をいたしましたので、当該交付金を活用し、速やかに第6弾の大和村地域商品券を実施することにしたいと計画しております。

このように、国の動向を注視しながら、交付金の積極的な活用を図ることで財政負担の軽減を図り、今後も村民が安心して生活を送れるよう、支援策の展開を図ってまいりたいと考えております。

また、来年度の予算方針の中では、やはり定住の促進が重点目標になってくるのではないかとこのように考えておりました。定住促進住宅の整備を積極的に進めることも念頭に置きながら、予算編成に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、2番目の集落長屋構想の進捗状況についての御質問でございますが、少子高齢化により2025年には全国で32万人の介護人材不足になると予想されており、介護を支えるための取組は、本村においても喫緊の課題であります。集落長屋構想につきましては、これに対応していくための取組でもあり、これまで大和診療所、大和の園、社会福祉協議会、保健福祉課、地域包括支援センター及び外部専門家で構成された在り方検討会において、約5年間にわたり検討を重ね、その検討案を基に村で設置しております総合福祉検討委員会において計画承認を受け進めてきているものでございます。

現在の進捗状況といたしましては、大棚集落内への集落長屋整備基本計画の立案までがなされておりまして、大棚集落の住民代表から構成されます大棚住民協議会においても、進捗状況等について共有を図っているところであります。今後の予定といたしましては、ハード整備といたしまして令和6年度に県基盤整備事業への申請を予定しておりますが、人材確保におきましても、現在、地域おこし協力隊の募集も行っているところでございます。また、職員研修等の準備を進めながら、令和8年度の開設を目指してまいりたいと考えております。

次に、3番目の公営企業会計への移行について、準備は万全なのかとの御質問でございますが、公営企業会計につきましては、令和6年4月1日からの適用開始に向けて、現在準備を進めている状況でありまして、住民税務課職員で担当業務を振り分けて進めております。これまでに行っております業務内容でございますが、5月から会計年度任用職員を配置いたしまして、集落排水業務の固定資産台帳の入力作業等を行っております。また、9月定例議会では条例の制定を可決していただきましたので、課内での各業務の進捗状況の確認、コンサルティング事業所との打ち合わせ、他自治体との事務研修等を実施しているところであります。現在行っている業務は、勘定科目の設定、新しい口座開設の準備、口座振替対象者の新しい口座への移行作業、当初予算編成に伴う予定貸借対照表作成等になります。また、今後行う業務がシステムを活用しての料金収入及び日計表や月計表の作成、税務署及び総務省への届出、3月定例議会での説明、令和6年3月の打ち切り決算を行うこととなります。準備につきましては、令和6年4月の開始が決まっておりますので、公営企業会計という初めての取組事業であります。複式簿記を基本とした財務諸表を作成して、経営分析が図られるということが最大のメリットになります。今後、関係課、総務課、建設課、会計課との連携を図ることと合わせまして、コンサルティング事業者の支援を受けながら、住民税務課全体で万全を期して準備を進めていきたいと思っております。

次に、2点目の大和診療所通院患者の送迎についての御質問でございますが、現状といたしましては、毎週火曜日の午前中に大和浜から国直の上方方面、木曜日の午前中に大金久から名音の下方方面の送迎運行を実施しているところであります。志戸勘今里集落に関しましては、利用の連絡があるときに下方方面の運行時に送迎を行っております。利用者数についてでございますが、上方方面が平均3名から4名ほど、下方が5名から6名となっているところでございますが、インフルエンザ予防接種時期前半には、定期利用をしていない方の乗車もあり、多い日で10名以上の利用もあります。運行時間に関しましては、村体育館横駐車場を上方が8時40分、下方は8時30分に出発し、各集落を経て9時10分頃に診療所着となっております。送りの時間につきましては、利用者の人数、診療内容によって異なりますが、11時過ぎから12時過ぎとなっており、運転はスクールバス運転手が行い、車輛はスクールバスかきびきび号で運行しているところであります。送迎運行を実施していない月、水、金曜日につきましては、移動支援バスきびきび号が診療所前を經由しており、数名の方が利用している状況であります。現在のところ、運行に関しましての要望等はありませんので現状でよいのかと思っておりますが、今後、利用者の御意見等を伺いながら見直し等について検討していきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（前田清和君）

村長、ありがとうございます。村長が言われましたように、ロシアウクライナの情勢から始まり、今はまたイスラエルパレスチナ問題と、各世界でいろいろと紛争が身近に迫ってきているような状況になっております。それに伴って、原油価格、そして原料価格によって、昨年からです、物価高ということで、本当に低所得者の村民にとっては大変な中、今生活をしているわけです。総務課長にちょっとお伺いしたいんですが、このコロナ禍4年目、令和2年はそうでもなかったと思うんですけど、令和3年、4年、5年、今年度まで入れて3年間で地方交付税、何と言うんですか、地方創生臨時交付金ですかね、大体この3年間で国からどれだけの交付税が下りたか、分かりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今、地方創生臨時交付金全体の額としましてですが、すみません、申し訳ございません、今詳しい資料を手元に持っておりませんので、後ほど御報告させていただきたいと思っております。

○2番（前田清和君）

村長が先ほど商品券の話をされましたけど、本当、大和村は伊集院村政になって、ほかの自治体がない第5弾まで商品券を出させていただいて、先ほど第6弾も来年度の予算で実施していきたいという、大変村民にとってはありがたいお言葉でございました。この商品券ですがね、人口1,400名として、第5弾ですので、1,400万掛ける5、その商品券だけで約7,000万円、この地方交付税、支援金で出されております。また、宿泊業とか、飲食業、企業者の事業者に対しても一律10万と

か、そういう補助金を出していますので、最低、このコロナ禍に入って地方創生臨時交付金で、軽く1億はこの物価高、ましてコロナ禍において、行政は村民に対してやられていると、本当、思うわけですね。ただ僕がこう言って、伊集院村政独自のというのは、村長、第6弾と言いましたけど、これは地方交付税の臨時交付金を活用しての国・県からの交付金での商品券、僕が言いたいのは、もちろんこれも大事なんですけど、伊集院村政その独自、一般財源でもそれは財政厳しいというのは分かるんですけど、やっぱり国からもらって、それを村民にあげるのは、もちろんいいことだと思いますよ。それ以外に、村行政として、伊集院村政として、何かできないかな。例えば、先ほど言ったように、電気、ガスは国・県のあれで2カ月3カ月間減額でさせていただきました。これは村民に減額で補助金をやってくれとかは、それはちょっと各個人個人の電気代、ガス代も違いますし、分かりませんが、この水道代とか、集落排水料金とかは行政がちゃんと金額も把握しています。各月々、各世帯に納付書も送ります。例えばですよ、これをもし伊集院村政独自で一般財源でも使って、2カ月、3カ月とか、来年令和6年度から半年間とか、その半額補助とか、3分の1の補助とか、そういうのをしていただいたら、村民も大変な中、伊集院村政として村民に喜んでもらえるのではないかなというふうに思ったりもしています。もちろん商品券もありがたいことなんですけど、村長、今のは例えの話ですけど、そういうことも令和6年度は物価高対策の一つとしてですね、組み込んでいただけないかな、検討していただけないかなという思いなんですけど、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは社会情勢に伴っての国からの地方創生交付金であるというふうに、我々も認識しております。村民が困っている中では、それは行政として手助けをしなければならない、我々が今まで農林水産業への支援策も独自の政策を打ってやってまいりました。個人で村民がそれぞれで使うものについては、やっぱり個人差がありますので、そこを我々がどこまでやるかというのは、ちょっとなかなか公平性が取れるのかということもありますので、やはり私たちとしては、まずは消費拡大をするための地元、やっぱり事業者の支援のためにもつながっていく、この商品券がまずは一応手っ取り早い方法じゃないかということで進めさせていただいております。我々も国がしなければ、やっぱりこれはそれぞれの自治体で責任を持って、住民のやはり不便さを解消していくのは行政の責任だというふうに思っておりますので、今後世の中の社会状況を見ながらですね、村としてどこまでできるのかということ、また我々も検討する時期が来るのかなというふうには、今考えているところでございます。

○2番（前田清和君）

総務課長にお伺いしますが、令和6年度この物価高騰支援金の交付税は、先ほど村長からは国が5,000億円、予算を組んだということですが、総務課長の見解として、例年どおりこの交付金というのは下りてきて、そこにその商品券を当てるような形でというふうに考えておられますか。

○総務課長（政村勇二君）

過去の地方創生臨時交付金も踏まえまして、今回のその重点支援交付金におきましても、やはり地域商品券のほか、また低所得者向けのメニュー、重点メニューといたしまして、そういったのも考慮いたしますと、概算ではございますが、4,000万程度になるのではないかとこの見込額ではございます。そういった中でまた本議会が終わった後にですね、皆さん、議員さんの皆さんにも御説明をした上で、また予算の在り方についても、また検討できて、なるべく早い段階でですね、対応できるようにはしていきたいと、あくまでの概算の数字ではございますが、4,000万程度になる見込みだというふうに考えています。それも一応まだはっきりした県からのその金額の決定はございませんが、全て財政支援とした形で、国からも下りられているものと見込んでいる予定でございます。

○2番（前田清和君）

ぜひですね、村長が言われました6弾、商品券、村民期待しています。それ以外にも、本当に困っている方々がたくさんおられますので、特に、年金暮らしの方々とかは、生活がいつばいいいつばいいの中、御飯を食べるのもやっと、お店で買い物に来て商品がもう全部高いんですよ。僕たちも上げたくなくても、もう周りが上げていきますので、上げざるを得ない。いつもお客さんなんかにも、ごめんなさいねって、もう、お店もやっぱり維持していくためには値段も上げないと、私たちが給料を払えませんよ、そんな冗談を言いながら村民のお年寄りの方々には買い物してもらっていますので、ぜひ令和6年度ですね、商品券はじめ、いろんな支援策をぜひ検討していただいて、施政方針に入れていただきたいなというふうに思います。

次に、集落長屋構想ですが、よく5年間ね、検討委員会ということでさせていただいて、令和6年度は県基盤整備ということで大和の園の土地も購入されているということを知っています。でも令和6年度初めて、6年、7年、8年度スタートといたら、あと3年後ですよ。3年後、2年後、2年後にスタートになるわけですよ。この長屋構想は大和の園の老朽化、そして海岸に近いということで、そこに住まわれている方々を少しでも安心な場所、そして自分の住み慣れた、生まれた土地で最後老後を暮らしたいということで、大和の園の小さいバージョンというか、小規模在宅みたいな寮みたいな感じで7、8人いる感じで進めてきたと思うんですよ。現在、大和の園の園長に聞きますけど、大和の園が開園されて、もう何年になります。と、耐震性とか、今現状でどのような建物の状況でしょうか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

まず、大和の園の経過なんですけれども、今年で38年目を迎えております。耐震化につきましては、何年でしたかね、以上の建物については、耐震化については大丈夫なんですけれども、コンクリートの耐久年数が約50年といわれている中で、建物自体は現状まだ大丈夫かとは考えているんですが、いろんな給水設備であったり、給湯設備であったり、そういった設備関係については老朽化が進んでいるというふうに捉えております。以上です。

○2番（前田清和君）

そうですね。いつも地震があり、何かあるときには職員が総出で入居者の方々を戸円の高台の避難所まで運んだり、大変御苦労されているというふう聞いております。それであれば、安全なところに移行するというので、集落長屋構想も話が出てきたのではないかなと思うんですけど、この令和6年度から基盤整備とか始まりますが、これは保健福祉課長だと思うんですけど、大体のおよその見当でいいんですけど、その事業費はいくらぐらいなるとか分かります。

○保健福祉課長（早川理恵君）

現在、まだ申請前でございますので、数字でございますけれども、建物といたしまして、四つの機能を備えております。一つは小規模多機能型という部分、それから生活支援ハウスという意味を持っているところ、そして地域交流拠点というところで、誰でも利用ができるということと、併せてそこで働く従業員の宿舎というところまでを最大限見込んでということで申請を行いたいと考えているところでございます。県の基盤整備の補助金といたしましても、上限、1床当たりいくらかというふうには設定がされておりますので、全額とはいきませんが、総額全部合わせまして約2億円程度を現在見込んでいるところでございます。

○2番（前田清和君）

現場に建物が建っていますよね、コンクリートの平屋と空き家になっている木造の建物があると思うんですけど、今の現時点でその建物は利用されるのか、そして空き家は改修されるのかとか、そういう具体的な案みたいな建設にあたって、頭の中である程度の構想というのはあるんですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

構想の中にはもともと空き家対策の空き家の活用ということも含んでおりますので、空き家をできるだけ最大限に利用したいということで、構想のほうは計画案としては進めているところでございます。ただ空き家の状況によりまして、余りにもやっぱり老朽化が進んでいて、使えるところまで至らないという可能性もございますので、今のところ両方の形を含んで構想のほうは考えております。

○2番（前田清和君）

ぜひですね、これも地域の方々から集落長屋構想については、やはり自分が生まれ育ったところで、そして地域の方々とお友だちと一緒に過ごしたいというのも、声も聞きますので、ぜひ進めていきたいんですが、例えばですよ、その空き家改修で今ある空き家を取り壊して更地にして、新しく建てる、そういう方法もあるでしょう。例えば、今集落では大柵に昔紬工場がありましたよね。紬工場が今更地になって、あれは村有地だと思うんですよ。であれば、改修をして基盤整備をしたり、いろいろそこにお金を、2億かかるのであれば、その今、紬工場を空き地にして更地になっていきますので、そこにある程度の建物を建てて、それが2億もかからないのであれば、少ない財源でそういう長屋構想というのも、もうちょっと早く進めるのかな、これは例えばですよ。だから、絶対、今あるその場所に建てなければいけないというあれも、決まりもないと思うんですよ。やっぱ

り村の空き有地で、そこであれば、もうすぐ建物も何も建っていませんので、すぐに設計に入ったりして、例えばそれで少ない財源でできるのであれば、そこに建設する、診療所にも近いですという、そういう案もあると思うんで、そこら辺は令和6年度から基盤整備始まるとは言いますが、せつかく造るものなので、少しでも村の空き有地も利用しながら、そして少ない財源でそういう建物ができるのであれば、そういうところも頭の片隅にでも入れていただいて、検討していただきたいなというふうに思います。

それでは三つ目の公営企業会計ですが、村長からいろいろ説明いただきましたけど、今年予算委員会か決算委員会でありましたけど、来年4月からは特別会計から切り離して、一つの企業としての会計が持たれるということで、住民税務課長からはそれにあって徴収率も上げていかなあかんと、今までは繰り入れ繰り入れ、一般会計から足りなければ繰り入れとか、そういうのでやってきましたけど、そういう会計から全部切り離しての一つの企業としての会計になりますので、そこら辺をちょっと私たちは、私はちょっと心配しているところなんです。そこに住民税務課の中には入るんですが、会計が別になりますので、例えば、職員の体制とか、そういうのも住民税務課長、今、頭の中にはあるんでしょうか、4月からの。

○住民税務課長（池田浩二君）

今、公営企業会計に移行ということで準備を進めている段階ではありますが、まず4月になりましたら、全て会計が変わりますので、現在、システムのほうは5台、公営企業会計システムというのを導入しております。それを住民税務課に2台、総務課に1台、建設課に1台、そして会計課に1台ということになります。まず分かりやすいのが、料金収入などになると思いますけど、そういったものはこれまで会計課のほうで一本化で全ての税金などと一緒に集めていましたが、会計課のほうに別の納入窓口を設けて、もちろん金庫も二つ揃えます。そこでこちらから、住民税務課の職員が行ってですね、実際に料金の受入業務をします。それに対して、毎日の日計表、あるいは月計表などの、そういった作成もこちらのほうでしていきます。そして、支出などのほうも公営企業会計になりますので、水道会計のほうは水道のほうの予算から支出、そして集落排水事業の支払いなどはそういったその会計から支出するという、そういったものを考えております。担当としては生活係が中心になりはするんですけど、今現在、口座開設とか、新しい口座の移行とか、また料金の徴収などは税務係、あるいは徴収係のほうでもやっていますので、全員がこの中身を把握してできるような形で、今進めていければいいかなということ今考えております。

○2番（前田清和君）

税務課長、多分、大変だと思うんですけど、村民にですね、来年4月から始まった時点で、しっかりと説明できるように、村民が戸惑うことなく、やっぱりこれがスタートできるように、今年も残りわずか、来年明ければ3カ月4カ月、令和6年4月から始まりますので、しっかりとばたばたしないようにですね、大変ですが準備のほうを進めていただきたいなというふうに思います。

それでは2点目の大和診療所の通院患者の送迎なんですけど、村長から説明いただきましたが、す

みません、僕の勘違いで、現在、どのような形式でと、週2回運行されているのか、詳しく説明いただいたんですが、すみません、僕がちょっと説明不足で、そのスクールバスの話が出ました。以前は診療所の事務の方々が、事務長はじめ職員の方々が送迎の運転をされてて、マイクロバスで週2回、やられているということを思っております。しかし、最近は何か、話に聞くとスクールバス、今スクールバスの運転手が3人おられまして、2人が基本活動していて、1人が大体フリーだということで、そのスクールバスの運転手が週2回、火曜日と木曜日に回られていると思うんですよ。そのスクールバスの運転手は教育委員会の管轄になると、でも診療所のバスの運転手というのは保健福祉課の管轄か、大和診療所の管轄になると。事務長にちょっと話を聞いたら、やっぱりそのスクールバスの方々が、結構昼間時間もあるから、そういう方々に送迎として応援をしてもらっているということも聞かせていただいたんですよね。ですが、スクールバスの運転手の方々の日当と申しますか、送迎に関して、その日当とかいうのは、教育委員会の管轄になりますので、教育委員会から支払っていることだと思います。また、スクールバスの燃料代とか見ても、今までは診療所からの手出しはないけど、最近になって、その燃料代とか、そういうのも支払いをされているということも聞かせていただきました。なので、少ない人材でね、やっぱりフルに活用してもらうのはいいことだと思うんですが、そこら辺は、昔は前、村のバスがありましたよね。話に聞くと、あれはもう古くなったから廃車にされた。以前、僕の・・・古くなったので、新しく臨時交付金を使ってマイクロバスを購入されるような話もちらっと聞いたんですが、その話はなくて、もう廃車にしたまま、今スクールバスで運用されているんですよ。なので、そこの大和診療所が責任を持って送迎をされるのか、送迎に対しては教育委員会のスクールバスの運転手がやるのかというのは、やっぱりそこはちゃんと決めごとじゃないですけど、区別はしたほうが、僕はいいいのかなとおもうんですけど、事務長、いかがですか。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

以前、議員が言われるとおり、診療所職員で送迎運行をしていました。その中で、スクールバスの運転手、いわば大型車両で送迎を行う職員が配置されたということで、各関連の、教育委員会にしろ、保健福祉課にしろ、話をしまして、その運転手の勤務時間内、勤務スペースがあるということで人材、車両の限られた資源の有効活用として現状の運行がされていると思います。それに対する賃金、報酬に関しては、教育委員会のほうで支払われています。それはもう向こうの勤務時間内で、大きな公務全体のお互いの仕事の共有として考えてお願いしているところであります。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

今、診療所事務長のほうから御説明がありましたけれども、こちらとしてはスクールバスの運転手の管理ということで御発言させていただきたいと思いますが、今、スクールバスはやっぱり議員がおっしゃるように3名で運行させているんですね。もう1人のほうは緊急規制があったとき、何かあったときには1人がお休みになったときとかは1人が対応するという形でやっているんですけど、火曜日と木曜日については、診療所の運行がちょっとできないという形で、前からそうい

ったあったもんですから、そこらへんはですね、バスを購入したほうがいいんじゃないかという、議員の方からお話があったんですけども、スクールバスもやっぱり公用車ですから、ある程度やっぱり出費を抑えてですね、公用車の有効活用というのも、教育委員会はしたほうがいいんじゃないかなと。それと今、診療所事務長がおっしゃったんですけども、やっぱり大型車両というのは特殊免許になるもんですから、そういったやっぱり人材確保も、やっぱりそういったのも有効活用していこうとしていけば、結局は流れとしては、やっぱりそれも教育委員会としての運行のキャパ上ですよ、もし緊急性があって1人休んだときには、そこは保健福祉課とか、企画観光課とか、そういった形の応援をやっていく。こちらとしては、まだそういった、まだ暇とかいうことではなく、そういったことがまだお互いで共有できる範囲、こちらの仕事の範囲内でやっていこうということで、そういった形で今、教育委員会のほうでスクールバス、あと大型運転手も今のところ利用して、今お互いでやっていこうということで考えて、教育委員会としては出しているところでございます。以上です。

○2番（前田清和君）

教育委員会事務局長にちょっとお伺いしますが、今、スクールバス2台ですよ。スクールバスはやっぱり子供たちが平日朝と晩使っています。車輛には車検もありますよね。年に1回、大型であれば年に1回の車検、今、2台でやって、その有効活用ということで、それは分かるんですよ。もし事故があったりして、バスが1台使えなくなったとする。スクールバス2台あるというのも1台がないとなったときに、果たしてその1台で、じゃ普段のそのスクールバスの送迎とかね、可能なのか。いや、それこそだから緊急でなった場合に、そう考えたときに、やっぱり村の公用車、バスを買うのは大変だと思うんですが、やっぱりもう1台あってね、3台あれば1台何かあったときでも2台でできるわけですよ。そこをだからその財源がないから買えないじゃなくて、やっぱり予備として、やっぱり職員さんなんかも、いろいろ公務員なんかも、いろんな10何人で出かけたりするときに、それがやっぱりスクールバスで利用されてもいいけど、それが送る時間とか、夕方とか、子供たちのあれに関わったときにですよ、どうしても動けないというときも、今後出てくると思うんですよ。ですから、私のほうとしては、やっぱり村に、そんな、そういうマイクロバスの1台は、やっぱり予備に置いておいてですね、常に村民、そして診療所の通院の方々、そしてスクールバスを利用している子供たちに不便迷惑がかからないような、そういう体制もしていただきたい。ですので、令和6年度にでもね、もし購入が可能であれば、検討していただきたいなというふうに思いますが、村長いかがでしょうか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

マイクロバスのほうにつきましては、今年度の9月議会補正予算のほうで、マイクロバス1台のリース費用のほうを計上させていただいております。現在、リース契約のほうが締結いたしまして、今年度中にマイクロバスの1台、リースで車輛が導入される計画となっております。以上です。

○2番（前田清和君）

すみません、僕はちょっとそれは把握していませんでした。ありがとうございます。今年度中ということなので、来年度から来次第、そういう体制でやられると思います。事務長、もう一回、話戻りますけど、送迎については、今の現状のままスクールバスの運転手を火曜日、木曜日使っていくと、令和6年度もそういう形式で、今のところ考えておられるんですか。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

現状のままで令和6年度も運行していくと考えています。

○2番（前田清和君）

先ほど村長からもあったんですけど、現在、週2回、上方が月、火、火曜日ですよね、きびきび号が月、水、金走っていますので、月、火、水、金、週4回、下方が月、水、木、金の4回ですよね、きびきび号がね。きびきび号とマイクロバスを入れて週4回の利用、通院が可能だというふうに聞かせていただきました。それで、利用者が上方が大体3名、下方が5名、平均してですね、多い日に10名、10名といったら、今、きびきび号が動いているワゴン車、あれが大体10名ぐらい乗れると思うんですよね。それで、日によってやっぱり10名超すときもあるだろうし、利用客が多い少ない日は、それは日によって違うと思うんですけど、今せっかく移動支援で週3回、きびきび号村内、あれも65歳以上は無料ですよね。無料で多分周らせていると思うんですよね。であれば、通院、週2回のマイクロバスも無料で通院患者さんを診療所と送り迎えしていると思うんですよね。であれば、これだけ今物価高騰、原油高騰でガソリン代もばかにならないんですよ。週1日平均3人から5人であれば、そのマイクロバス1台を走らせて、燃料代、自動車を走らせるのか、10人乗りを走らせるのか、マイクロを走らせるのか、それによって空で走らせて、原油が高い中、ガソリン代高い中、やるのであれば、今後、今、きびきび号を通して、浦内、下方で10人乗りが週4回、マイクロバスを入れて4回じゃないですか、と考えたときに、今後の検討課題としてですよ、空でマイクロバスをあまり利用されていないのにスクールバスを走らせるよりは、集落の住民にしっかり周知をしてですよ、週3回、週4回、きびきび号を入れて、スクールバス、通院、マイクロバスを入れて、週4回回れるわけじゃないですか、村内を。ただで通院患者もきびきび号を入れたら4回は診療所に通えるということですよ。であれば、きびきび号をせっかく週3回走らせているので、それを有効に活用するべきだと思うんですよ。今後、診療所の通院患者を送迎するために、少しでもやっぱり無駄をなくしてというのも、僕は検討していかなければいけないのではないかなと思うんですよ。これはすぐすぐじゃなくても、利用客の状況を見ながらですね、ここは事務長の判断でもいいと思うんです。今日は人数、それが分からないから、多分困っているとは思いますが、そこら辺はある程度村民に周知というか、今日利用される方が大体分かれば、今日はもうきびきび号で回そうとか、今日は10人以上なるからスクールバスで大型で回そうとか、そういうのもちよっと検討しながらですね、今後の課題として、令和6年度また検討課題の一つとしてやっていただきたいと思いますが、事務長、いかがですか。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

我々としまして、乗るときはとつても1名のとつてもあれば、マイクロバス運用で、そのときもきびきび号でいいのかなとも思いました。きびきび号を使って送迎をするときもありました。今年度に入って2回ほど、運転手のほうが迎えに行ったら、きびきび号が運転手を除けば9名乗りになります。それでももう乗りきれないということで、診療所のほうに電話がきたもんだから、すぐ私のほうで走って、公用車を持って迎えに行った経緯も2度ほどあります。運転手にしてみれば、そういうのはとつてもきついというか、村民のサービスがちょっと滞っているんじゃないとか、そういう考えがあります。できればマイクロバスで、本当に見えないもんですから、人数が。平均的にはそうであれ、少ない時もあれば多い時もあるということもあります。そこらあたりを含めて、もう一度関連機関とか、きびきび号の運用が果たしてできるものなのか、今の火曜日、木曜日、そこらあたりも含めて検討はしていきたいと思います。以上です。

○教育委員会事務局（前田逸人君）

前田議員がおっしゃったように、きびきび号、私、スクールバス管理者として、ちょっと比較してみました。教育委員会のほうでハイエースというのがありまして、きびきび号とほぼほぼ一緒の型でやっております。それで燃費を調べましたところ、そんな変わらないんですね、23円と24円とか。だから、その運用の仕方によっては、議員がおっしゃるように経費節減というのも大事なんですけれども、比較したら軽油とガソリンで比較してみたら、そこまで変わらないと。できるなれば、事務長がおっしゃったように住民サービスの一環として、間に合わないから次、乗らないから次まで待ってねというよりか、経費が燃費が変わらなければ、ある程度人数を見ながら、ある程度余裕を持ちながら、スクールバスの利用もいいんじゃないかなと、私としてはそう思っております。以上です。

○2番（前田清和君）

最後に事務長、お伺いします。今、企画観光課課長から令和5年度中にマイクロバスのリースがあるということでありましたが、最後、マイクロバスがリースされた時点で、今後、その送迎、診療所の送迎は、そのリースしたマイクロバスで運用されるのか。それとも、そのスクールバスを利用されてやられるのか。今の時点で答えられる範囲で結構ですけど、そこを返事をお願いします。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

マイクロバスが3台になるということで、それぞれの使い道、使い方を協議して、それはもう決定することしかできないので、我々がどれを利用したいということは言えないことだと思います。

○2番（前田清和君）

すみません、2点ほど、令和6年度の予算編成と診療所の質問をさせていただきましたけど、また年が明ければ、いよいよ査定にも職員の皆さん方はまた忙しくなると思うんですけど、ぜひですね、また令和6年度も村民が喜べるような、また村長の施政方針を聞かせていただいて、各課がまた村民に喜べるような、そういう予算編成に力を入れていただきたいなとお願いして、一般質問を

終わります。ありがとうございました。

○議長（奥田忠廣君）

これで、2番、前田清和君の一般質問を終わります。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可します。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、お疲れ様です。6番、勝山です。早速質問いたします。

まず、学習塾など子供たちの習い事費用の助成金制度の創設を求めて。以前、子供の学習能力を高めたいという思いは認識する。どの程度の習い事が必要なのかなど、判断していかなければならない。どういう形で学習支援ができるのか、今一度、内部で検討したいと大変前向きな答弁だったと受け止めていますが、いつ、どのような検討を行ったのでしょうか。

次に、建設業法違反の疑いに対する答弁の確認のために。アマミノクロウサギ研究飼育施設建設工事請負契約の審議で、村が指名停止にしていた業者が入っていることに対して指摘をした際に、県に確認しており、指名停止はないと答弁しているが、村の誰が、県のどなたに、どのような手段で確認をしたのでしょうか。

当該業者への調査に関する質問に対し、県の判断を待ちたい。入札に参加できない期間は、県の確認を見て判断したいと答弁しているが、県の処分が最初に下された9月の5日、その後、10月11日には県が指名停止の処分を下しているが、県の処分以前に4月25日付けでなぜ指名停止を解除したのでしょうか。その解除は、どなたの判断なのでしょうか。

経營業務安全管理者や専任技術者が、営業所がないために常勤できなかったことについての県への確認内容はどのようなものだったのでしょうか。

村の聞き取り調査に対して、当該業者は志戸勘地区内に移動したと答えていますが、県に提出をされた変更届では、志戸勘から名瀬に変更していることについて、指名業者としての適否についての確認は必要だ。定期的に確認をしながら今後対応していく。県への提出書類による再調査について、書類を調査をして確認をしたいと答弁しているが、どのようになったのでしょうか。

県への提出書類にある株主の確認について、県と話をしていきたいと答弁していますが、県に確認をした結果はどのようなものだったのでしょうか。

違法行為を確認した場合の公務員の告発の義務について、県の判断を待った中で、どういう手続を踏んでいくかを確認をしていると答弁しているが、確認した結果はどうだったのでしょうか。

次に、大和の園職員の処遇改善を求めて。決算委員会での質疑に対して、新年度から夜勤手当の拡充を行うと答弁していますが、どれぐらいの増額になるのでしょうか。

今後、村独自で更なる処遇改善を図る考えはないのでしょうか。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、勝山議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の子供の習い事費用の助成金制度の創設を求めての御質問でございますが、今年9月14日に開催されました令和4年度一般会計決算委員会におきまして、今回の御質問と同様の内容の質問を受けておりまして、9月19日に関係課である企画観光課、保健福祉課、教育委員会の3者によりまして、助成制度に関する協議を行い、協議内容につきましては、9月22日に直接御説明をさせていただいたところでございます。協議結果といたしまして、本村では習い事などへの助成は実施しない旨をお伝えをしております。そのような協議結果に至った経緯といたしましては、現在、本村では子育てに関する支援施策として様々な支援を実施してきており、主なものといたしましては、出産祝金、育児助成金、医療費助成、育児就学援助費、インターネット塾、高校生通学補助、奨学資金貸付、奨学金返還助成などがございます。これらは現在実施中の支援施策に共通することは、子供が生まれ、成長し、大人になっていく過程で、必ずどの家庭でも等しく必要となる事柄に関して、積極的な支援を行っているところであります。しかしながら、習い事に関しましては、どの家庭でも必ず必要があり、行わなければならない事柄ではなく、必要とする御家庭もあれば、必要としない御家庭もあり、それぞれの御家庭で習い事に関する考え方に違いがございます。このように、どの家庭でも等しく必要性を有しない習い事等に関して助成を行うことは、公平性の観点から困難であると判断したところであります。

次に、2点目の建設業法違反の疑いに対するこれまでの答弁の確認のためということで、1番目のアマミノクロウサギ研究飼育施設建設工事請負契約の審議にあたって、この業者が指名として入っていることに指摘をした際に、県に確認しており指名停止はないと答弁しているがとの御質問でございますが、確認は建設課長が大島支庁の職員へ電話で行ったところでもございます。その当時の確認で、質問等の行き違いがございまして、指名停止はないと解釈をしたために、担当課長が誤った回答をしたことは、大変申し訳なく思っております。

次に、2番目の当該業者への調査に対する以前の質問に対し、県の判断を待ち、入札に参加できない期間は県の確認を見て判断したいという答弁をしているということで、指名停止を解除したのか、誰の判断なのかという御質問でございますが、昨年12月議会で県の判断を待ちたい、入札に参加できない期間は県の確認を見て判断したいというふうに答弁をいたしました。議会答弁後に我々としても検討した結果、今回の場合は指名業者の住所に誤りがあることが判明したことから、許可権者であります県のほうへの住所変更等の手続により村への指名願いの変更届出が提出されるまでの間ということで、指名停止を行うように指名推薦選委員会で判断をし、私のほうで最終的に決定をいたしました。

次に、3番目の経營業務安全管理者や専任技術者が、営業所がないために常勤できなかったことについての県への確認はどのようなものであったかとの御質問でございますが、事業者から県へは住所変更の届出が提出されたことで、現地の確認等を行った上で事務処理がなされたと確認をしております。また、村としましても変更届出どおり会社自体と経營業務安全管理者等は配置されていると確認をいたしております。

次に、4番目の村の聞き取り調査に対して、業者は志戸勘地区内に移動したと答えているが、県に提出した変更届出は志戸勘から名瀬に変更していることについて、定期的に確認をしながら今後対応していくということで、県への提出書類による再調査について、書類を調査し確認したいと答弁しているが、どうなったのかとの御質問でございますが、提出書類の確認につきましては、繰り返しの答弁となりますが、村といたしましては同じ集落内に事務所があったと認識をしておりましたが、議員のほうからの質問で、建設業許可及び指名願い等の住所に事務所がないことが判明をいたしました。今回の問題を受けまして、このことを県へ確認した結果、建設業変更届出書の提出の際、業者が事務の一部を奄美市で行っていたことから、奄美市に事務所を移した年月日を記載し、提出させたとのことでもございました。参考までに申し上げますと、村におきましては、2年に1度提出をさせていただいております建設工事入札参加資格審査申請書に添付されております建設業許可申請書の写しで確認しておりましたが、直近の建設業許可申請書等の住所は村内の住所でもございました。

次に、5番目の県への提出書類から株主の確認について、県と話をしていきたいと答弁をしているが、県に確認をした結果はどのようなものかとの御質問でございますが、県のほうに確認をいたしましたところ、株主につきましては申請件数が多いことなどから、全て内容を確認してはいないとのことでもございました。

6番目の違法行為を確認した場合の公務員の告発の義務について、県の判断を待った中で、どういう手続を踏んでいくかを確認していると答弁しているが、その結果はどうなったのかとの御質問でございますが、告発とは異なりますが、県のほうへは業者からの聞き取りを行った上で、令和4年11月29日に建設業の許可権者である鹿児島県への連絡は行っているところであり、その結果によりまして県から指示処分及び指名停止の措置が下されたものと判断をしております。

次に、3点目の大和の園職員への処遇改善を求めての御質問でございますが、現在、令和6年度当初予算の要求段階でもございまして、村の現行の規則と法律上の支給要件等を照らし合わせながら、村独自の規則に則った方法での支給を検討しているところでもございまして、結果的には増額となる見込みでもございます。

次に、2番目の村独自の処遇改善を図る考えはないかとの御質問でございますが、介護職員の確保のためにも処遇改善は必要であると認識をしておりますが、来年度の介護報酬改定の状況などを見極めながら、継続して協議してまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により園長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○6番（勝山浩平君）

答弁にありましたとおり、習い事ですね、決算委員会の後、説明をいただきましたが、この判断に村長の御判断も加わっておりますか。

○村長（伊集院 幼君）

はい、私のみんなで協議した中での結果を受けまして、我々もそういう考えでいるところでございます。

○6番（勝山浩平君）

公平性という言葉が出ましたけれども、公平性という観点で見れば、ほかの助成制度もありますよね。例えば、漁民への助成もあります、ガソリンとか、漁具とか。それは公平性があるんですか。全く使っていない村民もいますよ。公平性という観点で見るべきではないです。実際、今、子供を育てている保護者から、複数の意見があって私は去年の3月に一般質問をさせてもらいました。最初の壇上での村長の答弁、そのときも難しいよという答弁でしたけれども、実際、今、頑張っている保護者は、自分たちの経済力で通信教育や塾に行かせている。今の時代、高校受験とか、大学受験とか、ほとんど塾に通っていますよ、大学受験など特に。本村はそういった環境がないから、ネット塾とかやっただいて、これもありがたい。ですが、未就学児から小学生から通信教育をやっている親も保護者もいたり、スポーツ教室に通わせている保護者もいるんですよ。そういった保護者の声として、こういった助成がほしいというような意見があって、今回も質問させてもらっておりますが、そういった保護者の声をどのように受け止めますか。

○村長（伊集院 幼君）

それは村民の声はいろいろあるかと思いますが。その中で、私どもとして何をやるべきかということも判断した中での助成制度だというふうに思っておりますので、その公平性とかいう話ではないということもあろうかと思いますが、我々行政としてどこまでできるかということ、やっぱり判断しながら、議会の皆さんの御理解をいただいて、我々としては進めていくべきじゃないかなというふうに思います。そういう塾に関しましても、我々はやっぱり保護者の意見を聞きながら、最初は受験を控えた3年生を私たちは中心にやるべきだろうということがございましたけれども、1、2年生も受けたいという意向がございまして、我々も塾をやっているところでもございます。しかしながら、我々の意向に添わない、塾を受けていない生徒も半数以上おられる中では、しかしながら我々は、やっぱり受けれる環境を整備していくことが大事じゃないかということで、今こうして継続しておりますので、今後とも保護者の意見を聞きながら、どういう形で我々が対応していくかということ、我々もまた考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

子ども子育て支援事業計画、来年度第3期に入っていくということで作っていくということでしたけれども、第2期でもアンケート調査を保護者に行っていて、学習支援が必要というアンケートの結果が結構あったと、多かったと思うんですが、いかがですか。

○議長（奥田忠廣君）

誰に聞いているの。誰に答弁を求めていますか。誰に答弁を求めていますか。

○6番（勝山浩平君）

どなたでも。

○保健福祉課長（早川理恵君）

第2期大和村子ども子育て支援事業計画の中で記載をされているところで、学習支援事業の利用意向というところかと思えますけれども、その中で利用意向の割合が高いというふうには、確かに記載はされているところです。

○6番（勝山浩平君）

議事進行は議長の役目ですから、議長がふらないと駄目なんですよ。

○議長（奥田忠廣君）

いやいやあなたが誰に求めているのか言いなさい。誰か、答弁するのを困っている。

○6番（勝山浩平君）

続けますね。村長は先ほど保護者の声を聞いていきたいとありましたけれども、今度、第3期に向けて、またアンケート調査を行ってまいりますよね。その中で、学習支援、具体的にどういったものが必要かというのも上げていただきたい。今、若い保護者の方々は、未就学児から通信教育とか受けさせている家庭とかもおりますので、そういった具体的な例を示していただいて、アンケートを第3期、来年作っていく中で、取ってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

アンケートの取り方については、十分やはり検討をして、記載の仕方を考えていきたいと思えます。なぜかと申しますと、やはり学習機会があったほうがいいかないかとかですね、するともう多くの方々は、もちろんあったほうがいいというふうな記載になってしまうわけですので、やはり具体的にどういったものかというのは、調査の内容というのも精査をしてみたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

村長が先ほどおっしゃった保護者の意見を聞いていきたいというようなことでは、どのようなことを具体的にお考えですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは、今ネット塾をやっている保護者を含めてですね、我々はこれは全児童生徒に投げかけるというのは、これは教育委員会を交えての話をしなければならいんですけども、今やっている人たちがどういうことに困っているんだということは、身近な人たちにまず聞くことが大事じゃないかというふうに思っています。そういう中で、中学生が1、2年生から塾を受けたいという意向があって、我々もちょっと幅を広げていこうという取組をさせておりますので、それは村民人それぞれ考え方も違うと思えますけれども、我々はまずは今やっている人たちから、やっぱり意向調査というか、今の状況調査をしながらやっていく。この子ども子育てとはまたある反面、ちょっと違うような我々は考えではないかと。学習はどこに行っても当たり前でございますけれども、やっぱり義務教育がある中では、我々が率先してやることではないというふうに思えますけれども、私たち

としては、やっぱり別な角度で学ぶ機会が必要ではないかということで、ネット塾も始めさせていただいておりますので、そこら辺は現状の把握をする中で聞き取りをしていければというふう思うところでございます。

○6番（勝山浩平君）

中学生の保護者はネット塾の利用者ということでできるとは思いますけど、未就学児の保護者、特に熱心なんですね。小学生の保護者からはどのような形で意見を募っていきますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

未就学児等に対しましては、第3期の子ども子育て支援計画におきまして、今年度中にアンケートを実施する予定でございますので、現在、今その案を固めている途中でございますので、そのあたりもまた考慮してまいりたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

昨年の3月質問させてもらいましたけれども、今、まだ深刻になっていてですね、子供の教育機関があるんですよ、日本に。そこが調査をして、5月に、物価高で一番削ったのは教育費減86%、塾に通っていた子供が塾に通えないというような現状も、今起こっております。物価高等も重なってですね。さらに教育支援、特に自主的に保護者が子供たちに習わせていることへの支援というのは、もっと必要になってくると思いますので、これは幼児教育にも認定こども園という大変期待が持てるお話も午前中ありましたが、つながっていくと思いますので、子供たちは村の将来の希望ですから、保護者の意見を十分に汲み上げてですね、需要が大変多いと思います、習い事への支援は。その需要に応えた形での新しい政策を講じてもらいたいと思います。

建設業に移りますね。県が今指名停止を10月13日から1月12日の間、3カ月間行っておりますが、これは御存じですか。

○建設課長（早川勝志君）

はい、県が指名停止を行っていることは、こちらでも把握しております。

○6番（勝山浩平君）

当初、ちょうど1年前の質問に対しては、許可権者は県であるから答えられないという答弁が、たくさんありました。県の判断を待つて確認したいと答弁をされましたが、この指名停止の解除にあたっては、独自に判断をされておりますよね。都合がいい解釈じゃないかなと思うんですけども、その点はいかが考えますか。

○建設課長（早川勝志君）

まず、昨年の答弁の中でもあったんですけども、まずその当該業者を指名停止するかどうかという質問の中で、こちらのほうは県の判断を待つて、待ちたいというふうに確か回答しているはずなんですけども、その12月の議会の答弁の後にですね、やはり村として検討した結果、先ほどの村長の答弁の繰り返しになるんですけども、やはり県は県、村は村というか、形はおかしいかもしれないんですが、この件に関する指名停止に関することに関しては、あくまでも発注者である村が

指導権を持つてするべきじゃないかということで、村のほうで先に指名停止を実施し、それに続いて問題が解決されたことから指名停止を解除したというふうな考えであります。以上です。

○6番（勝山浩平君）

先ほどの村長の答弁の中になかったと感じたんですけど、営業所がないから大事な経營業務管理者、専任技術者、営業所に常勤しないといけないんですよね。なかったんで、その間、常勤できていないんですが、そのことを県に確認してもらいたいと要望したつもりなんですが、その県の判断結果はいかがでしたか。

○建設課長（早川勝志君）

当該業者がですね、営業所が全くなかったという判断は、今回の各県に対する申請書ですとか、ですね、その辺の中から出てこないところがございます、会社自体は存在するものですから、経営管理者なり、専任技術者は常駐しているものだと、・・・存在しているものだというふうに村としては考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

主たる営業所ですね、ここに常勤しないといけないんですよ。そしたら志戸勘にはなかったじゃないですか、何も。じゃ、その期間、主たる営業所の機能、経営、専任の方々はどこで常勤していたんですか。

○建設課長（早川勝志君）

まず、その12月の答弁にもあったと思うんですけども、私どもと村としましては、同じ地域内に住所が移っているものだというふうに当該の業者も回答しているものですから、そのへんにあったのか、どこか違うところにあったのか分かりませんが、その会社としては存続するものですから、やはり県の申請書あたり、県の建設業の許可書、許可申請あたりにはですね、やはりその住所が記載されておりまして、そこに常勤して、そちらに属しているものというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

ですから、営業所がない期間は、その方々はどこに常勤していたんですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは担当サイドから聞いた中ででありますけれども、実際は志戸勘の場所が違っていただけで、そこに事務所がないところに住所があって、別なところの建物の中に住所があると、事務所があるという認識でいたということで、我々は調査結果を聞いています。その間で、住所が奄美市に移ったとか何とかという経緯がありましたけれども、我々としては、この大和村内に事業所があるものだという認識で指名願いを提出されておるものですから、これまでも指名に入れていたということで、議員の指摘に基づいて我々も再度調査をしたら、このような結果になってきたものですから、しっかりその確認は、今後していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

前回、同じ質問をしているんですよね。その時の答弁は、名瀬にその機能を有していたという答弁があります。議事録にも載っています。それは事実ですか。

○建設課長（早川勝志君）

すみません、答弁内容がいつの議会のことだか、ちょっとはっきりとわたしのほうで憶えていないものであれなんですけども、一部を名瀬でしているというふうに聞いているものですから、名瀬の奄美市のほうに住所を移しているのかなというふうに私どもは考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

専技とか経管とか、大事な方々が許可要件ですよ、これがなければ絶対建設業取れないんですよ。どこにいるか分からない。そういった状況で本村の公共工事の品質が保てますか。

○建設課長（早川勝志君）

繰り返しの答弁になるんですけど、やはり先ほど村長も申し上げたとおり、当該業者は同じ集落内に住所が移っていて、一部奄美市のほうで事務をやっていたということで聞いておりますので、何らかの形でですね、事務所の中には専任技術者、営業所の専任技術者並びに経営管理者が存在しているというふうに考えているところです。

○6番（勝山浩平君）

ですから、その専任がいたのかいないのかも分からない。どこかの事務所にいたんだとしたら、それはどこの事務所にいたんですか。どこにいるのかも分からない、本当にいるのかどうかも分からない。そういった業者に工事を発注して大丈夫なんですか。

○建設課長（早川勝志君）

まず、私どもの考えから申し上げますと、先ほどの村長の答弁にあったんですけども、2年に1度提出される指名願いがあるんですけども、そちらに添付されてくるのはですね、鹿児島県のほうに申請しております建設業の許可申請書の写しが一切添付されてくるところでございます。それが、直近の指名願いだったり、その前の指名願いに関しては、同じ集落内の住所が記載されておまして、そちらに経営管理者と専任技術者が配置されているような、配置されている申請書が上がってきておりますので、私どもはそれを見て確認をしておりましたので、その中に専任技術者と経営管理者がいるものだというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

私が初めてこれを取り上げたのが、去年の12月です、2022年12月。それ以前も、前も申し上げましたが、2020年の予算委員会で藏さんが業者の健全性ということについて質問している、質疑しているんですよ。そのときの答弁、今後、技術者や資格者の確認を徹底していくと答弁しているんですね。これ2020年3月。もう一回同じ質問をしますけれども、専任や経管はどこにいたんですか、どこで勤務していたんですか。

○建設課長（早川勝志君）

繰り返しの答弁になるんですけれども、やはり私どもはそのどちらかに、同じ集落内のうち、事務所の中、もしくはその中に経営管理者並びに専任技術者が勤務していたものというふうに判断しているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

前回の12月の質問に対しては、名瀬の事務所に機能を有しているという答弁があります。2020年3月の同僚議員の質疑に対しては、技術者等をしっかりと点検確認していくと答弁しています。これ、20年の3月のあとの2年に1回ですよ、先ほど言っている村の指名審査ですかね。その際には、経管とか専任とか、そういった審査は書類上でだけやっているんですか。しっかりしますと言ったあとに、同じようにペーパーで通しているんですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは実際、県からの許可であるということを担当課長が申し上げましたけれども、我々の確認ミスがあったということはお詫びをしなければならないと思っています。まさか我々も住所が違うとか、その以前答弁させていただいたのは、技術者がしっかり代理人となる人なのか、そこで現場に迷惑を、集落に迷惑をかけたか、いろいろその資格のない人が現場に携わっているんじゃないかという、多分御質問等もあって、我々としてはしっかりこの技術者の確認をしてやっていくという答弁をしたと思います。こうして2年に1度のこの指名願いという提出は、県の書式に準じて村はやっている関係で、もう県から許可を得たものがここに添付されている中で、村としては確認をしているものですから、内容について、しっかり今の事務所にいなければならない人の確認までは我々が確認を怠ったということになると思います。今後はこういうことがないようにしっかり我々も、毎年、これはもう指名推選委員長は副村長でございますので、指名推選委員長の中で、我々も毎年確認を市ながら、適正な現場を管理していただいて、しっかり公共工事における納品をしていただけるように、我々もまた取り組んでいきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

これから、ぜひそのようにお願いしたいんですけど、これまでです。これまでのことに関して、周りから結構おかしいとか、変だなという声が多いんですよ。これまでのことに際しては、もう一度再調査とかしませんか。

○村長（伊集院 幼君）

これはもうちょっと担当課長もちょっと答弁がしづらいことだと思いますけども、これまでは我々がさっき申し上げたように、確認も漏れがあって、我々としてはそこに事務所があって、そこにはこの経営管理者ですかね、業務安全管理者、また専任技術者が各事務所にはいるものだという認識でいたものですから、我々はまた、これはほかの事業者もそうではないかというふうに思われるところもありますので、そこは先般、大和村が指名している業者をお呼びして、指導をしたところでもございます。そしてまた、指導だけじゃなく、現場確認を指名推選委員長のほうで建設課長と確認をさせていただき、しっかりと我々も進めていきたいというふうに思いますので、これ

まではなかなか調査できる範囲が、ちょっと不明な点もあるものですから、我々はこれまでのことはちょっと調査がしかねない部分もあろうかというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

営業所の件ですね、主たる営業所が移動しているんですよね。9月も質問させてもらって、その後私が鹿児島県から入手をした書類をお渡しをしましたが、その書類確認はされましたか、中身。

○建設課長（早川勝志君）

9月に移動している件の、19年の移動している件でしたら、確認させていただいております。

○6番（勝山浩平君）

昨年の12月議会の一般質問の際に、建設課の皆さんが業者の代表にヒアリングをしております。村長が先ほどおっしゃったみたいに、同じ地区内、志戸勘集落で移動したものと勘違いをしていたということでありましたが、お渡しした鹿児島県の書類には、法人の意思で志戸勘から名瀬に移しているんですね。ヒアリングをした答弁とは食い違いがあるんですよ。その業者が大和村に対して虚偽の報告をしていませんか。

○建設課長（早川勝志君）

私どもが確認させていただいたのはですね、平成19年に奄美市のほうに移動した。今年3月だったと思うんですけど、大和村に再度転入した形の書類を確認させていただいたんですけども、これは県が指名願いの変更と、失礼しました、建設業許可の変更届の申請の際にですね、実際に該当する番地がないのであれば、実際に奄美市にあった住所を書くべきじゃないかということで、業者のほうと話をして、その段階でそれ以降の昨年の12月以降に、多分それが加わった形で申請されたものというふうに、私どもは認識しているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

平成19年に志戸勘から名瀬に移しています。今年の3月に名瀬から志戸勘に移しています。ですが、去年の皆さんの聞き取りに対しては、志戸勘地区内で移動したと答えているんですよ。食い違いがありますよね。書類上と答弁とヒアリングでの。それは、皆さんに虚偽の答をしたということになりませんか。法人の意思でないと変更届は出せないんですよ。法人の幹部の意思で出す。法人のその幹部が同じ志戸勘内で移動しました。皆さんをだまそうと思って答弁したと思いませんか。書類はこれですよ。

○建設課長（早川勝志君）

まず、私どもが令和3年の頭にですね、当該業者から指名願いの申請を受け付けておりまして、その段階のですね、住所はやはり同じ志戸勘内の住所であった。県の建設業の許可申請も併せてですね、令和3年の許可申請も併せて志戸勘、村内の住所地にあったというふうに私どもは認識しておりまして、それが、いつそういうふうな平成19年にですね、奄美市に移動になったかというのを県に確認しましたところ、今年ですね、3月に提出される変更届の際に、そういうふうな記載の

ほうの具体的な移動があったということで支持をしたということで、私どもはそれ以前のことがちょっと分かりかねるんですけれども、実際にはそういう書類の流れになっておりまして、私どもはその段階では、そういうふうな私どもは虚偽の申請があったというふうな考えは持っていないところでございます。

○6番（勝山浩平君）

私の質問が悪いかもしれませんが、皆さん、だまされたんじゃないですかと言っているんですよ。鹿児島県に出ている書類は、法人のその会社の意思で志戸勘から名瀬に移しているんですよ、平成19年に。去年の12月のヒアリングでは、その法人の代表が同じ志戸勘地区内に移動したのをちょっと勘違いしていて変更届を出していなかった、新しい志戸勘の場所に出してなかったと答えているんですよ。食い違いがありますよね。それはだまされたんじゃないですか。虚偽答弁じゃないですか、ヒアリングでの。

○建設課長（早川勝志君）

すみません、何度も申し上げますけども、まず、令和3年度の前ほど申し上げたんですけれども、令和3年度の私どもに、村に対する指名願いの住所地はですね、同じ住所地の村内の住所地でありました。昨年12月の段階でヒアリングを実施した際には、やはり住所が移ってなかったということで、私どももそういうふうな認識でいるところでございました。この実際にその変更がなされた書類が作られたのがですね、令和、今年になって3月に提出された県への申請書で、そういった書類が出ているのを私ども確認いたしまして、県のほうになぜこういうふうな形、以前に遡った形で書類が出され、住所地が変更されているのと確認しましたら、一部を奄美市で事務を執っていたということを業者のほうからヒアリングを受けた上で、住所地がないところに置くのはまずいということで、そういうふうな形で実際の移動が、奄美市に実際に一部を移動したのを、実際があった日付を記入させて提出させたということ、私どもは確認しているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

もうその移動の件はいいですよ。じゃなくて、単純にですね、皆さんがヒアリングをした内容と、事実は違いますよということです。それは、業者の虚偽答弁になりませんか。書類では自分たちで名瀬に置いておいて、大和村のヒアリングがあったらちょっと都合が悪いから、ここに住所がないと、大和村の仕事取れませんからね。うそをつかれたんじゃないかなと思いませんか。

○村長（伊集院 幼君）

今、建設課長が答弁したのは、我々もその平成19年に奄美市に事務所が移っているというのは後で気付いたことでありまして、それを最近ですね、それを県のほうから指導を受けて、平成19年に事務所がそこも機能していたんじゃないのということで、何か記入をさせてやっているということでございましたので、我々としては志戸勘地内の中での場所が違っていたということで、我々も聞いていたんですけれども、その変更をする中で、県が事務所の実態がどこにあったんだということ聞き取り調査をする中でですね、志戸勘もあり、奄美市もあったんじゃないのということがあ

って、奄美市にその事務所があったということも記載をされているということでございます。ですから、本来なら志戸勘に事務所がなければいけないのを、県としては奄美市にも事務所の実態があったんじゃないですかということも、県のほうと調べた中で、奄美市に住所が一部使っている事務所もあるということで、そこで事務所がここに示されたということでございますが、あくまでも事務所の機能としては、この大和村志戸勘が間違いのないということで、これがまた元に戻されたような形になったのではないかとということで、我々は解釈をしているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

繰り返しますけど、前回の12月の質問に対して、専技、経管、営業所としての機能は名瀬の事務所にあったと答弁がありました。今、村長の答弁からも名瀬の事務所という言葉がありましたけれども、ではその営業所がない期間は、名瀬の事務所で専技や経管が常勤をしていたということですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは志戸勘がないわけじゃなくて、志戸勘には別の場所に実際我々としては郵便物は志戸勘に郵送するものですから、志戸勘に事務所があるものだと、郵便物を受けているものですから、あるもんだという認識の下で担当課としてはそういう思いを持って、長年いたわけですよ。その中では、奄美市にあるというのは、一部の機能が奄美市にあったかも分かりませんが、我々としては元々志戸勘にその事務所が存在しているという認識でいたということでございますので、そのように御理解いただければと思います。

○6番（勝山浩平君）

ということはですね、志戸勘の新しい事務所のほうに専技と経管は常勤していたと、村は認識をしていたということですか。

○建設課長（早川勝志君）

私どもはその申請書の住所に常駐しているものだというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

だとしたら、鹿児島県は名瀬に営業所を構えている、村は志戸勘。食い違いがありますよね。これ鹿児島県にもう一度伝えて、この事実を、どういう判断をするのか、鹿児島県の判断を仰いでもらいたいんですが、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

この件につきましては、先ほど住所地なり何なりにする申請に関しましては、まず、建設業の許可権者である県が受け付けて、何らかの本来は審査をする形になっていると思うんですけども、私ども村としては、まず、その業者がそういうふうにあったというふうに認識しておりますので、県のほうにもこの、実際に住所地があったとか、経営管理者が動いているというのは、もちろん県のほうも確認していただけますし、経営管理者の移動並びに専任技術者の移動も県のほうに申請をされているのを聞いて、それは私ども確認をしておりますので、まずはそれを確認していき

いというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

そうではなくて、鹿児島県の考え方、認識と鹿児島県は名瀬と思っている、本村大和村は志戸勤と思っている、同じ期間ですよ、先ほどの答弁を聞くに。そこをもう一度県に伝えて、どっちが本当なのか、確認してもらいたいということです。県に確認するだけです。大島支庁じゃだめですよ、本庁の管理課です。

○村長（伊集院 幼君）

これは、担当課を交えていろいろ県に問い合わせた中での、我々は今日はちょっと答弁をさせていただいておりますが、まさにこの奄美市に移した、ちょっと本課自体も担当が変わって、ちょっとはっきりしない返事もいただいておりますけれども、我々としてはあくまでも奄美市は一部機能があったという認識だけしか、我々も持っておりませんが、県に対して、その事務所の位置付けがどういう形であったかというものは、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

代表が辞めているんですね。代表が経管を兼務をしておりました。10月の20日に辞職を、退職をされておりますけれども、その以後に本村が名音の促進住宅を10月の26日ぐらいでしたかね、指名通知を出しているんですが、これは当然経管がどなたかという確認はされていますよね。

○建設課長（早川勝志君）

まず、私どものほうにまず代表者が変わったという情報がありまして、その情報は私どもも掴んでおりました。代表者が退職したということもお伺いしておりまして、今それは実際に県のほうに申請、届出中というふうに聞いておりました。私どもは会社の定款なりですね、コピーをもらって、その中で代表者が変わったのは確認しております。経営管理、その実際に代表者が変わった、例えば経営管理、代表者が経営管理者を兼ねている場合はということで、その手続を私どもに提出するのが、提出していただくんですけれども、やはり手続にはですね、かなり時間を要する。まず、代表が変わった後にですね、定款の書き換えがまずございまして、それを含めて県のほうに申請して、県が受理して、その許可証を出されるのに時間がかかるということで、私どもはその許可証を含めて、県のほうにさらに指名願いの変更届を提出させるということで手続をとっているんですけど、まだ実際にその手続上、変更届の提出はまだなされてないところでございます。併せ持って、その経営管理者が変わっているのであれば、もちろんこちらのほうにも届いてない状況でございます。

○6番（勝山浩平君）

定款はもう入手できます、新しい代表で。経管というのは、一日でも空白があったらだめなんです。変更届でも2週間以内となっています。11月の末に鹿児島県管理課が確認をしましたら、県が確認中と言っていました。そういった経管が大事な役職の経管がはっきりしない中で、指名通知等を出してもいいんですか。

○建設課長（早川勝志君）

まず、経営管理者の変更届、代表者の変更手続と併せて経営管理者の変更手続、今回は一緒になされるべきだというふうに考えているところでございまして、代表者に伴いまして経管が変わっているということは聞いています。その中で、やはり県が受理していると、受理して、結局県のほうから当該業者には受け付けた許可申請のかわりに受け付けたものが来るんですけども、それはまだ来ていないということで、受理していることは受理しているらしいんですけど、それをもってうちのほうに申請届が来るということは、県がまず認めてくれているものだろうというふうに私どもは考えておりまして、建設業の許可の権限者は県ですので、そこが経営管理者と代表者の変更を認めていただいているというものを認めていただいたものということを考えて、私どもは指名をしたというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

これまで答弁で何度も同じようなことを答えているじゃないですか。技術者を調べますよ、しっかりと調べますよ、全く変わりませんよ。鹿児島県の書類がこうだったからこうしましたって。経管がはっきりしないのに、指名通知に入れて、本村の公共工事の品質は大丈夫なんですか。建設業法上、問題はないんですか。

○建設課長（早川勝志君）

先ほども申し上げたんですけども、建設業の許可権者である鹿児島県がそれを受理しているということで、私どもは問題ないのではないかとというふうに判断して指名通知をしたところです。

○6番（勝山浩平君）

代表も新しく変わっていますけれども、代表は常勤していますか。

○建設課長（早川勝志君）

私どもも最近ですね、先ほど申し上げたんですけども、まだ私どもに正式なですね、指名願いの変更届は来ていない。ただその情報は私どももちろん掴んでいまして、業者さんからも定款の写しとかきています。すみません、申し訳ないんですけども、実際に常勤をしているかどうかというのを、確認はまだ行っていないところでございます。

○6番（勝山浩平君）

本村には正式な変更届は届いてないと言いましたけれども、正式なものが届いていないのに、そういう業者を指名に入れていいのかどうかということなんですよ。いかがなんですか。

○建設課長（早川勝志君）

今回の件もありますけど、例えば、ほかに代表者が亡くなって、誰かが引き継ぐ形とか、そういう場合もいろんな可能性が出てくる場合がございます。それをいついつして受けつけないのかという、指名通知をしないのかという判断もありますので、今回は私どもは確認した中で、代表者が変わっているのは約款等で確認しておりますので、それで問題ないというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

2週間以内に出さないといけないんですよ。10月の20日で、もう11月の5日ぐらいには出さないといけない。でも出されていない。問題ないとおっしゃいましたけれども、どう考えても不自然でしょう。鹿児島県に11月の末、確認をしたら、確認中ということでした。そういった状況の中で、指名に入れたりするから村民とか、関係の業者の方から、ほかの業者はちゃんとやってんのに、不満の声が上がるんですよ。

あともう最後、建設業に関しては最後、告発の義務ですね。全く答弁に触れられておりませんでしたがけれども、公務員は違反、鹿児島県は9月の5日に建設業法違反と県のホームページで公表しています、違反。公務員の告発の義務、刑事訴訟法第239条、疑いを知ったら告発をしないとけない。どう考えますか。県は違反と見なしています。

○建設課長（早川勝志君）

私の勉強不足かもしれませんが、私どもはその建設業違反、建設業の法に抵触するのであれば、やはり私どもが報告するなり何なりするのは、処分庁である鹿児島県だというふうに認識しております。その県のほうに告発かどうかという判断では、ちょっとあれなんですけれども、連絡はさせていただいているところです。先ほど言いましたとおり、昨年12月に、11月に議員からそういう質問があった際にはですね、その内容を県のほうには、私どものほうから連絡させていただいて、その内容は県に伝わっている、処分庁に伝わっているというふうに考えているところでございます。それが告発のかわりになるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

告発というのは、捜査機関にということですよ。これ、公務員法ですから、地方公務員も含まれるんですよ。本村も地方公務員ですよ。

もう1個あるんですよ。地方公務員法第29条、前も言いましたが、告発を怠ったら罰則がありますよ。この告発の義務に関して、もう一度伺いますけれども、今後どうしますか。県は違反と公表していますよ。

○建設課長（早川勝志君）

私どもが、それが処分庁がやはり県なので、もし何かあれば、それは私どもは県のほうに、私どもに上がってきた書類ではなくて、県に上がってきた書類ですので、県のほうから何らか、もし必要があれば、何らの処分なり、告発が必要になってくるのかと思います。

○6番（勝山浩平君）

ただいまの課長の答弁は大和村としての考えということによろしいですか。

○建設課長（早川勝志君）

ちょっと質問の、ごめんなさい、意味がはっきりしないんですけど、議会の答弁というふうにとっていただいて結構だと思います。

○6番（勝山浩平君）

介護職員に移ります。本当準備していただいて、本当申し訳ありません。夜勤手当を増やすという答弁がありましたけれども、現場の声として、夜勤手当を増やすかわりに、ほかの支給が減らされるんじゃないかなという不安がっている声があるんですが、内容はいかがですか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

村長の答弁にもありましたように、令和6年度の当初予算、現在、要求の編成中であります。実際、どれぐらいの額が上がるのかというのは、ここでの答弁は差し控えたいと思いますけれども、それに伴ってほかの部分が減るとかいうことはございません。

○6番（勝山浩平君）

よく民間のパターンですね、2日分働きますよね。8,000円、8,000円だとして1万6,000円、これ夜勤手当というのが5,000円か6,000円、普通あるんですよ、民間。そしたら、働いたら2万1,000円、2万円となりますが、大卒そういった考え方で新年度から始まっていくと理解してよろしいんですか。具体的な額はよろしいので、大卒の考え方ですよ。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

今考えておりますのが、今現在支給している1回の夜勤に2日分の日給プラス夜勤手当をつけております。今現在、先ほど申し上げましたように、来年度の予算要求の編成段階なんですけれども、今後ですね、勤勉手当の導入がなされた場合の試算も行っている中で、どれぐらいの額が必要になるのかということも考えながら検討してまいりたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

本当、準備していただいて申し訳ありませんでした。すみません。答弁にありましたように、介護保険法の改正が、大卒大きな改正がありますので、そういった状況を見ながらですね、議会としても9月の決算委員会の意見書で介護職員の処遇改善を図ってほしいという要望書を上げておりますので、介護職員の確保も本当に大変な、今問題ですので、処遇改善をぜひして、引き続きですね、研究をして引き続き上げていただいて、介護職員がやる気を持って働けるような環境を作りたいと思います。

ありがとうございました。すみません、時間。

○議長（奥田忠廣君）

これで、6番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。3時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

-----○-----

再開 午後 3時45分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番、重信安男君に発言を許可いたします。

○3番（重信安男君）

皆さん、こんにちは。本日最後の一般質問となりますが、最後までお付き合いください。

まず1点目に、村民に対する安全な生活環境として、以前から問題になっています空き家対策は進展しているのか、当局に答弁を求めます。

次に、最近ネズミが多くなっていますが、そのネズミによる被害やネズミを捕食するハブによる被害は出ていないのか、また対策は行っているのか、答弁を求めます。

最後に、全国ではクマやイノシシ被害が多発していますが、本村内によるイノシシ等での人的被害が予想されるが、対策としてどのようなことをされているのか、答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、自席にて再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、重信議員の御質問にお答えをいたします。

1番目の空き家対策はどう進捗しているかとの御質問でございますが、本村では、現在160件の空き家が存在し、そのうち人が住まなくなり朽ち果てた家屋である廃屋が64件と確認されております。村といたしましても、廃屋に関しましては、令和4年度に大和村廃屋等対策助成金制度を創設し、村内に存在する廃屋を防災及び防犯上の観点から、取り壊そうとする個人に解体撤去に係る費用の一部を助成することで、廃屋の解体を促進し、安心安全な生活環境の確保を図っているところであります。また、空き家に関しましても、比較的状态の良い空き家の所有者から村に売却または賃借したいとの申し出があった物件に関しましては、その現況を確認し、住宅として再利用可能と判断された空き家につきましては、リフォームを施し、村営住宅として活用することで、良好な住生活環境を提供し、定住促進へその効果が発揮されているところであります。そのほか、再利用するには多額の経費を要すると、購入、賃借を見送った物件につきましても、何も手立てをしないのではなく、定住促進施策への活用を計画しているところであります。奄美大島へ移住を希望される移住希望者は、都会的な便利さよりも、多少不自由でも集落の雰囲気や自然環境の良さを感じていただいた方たちが、その多くを占めております。そのような移住希望者へどのような家に住みたいかとのアンケート調査の結果によりますと、きれいな住宅よりも自分たちの手で工夫して、自分たちの思いどおりにリフォームすることができる空き家のような家が良いとの意見が半数以上という結果が出ております。このような移住希望者の住宅ニーズを的確に捉え、定住人口の増加を図ることと目的に、空き家を所有者から借上げ、入居者を募集し、賃借を行う空き家サブリースの取組を、奄美群島内で行っております。本村でも物件取り扱い実績がございますNPO法人奄美空き家ラボと連携協定を締結する予定をしておりますので、民間と連携することにより空き家活用を推進し、さらに定住促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2番目のネズミ等によるハブ対策は行っているかとの御質問でございますが、午前中にも市田議員の御質問にもお答えいたしましたように、今年になって集落でのハブの目撃情報や、ハブに咬まれたハブ咬傷の人がいるなどの情報が確認をされております。今年度のハブ捕獲数は1,175

匹と、過去5年間の平均の年間捕獲数より若干少ない程度でございますが、同様の捕獲数になると予想しているところでもございます。集落周辺での捕獲数は、はっきり区分できていないところでもございますが、例年と同じように集落周辺でも捕獲がされているところでもございます。現在の対策といたしましては、3,000円での買上げをすることにより捕獲数を増やすことや、その対策におきましては、一部の学校のPTAによります用心棒の作成や、各集落における自主的な用心棒の設置などの地域の皆さんの協力をいただきながら対策がなされているところでもございます。また、集落内の街灯の設置や広報やまらラジオ便においてもハブの情報をお伝えし、夜間の外出時における懐中電灯などを持って歩くことなどの注意喚起をお伝えしているところでもございます。集落内でハブを見かけたりしたときには、近くの人にハブが出たことをお伝えし、捕獲できる人がいたら依頼していただければというふうに思うところでもございます。平日の勤務時間内であれば、役場のほうから捕獲するようにしておりますが、我々も行政として集落の安心安全に暮らせるように、対策を講じてまいりたいと考えているところでもございます。

また、ネズミが増えているとのことということでございますが、環境省の見解によりますと、山間部でノネコの調査に従事している職員の話では、あくまで推測にはなりますが、昨年と一昨年は山間部では木の実の豊作によりネズミが増加し、今年は山間部での木の実が減ったとのことで、食料を求めて集落周辺に下りてきたのではないかとの見解であります。これまでもネズミ対策につきましては、各世帯によりまして独自で対策が取られていると認識をしているところでもございます。今後も村民からの情報をいただきながら、ネズミ対策については村民への周知を図っていきたいと考えております。

次に、3番目のイノシシによる人的被害が予想されるが、その対策についての御質問でございますが、産業振興課のほうではイノシシによる農業被害対策として、計画的な侵入防止柵の設置や、猟友会と連携した効果的な有害駆除を実施することで、被害の軽減に努めているところでもございます。御質問の人的被害につきましては、現在、産業振興課のほうでは対策は行っておりませんが、近年は全国的にクマやイノシシが人間の居住区域まで頻繁に侵入してきており、農業被害や人的被害が報道されております。今年は特にクマによる人的被害が多い年になっております。イノシシによる人的被害はクマに比べますと少ないと思われませんが、全国では年何件か発生している状況でございます。本村におきましては、イノシシが大量発生した年には集落内まで出没する事例もございまして、イノシシによる人的被害の報告はございません。イノシシと対峙する機会の多い狩猟者におきましては、人的被害の可能性もあるかと思いますが、クマと比べリュウキュウイノシシは、本来臆病で用心深く、人前では身を隠す動物であるため、一般の方については人的被害の可能性は低いと考えており、その対策についても計画はしていないところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○3番（重信安男君）

今の答弁です、空き家の廃屋が64件あるというのはびっくりしました。もう崩壊寸前の空き家ということですね。全体の160件、これはもう本当に何とかしていかないといけない。廃屋はもう早く取り壊すなりしないと、私は今から質問するネズミ等とハブ等にも全部関連してしまっていて、空き家というのは、やっぱり人が住んでいないということで、そこにネズミがですね、棲みつく、巣を作るということで、それを今度はハブが捕食にくると、ずっとつながっていくんですね。やっぱり先ほど言いました、名音集落です、新聞配達員がハブに打たれて、1件そういう被害が出ておりますけれども、やはりこれから先は冬ですから、少ないんじゃないかと思いますが、春先ですね、梅雨前ぐらいからまた活発に動きます、ハブは。だからまだその空き家対策のことを言ったのはですね、その空き家を早く何とかしないと、そこにやっぱりどうしてもネズミが棲みつくと思うんですよ。棲みついたらハブが必ず来ます。大好物ですのですね。それを何とかしたいと思っているんですが、その廃屋の64件については、今、今後どういうふうな状態にしていくのか、答弁をお願いします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今現在、村内のほうで確認されております廃屋につきましては、先ほど答弁でもございましたように64件となっております。我々といたしましても、やはりこの廃屋が集落内に存在するということは、防犯、防災上、非常に問題があるということ認識しまして、先ほど答弁の中でもございます廃屋解体助成金制度のほうを創設させていただいて、所有者のほうにやはり財産権者、その家の権利を持っていらっしゃる方に、やはり取り壊していただく必要があるものですので、そういった方々へ周知広報させていただき、この助成金を活用させていただいて、御自分の廃屋となっている家を解体していただく、そういったことを促進しているところでございます。以上です。

○3番（重信安男君）

そしたらですね、お伺いしますけど、大和村の集落11集落の中で、廃屋じゃなくて空き家、廃屋を含めてですね、多いところと少ない集落とかは分かりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

空き家、廃屋を合計いたしまして、一番多い集落につきましては、こちら令和2年度の空き家実態調査のほうでございますが、今里集落で合計25件というふうになっております。一番少ない集落につきましては、国直集落で合計2件となっているところでございます。以上です。

○3番（重信安男君）

やはりそうですね、人口のほうも今里、下方地区、志戸勘も含めてですけどね、やはり人口が少なくなっているということで、やっぱり恐らく今里が一番多いんだろうなと予想はしております。その今里の25件の地権者というか、家主の方とは連絡は何件か取れて、もう取り壊しますよとか、そういうことは何件ぐらいありますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

この廃屋解体助成金の実績といたしまして、すみません、今手元にどの集落であるのかという資

料までは持って来ておりませんが、令和4年度に3件、令和5年度1件、令和5年度につきましては思勝集落で取り壊しを行っております。この地権者の方々への周知についてでございますが、昨年6月の固定資産税の課税の通知の封書の中に、この広報のチラシのほうを同封させていただきまして、そちらのほうでこういった廃屋を所有されているの方々への周知というのは図っているところでございます。以上です。

○3番（重信安男君）

一応この160件に対しても、全員には一応、そういう通知とか、連絡をして、そういう返事ももらわれているんですかね。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

令和4年度にこの固定資産税の封書のほうにチラシを、広報チラシを同封させていただきまして、そのチラシを見てお問い合わせをいただいて、実際に取り壊しをされたという物件は1件ございます。以上です。

○3番（重信安男君）

やはり空き家対策というのは、どうしてもやっぱり取り壊さないといけないというのは、昔からいっていることなんですけれども、やはり私が今日質問するのは、やっぱりネズミとハブが一番重点なんです。それを何とかしないと、絶対棲みついて、集落内に増えていきます、おそらく。誰が答えるか分からないですけど、ネズミの繁殖、さっきはハブの卵だったんですけど、ネズミは分かれますか、誰か。

○住民税務課長（池田浩二君）

ネズミはですね、主に春から夏、そして秋にかけて繁殖期があるということなんですけど、先ほど議員がおっしゃったように、今から冬の時期は活動が少なくなっていくんですけど、やはり暖かくなってきたらですね、繁殖時期。そしてまず、ネズミの場合は食料を求めて人の家に侵入して来たりしますので、そこでいろいろ巣を作ったりですね、そういうことをして、またそれを追っかけてハブが行くということもありますので、やはり空き家とか、そういった環境をですね、なるべくないほうが集落内での環境は良くなると思います。

○3番（重信安男君）

そのとおりなんですよね。繁殖は年に2回、春と秋とあります。1匹がですね、6匹産むんですよ、赤ちゃんを。春に6匹、秋に6匹、1匹で12匹。それはもうさっき言ったみたいに、ハブみたいにすごく増えるんですよね。だから、ハブもそれを目当てでやっぱりやってくると思います。だから、何とかその廃屋でもいいし、空き家対策をちゃんとして、まずネズミが来ないように対策をしないと、まずいけないと私は思っております。その後、今度はハブなんですけど、いかがですか、ネズミに対する駆除的なあれはあります。

○住民税務課長（池田浩二君）

基本的なことはですね、村長のほうが答弁されたように、各世帯のほうで独自にされていると思

います。ネズミの捕獲かごや、また粘着シートなどを使って、捕まえているものだと認識しております。それが今できる最大のことなのかなと思います。今後、ネズミがですね、集落内で異常発生とか、そういったものがまた情報がありましたらですね、こちらとしても、何らかできることは分かりませんが、いろいろ考えてはいきたいと思っております。

○3番（重信安男君）

各集落のいろんな方に聞きましたけれども、やっぱりネズミの被害が多いと、農業にしろですね、バナナを食べたり、家のものを食べたり、米なり、肥料を食べたりとか、やっぱり多いと言いますが、その助成金とかね、日本全国で調べれば、ネズミに出す助成金とか、そういうのはないんですけども、奄美市も何かその薬を配布したり、無料で電気機器みたいなのを貸したりとか、聞いたことがありますけど、やっぱり大和村もこういう情報を聞いてですね、多いところにはそういうふうにするとかいう、無料で配布したりとか、そういうことはできませんか、課長。

○住民税務課長（池田浩二君）

今おっしゃられた殺鼠剤とか超音波ですね、そういったものでネズミの嫌がる音を鳴らしたりとか、そういった超音波あるんですけど、それも基本的に個人での購入というふうにはなるんですけど、またそういったものがあるという情報などをですね、村民に広報とかそういったものを通じてですね、ネズミ対策の一環として、そういった広報対策というか、支援ができればと考えております。

○3番（重信安男君）

やっぱり今からそのネズミは絶対確実に増えますので、マングースも天敵であるマングースもいない。ネコも今、集落内とか、あちこち見ても、本当に1匹見るか見ないかとか、ノネコですかね、本当にいないです。だから、ネズミはもうどんどんどんどん増えていくと思います。それをまず対策をしないと、本当、遅くなると思いますので、その無料配布でもいいですから、そういうね、そういうものを集落のどこかに置くとかですよ、山裾に置くとか、それを今後対策として考えていっていただきたいと思います。

次に、その名音でハブに打たれたという方は、今はもう退院されているんですかね。

○住民税務課長（池田浩二君）

確かに入院しているという話は聞いていました。そして現在もう退院しているということで、話は聞いております。

○3番（重信安男君）

やっぱり、今日も午前中で市田議員がハブのことはもうほとんど質問されましたので、私もなかなか言えませんが、そのハブ対策だけはしっかりしないと、人的被害が出ればですね、やっぱり命にかかわりますので、村当局としても、村民の生命、財産を守るという使命がありますので、今後ですね、本当に真剣に取り組んでほしいんですよ。今、村長も言ったように、3,000円、1匹、なんですけど、昔は5,000円ぐらいありましたよね。だんだんだんだん下がってきていますが、やっ

ぱりハブを撲滅させるには、捕る人を増やす。今、捕る人も多分少なくなっていると思います。だから、ちょっとでもですね、300円でもいいし、200円でもいいし、ハブを上げることとか、村の助成としてですね、大和村だけとか、村民だけにはそうするとか、そういう仕組みをしないと、ハブは全然、もう少なくなっていけないと思うんですよね。そういう考え方は将来的に考えていませんか。

○住民税務課長（池田浩二君）

確かに今おっしゃられたように、以前は5,000円、そして4,000円、3,000円ということで、だんだん下がってきております。その中で1,500円は県のほうから補助としていただいているんですけど、やはりこれも税金を使っている助成費用ですので、やはり今後するとしても、財政的な面も伴いますので、財政とかそういったものと、やはり協議をしなければいけないと思っております。

○3番（重信安男君）

それとまた別にですね、もし、私小さい頃ですけど、山裾に電気線か何か線が引っ張ってあって、ハブ侵入防止みたいな形で、昔あったような記憶があるんですけど、何か御存じの方はおられますか、副村長、分かりません。それで、ハブというのは、電気が、電流が流れとったら嫌がるみたいなんですよ。だから、午前中市田議員はブロックと言いましたけど、私はグリーンネットですか、ネットにそういう線をつけて、ただアンカーで止めて結んでいくわけですから簡単だと思うんですよ。そういうのをですね、今から草刈りの班とかが、暇な時期とかに、そういうのを予算をつけてですよ、そんな高いものになりませんから、そういうのをずっと山裾に集落内の、大体1m40から50あればハブは侵入して来ないと聞いていますので、そして電気線を、電流を流すとか、その周りに嫌がる何か、何ですかあれ、薬ですか、硫黄ですか、ああいうのを撒くとかですね。ガソリンじゃない、なんだっけ、そういうのを撒くとか、そういうふうなことをすれば侵入してこないということを、沖縄のほうで実証が出ていますので、それ何とかそういうのもこれから取り入れてやっていかないと、今からハブも本当に春先から増えてくると思います。そういうのも検討していただけませんか。

○住民税務課長（池田浩二君）

先ほど議員がおっしゃられた電気が入っているものですけど、実は奄美少年自然の家は研修する場所ですので、あそこの屋外からですね、外部からハブが侵入できないような形で、そういったものが張り巡らされているというのを聞いたことがあります。私も10何年前、向こうのほうで教育委員会時代に研修を受けているんですけど、そういったもので説明を受けております。そういったものがあるんですけど、やはり村全体となると、やはり莫大な費用もかかってきます。安全に対して、やっぱりそれはかえられないんですけど、それも先ほどおっしゃったように、ちょっと予算というか、財政が伴うものですから、そういったものが設置できるのかどうなのかというものをですね、また関係機関とですね、協議はしていきたいと思えます。

○3番（重信安男君）

予算はそんなにかからんと思います。グリーンネットなんか安いですし、鉄筋で1 m50の鉄筋で2 mぐらいのピッチで打っていけば、ネットもきれいに保たれますし、あとは電流関係、電気関係ではお金がかかるかもしれません。それ予算関係でやるのであれば、まず学校ですね。学校の周りから先にそうやってやっていくと。学校でもやっぱりハブが出たと言っていますので、子供たちがやっぱりね、心配ですから。学校を実験的な感じで1回、取り組んでみればですね、いいかなと思いますけど。教育長、いいんじゃないですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

ハブ対策について、学校に管理でそうやっておっしゃっていただいて、ありがたいと思うんですけども、電流となりますと、子供たちの遊ぶ範囲を考えましたら、ちょっと危険ではないかなと、私今思いました。ですから、やっぱりそういったことを、やっぱり考えながら、やっぱり設置するのであれば、今後そういった形のやっぱり安全対策もやっていかないと、少し無理じゃないかなと私は思います。

○3番（重信安男君）

局長、違うんですよ。そういうのを学校で生徒に指導して、こうこうやりますから、ハブ対策としてね、だから近寄らないでくださいとか、そういう指導すればいいんじゃないですか。そうせんで、もし咬まれた場合はどうします、子供が。責任とりまいになりますよ。私はそう思いますけどね。

○教育長（農原弘久君）

いろんな提案、ありがとうございます。ただ今事務局長が話しましたように、子供たちはいくら指導してもですね、特に低学年とか、やっぱり忘れてたり、そうする場合もあるのかなと思います。そして学校にはですね、未就学児も遊びに来たり、するとまたいろんな学校関係以外の人も来ますので、なんだこれかと思って触って、そこで何かトラブルがあっても大変かなと思います。ですので、おっしゃるその提案、なかなかおもしろいなと思うんですが、そういう危険性もあるかなと思っておりますので、ですので、ここはやっぱり、今さっき事務局長が言ったように、何と言いましようか、ちょっと話が先になりますけれども、大和校のサトウキビ畑からハブが出たという話がありましたけれども、私どもはですね、各校にサトウキビ畑を推奨しています。これは大和村の直川智翁の偉業を称える意味でもやっているんですが、刈り取るときには、必ず長い棒で叩いてから、そして刈り取るようにしなさいとか、そういう注意喚起はしょっちゅうしておりますので、議員さんが心配されるそれは分かりますけれども、今のところはそういう注意喚起、そしてハブ棒とか、そういったのがまだできる範囲かなと思っております。

○3番（重信安男君）

電流と言ってもですね、人的に被害のあるような電流ではないと聞いています。そういうハブとかへビとかが嫌がるぐらいの電流、私はそういう被害はないと思います。それが怖い、嫌と言うんですでしたら、そのネットだけでもいいんですよ。ネットを1 m50ぐらい、ピッチでグリーンネットぐ

らい、安いもんですよ。それを学校の周りにばあって入って来そうなところにやれば、もうハブは侵入して来ない。大雨とかだったらね、川とか側溝から流されて来るといふ面もありますけれども、山から直接下りて来ないという仕組みを作らないと、やっぱりいけないと思います。電流を流さなければ、それでも本当に予算的にそんなかかりませんので、各集落内でもそうやって、今、クロウサギでマテリアでやっていますよね、フェンス。ああいう形なんですよ。そうすればまたそれが雇用とつながって、行政、事業者にも仕事としてつながっていきますし、そういうのを今度やっていけばどうかと思うんですけど、課長どうですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

今そういった提言というか、そういったのをいただいたんですけど、そういったものをまた今後ですね、十分に上司ともまた協議をしていきたいと思ひます。

○3番（重信安男君）

ハブの件はすみませんが、これからですね、村民の命を守らんといけない立場ですので、そういう予算がないとか、そういうことを言っている場合じゃないと思ひますので、それ優先にこれから前向きにやっていただきたいと思ひます。

次にですね、イノシシなんですけど、イノシシはまた・・・だと思ひますけど、本島内でですね、学校にイノシシが侵入してガラスを割ったりとかいう、そういう被害が出て、千葉なんかでネットで最近見ました。だから、まだ人的被害はなかったからよかったですけれども、それが奄美大島でもないとは言えませんが。大きいイノシシなんかだったらですね、どこに来るか分かりませんので、そのイノシシ対策も課長、どうですか、考えていますか。

○産業振興課長（福本新平君）

村長の答弁にもありましたように、本来イノシシは臆病なので、人の臭いがするものとか、動くものに関しては身を隠すので、入って来ない傾向にあるんですけど、何らかの形でパニックになったときには入って来るのかな、そのときは刺激をさせないようなことが一番なのかなというふうに思っております。

○3番（重信安男君）

私はじいちゃんからですね、よく山にテイチギの木を切りによく山のほうに行きおったんです。テイチギを、重いテイチギを運ばされて、本当につらい日々を送ったことがあるんですけど、あのときにイノシシとか、山であうんですよ。そしたらやっぱり人間めがけて突っ込んでくるんですよ、牙がある。みんな木に登れと、木にぶら下がれとか、そういうのを私はおそわりました。だから、臆病と言っても、やっぱりそれは分からないですよ。ね、村長。そんなね、イノシシが大きければ、そんなね、人間を突き倒そう、もし子供がおったら、ウリボウと一緒にだったらですね、よけい母親は人間に向かって来ると思ひます。だからやっぱり、これからは本当、何があるか分かりません。ですので、イノシシに対する人的被害が出ないように、そういうのも、だからさっき言ったハブと同様に、そういうフェンスがあれば、イノシシも入って来れなくなりますし、入って来づ

らくなります。だから、そういうのも兼ねてですね、これから検討していただきたいと思います。どうですか。

○産業振興課長（福本新平君）

もし仮に幼獣のほうを連れてくるイノシシの場合は、子供を守ろうとして向かって来る恐れがあるんですけども、基本的には農業被害、そういった形で夜荒らされて、昼間は必ずどこかに身を隠しているというパターンがありますので、そういうのをみかけてもへたに刺激をしたり、しないことが一番の対策なのかなというふうに思っています。あくまでも事業を使って柵を整備するのは、農業被害、農業の被害額が出ますので、経営上の問題に発展しますので、農業のほうで守る形で今柵の整備は進めているところであります。

○3番（重信安男君）

そうやって課長とか、行政もそうやって思っているのであれば、村民も安心しておれると思います。これからですね、害獣、ネズミにしろ、ハブにしろ、イノシシにしろ、そういうのから村民を守るというのを常に考えて、行政としてこれから働いていただきたいと思います。これで終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、3番、重信安男君の一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第67号 奄美群島広域事務組合理約の変更について

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議案第67号、奄美群島広域事務組合理約の変更についてを議題といたします。
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

奄美群島広域事務組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本村も加入しております奄美群島広域事務組合の事務所移転に伴い、同組合の規約を改正する必要がありますので、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定によりまして、本村議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

内容を御説明いたします。奄美群島広域事務組合理約の変更についての内容を御説明申し上げます。

奄美群島広域事務組合事務所の移転に伴い、事務所の位置について、同組合理約の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、規約第4条、組合の事務所の位置を奄美市名瀬永田町18番6号から奄美

市名瀬港町15番地に改めるものであります。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議員派遣の件について

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思いをします。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から議会規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました次期定例会等の本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項等については、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして令和5年第4回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥田忠廣

大和村議会議員 前田清和

大和村議会議員 重信安男